

令和 8 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 8 (2026) 年 6 月
東海学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	8
基準 1. 使命・目的・・・・・・・・	8
基準 2. 内部質保証・・・・・・・・	14
基準 3. 学生・・・・・・・・	22
基準 4. 教育課程・・・・・・・・	47
基準 5. 教員・職員・・・・・・・・	61
基準 6. 経営・管理と財務・・・・・・・・	72
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・	84
基準 A. 社会連携・地域貢献・・・・・・・・	84
・ A-1 大学の人的資源・物的資源の地域社会への還元と協力連携体制	
V. 特記事項・・・・・・・・	88
VI. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・	
VII. エビデンス集一覧・・・・・・・・	
エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・	
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・	

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

(1) 東海学院大学短期大学部の建学の精神・短期大学の基本理念

東海学院大学短期大学部の建学の精神は、学則第1条に「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成である。」と定めている。本学の歴史は、昭和20(1945)年に神谷一三初代理事長と神谷みゆ子初代学長の両名によって設立された岐阜高等服飾女学校に始まる。昭和36(1961)年に学校法人神谷学園の設立が認可されると、両氏は昭和38(1963)年、家政科で構成される東海女子短期大学を開学した。この東海女子短期大学の建学の精神は、「広く国際的な視野に立つ社会性、創造性と行動力豊かな女性の育成」であった。両氏は戦後の復興期にあって女性が社会的な自立という状態からほど遠い存在であることを視て、女性であっても専門の知識や技術を持てば男性と同じように経済力を持つことができると信じた。また、時の大蔵大臣の認可を得て服飾研究のために欧州8か国を歴訪した際、女性が自立して社会で生き生きと活躍している姿を目の当たりにして、日本人女性も自立心と国際感覚を持つべきことを痛感し、このような建学の精神を打ち立てたのである。本学は開学以来この精神を堅持しつつ、平成20(2008)年の男女共学化に伴って校名を東海学院大学短期大学部と変更し、今日に至っている。

大学は高等教育機関として次代の発展を担う若者を育成する責務を持つが、近年では、社会のグローバル化や教育のユニバーサル化によって、社会からは即戦力となる者が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになった。そこで本学はこうした状況に鑑みて、建学の精神及び確固とした専門知識・技能を身に付けた人材を育成することを教育の基本理念とし、これを達成するための教育内容、教育環境の整備に努めている。

(2) 東海学院大学短期大学部の使命・目的

短期大学は、「専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」(「短期大学設置基準」)ことが求められる。

平成20(2008)年4月、本学は45年にわたる高等教育の歴史を受け継ぎ、建学の精神を堅持しつつ男女共学の大学として新たなスタートを切った。これは、社会全体が男女共同参画型の共生社会に向かって変貌し始めたことに加え、これと同調するかのようにならざるを得なかった地域社会からの共学化の要望に応えたものであった。産学官の連携が強化され、高校と大学の連携などに行政が積極的に関与し始め、県内の大学によるコンソーシアムが構築され、地域住民の参加する生涯学習の機会が増えた。こうした中、地域に開かれた大学として建学の精神を実現するためには、男女共学化の実施は必然的な流れであった。この男女共学化によって本学は建学の精神を「女性の育成」から「教養人の育成」としたが、基本理念は変わらず受け継いでいる。

その一方で、短期大学の新たな未来を築くために教育課程の質的転換に取り組み、専門知識として持つだけでなく、それが実際に社会で役立つための教育と社会への適応力や実践力が身につく教養教育の徹底という目標に向け、生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学づくりに全学を挙げて努めてきた。本学は幼稚園教諭及び保育士養成課程を持つ短期大学として、社会から専門知識・技能と実践力を備えた教育者・保育者を養成する

ことが期待されてきた。近年、保育分野における人材不足の現状からその期待はかつてないほど高まっており、即戦力を備えた人材の確保が幼児教育・保育現場における喫緊の課題になっている。本学では建学の精神と基本理念を踏まえつつ、社会の要請に応え使命を果たすべく、教育内容、教育環境の整備に取り組んでいる。

(3) 東海学院大学短期大学部の個性・特色等

本学は岐阜県下初の私立短期大学として開学し、創立 62 年の高等教育の実績を有する。この間、3 万人を超える卒業生を輩出し、その多くが教育・保育の分野で活躍してきた。伝統に裏打ちされた、地域に貢献する高等教育への信頼により、岐阜県内出身の入学者が約 9 割を占める。本学は幼児教育学科 1 学科の単科の短期大学であり、入学から卒業までのきめ細かい支援が担任を中心に、学科の教員や授業担当教員、職員によって行われている。その結果、就職を希望する学生の就職内定率は 12 年連続で 100 パーセントとなった。

少人数での教育が可能となる環境を生かし、実践力育成を重視した教育課程が本学の特色の一つと言える。多くの授業で実践的内容を含んだ授業を計画・展開し、学内外での様々なイベントや、未就学児とその保護者を招いての親子教室「あそびの森」等の子育て支援活動への参加の機会が用意され、学生の主体的な参加を促している。

本学では、保育現場で求められる、即戦力となる専門性を持った保育者を養成するため、保育士養成課程カリキュラムにおける選択必修科目を中心に、「子ども医療・心理」「子どもスポーツ」「子ども音楽」「子ども造形」という四つの「学びの柱」を用意している。学生はそれぞれの興味・関心に合わせて授業を選択し、学修を深めて自分の得意の分野とすることが可能である。平成 30(2018)年度から始まった長期履修制度も、本学の特色の一つである。岐阜県・愛知県の保育系短期大学に多く見られる 3 年間で 2 年の課程を修める制度で、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格については原則午前中の授業のみで取得が可能である(実習を除く)。ライフスタイルに合わせて時間を有意義に使い、仕事やアルバイト等と学業の両立が可能となっている。

本学では幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得以外にも、意欲のある学生を多方面から支援していくために、上級秘書士(メディカル秘書)・こども音楽療育士・ピアヘルパー・レクリエーションインストラクター・認定絵本土等の資格取得を可能とするなど、意欲ある学生の学びを支援する体制を構築している。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

昭和 20(1945)年 9 月	岐阜高等服飾女学校開校(岐阜洋裁専門学校)																							
昭和 36(1961)年 11 月	学校法人神谷学園設立 初代理事長に神谷一三が就任																							
昭和 38(1963)年 1 月	東海女子短期大学設置認可 昭和 38 年度開設、家政科、(入学定員 50 人) 初代学長に神谷みゑ子が就任																							
同年 4 月	校舎落成式並びに開学式を挙行																							
昭和 39(1964)年 1 月	家政科第 2 部の増設認可(入学定員 50 人)																							
同年 3 月	家政科第 1 部を被服専修 30 人、食物専修 20 人の両課程に分離 家政科第 1 部食物専修課程が栄養士養成施設として指定された																							
昭和 40(1965)年 1 月	家政科第 1 部被服専修を被服専攻課程、家政科第 1 部食物専修課程を家政科 第 1 部食物専攻課程に名称変更 家政科第 1 部の入学定員(50 人→80 人)に定員増が認定 被服専攻(30 人→45 人)、食物専攻(20 人→35 人)																							
昭和 41(1966)年 1 月	家政科第 1 部の入学定員(80 人→180 人)の定員増が認定 被服専攻(45 人→50 人) 食物専攻(35 人→130 人) ※栄養士 100 人・食物 30 人 英文科第 1 部・第 2 部、初等教育科の設置認可 英文科第 1 部・第 2 部 (入学定員 50 人) 初等教育科 (入学定員 50 人)																							
同年 3 月	英文科第 1 部・第 2 部が中学校教諭 2 級普通免許状(英語)、初等教育科は小 学校及び幼稚園教諭 2 級普通免許状取得課程として認定 初等教育科ご保母養成課程として認定																							
昭和 42(1967)年 12 月	学科・専攻課程名及び入学定員を昭和 43 年 4 月 1 日より次のように変更認可 <table><tr><td>学科</td><td>旧専攻課程名</td><td>新専攻課程名</td><td>旧定員</td><td>新定員</td></tr><tr><td rowspan="3">家政科第 1 部</td><td>被服課程</td><td>被服専攻</td><td>70</td><td>70</td></tr><tr><td>栄養士課程</td><td>食物栄養専攻</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>食物課程</td><td>家政専攻</td><td>30</td><td>30</td></tr><tr><td>初等教育科</td><td></td><td></td><td>80</td><td>130</td></tr></table>	学科	旧専攻課程名	新専攻課程名	旧定員	新定員	家政科第 1 部	被服課程	被服専攻	70	70	栄養士課程	食物栄養専攻	100	100	食物課程	家政専攻	30	30	初等教育科			80	130
学科	旧専攻課程名	新専攻課程名	旧定員	新定員																				
家政科第 1 部	被服課程	被服専攻	70	70																				
	栄養士課程	食物栄養専攻	100	100																				
	食物課程	家政専攻	30	30																				
初等教育科			80	130																				
昭和 43(1968)年 7 月	家政科第 1 部・第 2 部、英文科第 1 部・第 2 部及び初等教育科が司書教諭資格 取得課程として認可																							
昭和 44(1969)年 9 月	家政専攻を生活デザイン専攻への名称変更が認可 家政科第 1 部食物専攻を食物栄養専攻 100 人、生活デザイン専攻 30 人の両専 攻に分けた																							
昭和 45(1970)年 2 月	米国コロラド州テンブルビューエル・カレッジ(現コロラドウィメンズ・カレ ッジ)と姉妹校締結																							
昭和 47(1972)年 3 月	東海女子短期大学附属東海第一幼稚園設立認可																							
昭和 48(1973)年 1 月	初等教育科を児童教育学科への名称変更・専攻分離 定員増が認可 初等教育専攻 (入学定員 100 人) 幼児教育専攻 (入学定員 50 人)																							

東海学院大学短期大学部

昭和 49(1974)年 1 月	児童教育学科初等教育専攻が小学校教諭及び幼稚園教諭 2 級普通免許状、幼児教育専攻が幼稚園教諭 2 級普通免許状取得課程として認定																																
昭和 50(1975)年 4 月	海外語学研修校として、イギリス・ケンブリッジ校開設																																
昭和 51(1976)年 3 月	英文科第 2 部の廃止が認定																																
昭和 53(1978)年 2 月	東海女子短期大学附属東海第二幼稚園設立認可																																
昭和 54(1979)年 8 月	米国 ニューヨーク 州立ファッション工科大学 (FASHION INSTITUTE OF TECHNOLOGY, U. S. A.) と姉妹大学の盟約を締結																																
昭和 57(1982)年 1 月	英文学科の入学定員(50 名→100 名)の定員増が認可																																
昭和 58(1983)年 1 月	児童教育学科初等教育専攻の入学定員(100 名→150 名)の定員増が認可																																
昭和 59(1984)年 7 月	軽井沢研修会館竣工																																
同年 8 月	米国ハワイ州立大学ヒロ校、ハワイ・ロア大学と姉妹大学の盟約を締結																																
同年 11 月	米国ホバート・アンド・ウィリアム・スミス大学と姉妹大学の盟約を締結																																
同年 12 月	家政学科第 2 部の廃止が認可																																
平成 2(1990)年 12 月	児童教育学科幼児教育専攻の入学定員(50 名→100 名)の定員増が認可																																
平成 3(1991)年 4 月	四大と短大を結ぶブリッジが竣工																																
平成 4(1992)年 9 月	岐阜市芥見にホッケー場が竣工																																
平成 6(1994)年 5 月	東海女子大学・東海女子短期大学附属図書館が竣工																																
平成 7(1995)年 4 月	第二代理事長に神谷哲郎が就任																																
同年 10 月	初代神谷学園長に神谷みゑ子が就任 二代学長に上野良光が就任																																
平成 10(1998)年 10 月	三代学長に高野卓哉が就任																																
平成 11(1999)年 11 月	家政学科被服専攻を生活学科衣生活専攻に名称変更が認可 (平成 12 年 4 月 1 日より名称変更)																																
同年 12 月	学科・専攻課程名及び学生定員を平成 12 年 4 月 1 日より次のように変更許可された <table><tr><td>学科</td><td>専攻課程名</td><td>入学定員</td><td>収容定員</td></tr><tr><td rowspan="3">生活学科</td><td>衣生活専攻</td><td>60</td><td>120</td></tr><tr><td>住生活専攻</td><td>40</td><td>80</td></tr><tr><td>食物栄養専攻</td><td>100</td><td>200</td></tr></table> 生活デザイン専攻は、平成 12 年 4 月 1 日募集停止 生活科学専攻科入学定員 30 名、修業年限 1 年、平成 12 年 4 月 1 日に開設認可期間を付した入学定員を次のように認可された <table><tr><td>生活学科</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16 年度</td></tr><tr><td>住生活専攻</td><td>20</td><td>16</td><td>10</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>食物栄養専攻</td><td>28</td><td>20</td><td>14</td><td>7</td><td>0</td></tr></table> 変更年次 第 1 年次 変更時期 平成 12 年 4 月 1 日	学科	専攻課程名	入学定員	収容定員	生活学科	衣生活専攻	60	120	住生活専攻	40	80	食物栄養専攻	100	200	生活学科	12	13	14	15	16 年度	住生活専攻	20	16	10	5	0	食物栄養専攻	28	20	14	7	0
学科	専攻課程名	入学定員	収容定員																														
生活学科	衣生活専攻	60	120																														
	住生活専攻	40	80																														
	食物栄養専攻	100	200																														
生活学科	12	13	14	15	16 年度																												
住生活専攻	20	16	10	5	0																												
食物栄養専攻	28	20	14	7	0																												

東海学院大学短期大学部

平成 12(2000)年 12 月	人間福祉学科 入学定員 80 名 平成 13 年 4 月 1 日開設認可 平成 12(2000)年度より開設 (入学定員 60 名) 学科 専攻 入学定員 収容定員 英文学科 90 180 児童教育学科 初等教育専攻 80 160 変更年次 第 1 年次 変更時期 平成 13 年 4 月 1 日
平成 13(2001)年 2 月	英文科学科をコミュニケーション学科に名称変更が認可 (平成 13 年 4 月 1 日より名称変更)
同年 3 月	人間福祉学科が介護福祉士養成施設に指定
同年 4 月	四代学長に大森正英が就任
平成 14(2002)年 4 月	生活学科衣生活専攻・住生活専攻の募集停止 生活学科食物栄養専攻を食物栄養学科に名称変更し、生活学科の臨定廃止
同年 12 月	専攻科福祉専攻(入学定員 30 名、修業年限 1 年)の開設認可 (平成 15 年 4 月 1 日より開設)
平成 15(2003)年 3 月	生活科学専攻科を廃止 専攻科福祉専攻が介護福祉士養成施設に指定
平成 16(2004)年 1 月	食物栄養学科、コミュニケーション学科、児童教育学科初等教育専攻の入学定員を平成 16 年 4 月より次のように変更することが認可 食物栄養学科 100 名 → 80 名 コミュニケーション学科 90 名 → 70 名 児童教育学科 初等教育専攻 80 名 → 50 名
同年 7 月	5 号館 1 階学生食堂がカフェテリア TOKAI としてリニューアル
同年 11 月	7 号館 5 階に保育実習室「あそびの森」が竣工
平成 17(2005)年 3 月	校舎のバリアフリー工事が完了
同年 4 月	学内全面禁煙とする
同年 10 月	学校教育法の改正により短期大学卒業生に対して「短期大学士」の学位が与えられることになった
平成 18(2006)年 4 月	五代学長に杉山道雄が就任 人間福祉学科を介護福祉学科に名称変更 軽井沢研修会館閉鎖
平成 19(2007)年 4 月	六代学長に神谷眞弓子が就任
平成 20(2008)年 2 月	韓国春川市・国立春川教育大学と学術交流に関する協定を締結
同年 4 月	男女共学化により東海女子短期大学を「東海学院大学短期大学部」へ名称変更 附属図書館の館名を東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館に変更 食物栄養学科、コミュニケーション学科、介護福祉学科募集停止
同年 12 月	郡上高等学校と高大連携協定の締結
平成 21(2009)年 1 月	各務原市(教育委員会・健康福祉部)との連携に関する協定締結 新 3 号館(食健康学科棟)5 階が地域食育サポートセンター「さらまんじえ・とーかい」としてリニューアル

東海学院大学短期大学部

同年	3 月	財団法人短期大学基準協会における第三者評価の結果、短期大学として適格として認定 関高等学校、加茂農林高等学校と高大連携協定の締結
同年	5 月	富田高等学校と高大連携協定を締結
同年	6 月	岐阜農林高等学校と高大連携協定を締結 岐阜市立女子短期大学と学術交流協定を締結
平成 22(2010)年	4 月	専攻科福祉専攻の廃止
同年	6 月	岐阜県揖斐郡大野町との包括的な連携・協力に関する協定を締結
平成 23(2011)年	2 月	トレーニングルームを 7 号館 6 階に移設
同年	3 月	平成 22 年度財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会、講習・試験免除適応コースが承認(ジュニアスポーツ教育専攻)
同年	4 月	児童教育学科初等教育専攻を募集停止し、ジュニアスポーツ教育専攻(入学定員 50 人)を設置
同年	10 月	附属図書館に「東海えほんの森」が竣工
同年	11 月	第三代理事長に神谷眞弓子が就任 岐阜各務野高等学校と高大連携を締結
平成 26(2014)年	2 月	開学 50 周年記念式典を挙行
同年	4 月	児童教育学科を募集停止し、幼児教育学科(入学定員 150 人)を設置
平成 27(2015)年	4 月	岐阜新聞社と包括的な連携協定に関する協定を締結
平成 28(2016)年	3 月	公益財団法人日本高等教育評価機構における短期大学機関別認証評価の結果、短期大学評価基準に適合していると認定
同年	4 月	七代学長に神谷和孝が就任
平成 30(2018)年	4 月	3 年 LaLa 長期履修制度を開設
平成 30(2018)年	7 月	幼児教育学科の収容定員(300 名→200 名)を変更届出 平成 31(2019)年 4 月より(入学定員 150 名→100 名)
平成 31(2019)年	4 月	5 号館 1 階の学生食堂を閉鎖し、7 号館 1 階に新学生食堂「La Santé Tokai」をリニューアルオープン 7 号館 2 階「臨床工学実習室」が竣工
令和元(2019)年	7 月	テニスコートを「テニスコート兼多用途グラウンド」に改修
令和 2(2020)年	3 月	7 号館 5 階「TG danse studio goût」が竣工 7 号館 5 階に模擬保育室「あそびの森」を移転
令和 3(2021)年	8 月	東海ブリッジに階段昇降機を設置
同年	9 月	福井県と就職支援に関する協定を締結
令和 4(2022)年	2 月	学校法人神谷学園ガバナンス・コードを制定
同年	4 月	新 3 号館 2 階女子トイレを多目的トイレに改修
同年	7 月	農林水産省東海農政局と包括的連携に関する協定を締結
同年	12 月	岐阜県加茂郡白川町との包括的な連携・協力に関する協定を締結
令和 5(2023)年	3 月	公益財団法人日本高等教育評価機構における短期大学機関別認証評価の結果、短期大学評価基準に適合していると認定

東海学院大学短期大学部

同年 11 月	西キャンパスに本学園と提携する「東海内科・内視鏡クリニック 岐阜各務原院」が開院
---------	--

2. 本学の現況

・短期大学名

東海学院大学短期大学部

・所在地

岐阜県各務原市那加桐野町 2 丁目 43 番地

・学科構成

幼児教育学科

・学生数、教員数、職員数(令和 8 年 5 月 1 日現在)

学科の学生数

学科名	収容定員数	入学者数	在学者数
幼児教育学科	200	69	160

*収容定員数は、学則の定めによる

教員数

学科名	専任教員数
幼児教育学科	11

職員数

職種	職員数
正職員	4
その他	0
(合 計)	4

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

基準項目 1-1 を満たしている。

1-1-①学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、「学生便覧」【資料 1-1-1】、ホームページ【資料 1-1-2】等に掲載し周知を図っている。

新入生には、入学式とその後の新入生オリエンテーションにおける各種ガイダンス、その際に使用する「学生便覧」【資料 1-1-3】などで本学の教育の使命・目的について解説を行っている。また、教養教育科目「基礎ゼミナール」【資料 1-1-4】で行われる入学式直後の講義においても、本学の使命・教育目的等の浸透に努めている。

在学生には、新年度のガイダンスを通じて再度使命や教育目的について確認し、保護者教育相談会をはじめとする教育後援会等の活動や通信を通じて在学生保護者に周知を図っている。

学外に対しては、大学案内や大学説明会、実習連絡会等を通じて高校生やその保護者、高等学校教員、幼稚園・保育所等へ説明をしている。また高大連携事業等を通じて関連組織等の関係者へも本学の建学の精神や教育方針について周知を図っている。入学希望者や高校生、高校進路指導教員、公開講座の聴講に来学する地域住民に対しては、短期大学案内の配布や短期大学ホームページ等を通じて理解を深めてもらっている。また、建学の精神や教育理念について、理事長や学長から、新任者研修会【資料 1-1-5】、教職員親睦会【資料 1-1-6】や各種研修会を通じての挨拶時に確認、共有されるなど、使命・目的及び教育研究上の目的は学内外へ周知している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 令和 8 年度東海学院大学短期大学部学生便覧 p17

【資料 1-1-2】 東海学院大学短期大学部ホームページ(教育理念と学科の教育方針)

【資料 1-1-3】 令和 8 年度東海学院大学短期大学部学生便覧 p17

【資料 1-1-4】 シラバス「基礎ゼミナール」

【資料 1-1-5】 新規採用教職員説明会資料

【資料 1-1-6】 学校法人神谷学園「東林会規約」

1-1-②中期的な計画への反映

急激な少子化による志願者の減少等に対処するための改組転換、平成 20(2008)年度の共学化という大きな節目を経て、安定的な成長を目指したのも束の間、名古屋圏への志願者

流出や地域経済の衰退、近隣大学との競合などの様々の要因により、短期大学部の志願者数は減少傾向にある。このような中で、令和 2(2020)年 3 月には将来構想である学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」【資料 1-1-7】及び学校法人神谷学園「中期計画 2020 【5 ヶ年計画】(令和 2 年度～令和 6 年度)【資料 1-1-8】」を策定し、その実施により、岐阜県域における責任ある高等教育機関としての教育の諸活動の質的転換を着実に進めてきた。また、令和 3(2021)年 11 月に、令和 7(2025)年度以降の中期計画の策定に向けて大学及び短期大学の全教職員に対して教育・研究活動の活性化に関する詳細なアンケート【資料 1-1-9】を行ったが、そこでの意見や回答によれば、使命・目的及び教育目的の中長期的な計画への反映について一定の評価を得ていることが確認された。このように本学の建学の精神、教育理念・目的は、学園の中長期計画に適切に反映され、着実に実現されている。また、これらの計画の策定及び実施においては、約 60 年前の昭和 38(1963)年に、建学の精神に基づき開学した本学の当時の先駆者の使命感に立ち返るとともに、平成 24(2012)年に中央教育審議会及び文部科学省により推進された「大学教育の質的転換」の実行プランを真摯に受け止め、大学の使命・目的や学科の教育目的を三つのポリシーへ反映させるための大学の様々な課題に取り組むようにしている。

令和 6(2024)年 3 月には、新たな中期計画として、学校法人神谷学園「中期計画 2025」(令和 7 年度～令和 11 年度【5 ヶ年計画】)【資料 1-1-10】の策定を行った。このように本学では、中期的な計画の策定及び実施により、社会の要請に的確かつ迅速に応えながら、建学の精神を堅持しつつ使命・目的及び教育目的を達成するため、教学マネジメント機能や経営力の確立及び強化に努めてきている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-7】学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」

【資料 1-1-8】学校法人神谷学園「中期計画 2020 【5 ヶ年計画】」

【資料 1-1-9】令和 3(2021)年度教育・研究活動の活性化に関するアンケート

【資料 1-1-10】学校法人神谷学園「中期計画 2025 令和 7 年度～令和 11 年度【5 ヶ年計画】」

1-1-③三つのポリシーへの反映

「三つのポリシー」については、平成 29(2017)年度に教育研究開発センターが主導し、「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」を踏まえて平成 30(2018)年度に向けての全面的な改定を行った。「三つのポリシー」は幼稚園教諭並びに保育士養成施設としての本学の特色を具体的に反映したものであり、「学生便覧」「履修のてびき」及びホームページに明示している。不断に大学入学者選抜、カリキュラムの内容・学修方法・学修支援、学修成果、社会との接続などに関して、ポリシーに照らした取組みの適切性の自己点検・評価を行っている。

○アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーについては、「学生便覧」に加え入学試験要項【資料 1-1-11】等に幼児教育学科として次のような知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求めると明示している。

(1) 保育者としての学修に必要な基礎学力を有し、保育が子どもの「生きる力の基礎」を育

むものであることを理解することができる人。

(2) 現代社会が抱える課題に問題意識を持ち、子どもに寄り添ってその成長・発達を援助するために必要な学修を積極的に行う意欲をもつことができる人。

(3) 多様な文化や価値観の違いを理解し、自他を尊重する意識を持ちながら、他者と主体的にコミュニケーションをとり、協働することができる人。

○カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために「教養教育科目、専門教育科目及び自由科目を体系的に編成し、講義、演習、実習及び実技を適切に組み合わせた授業科目を開講する。」とし、「教育内容、教育方法、学修成果の評価」の方針を以下のように定めている。

1. 教育内容

本学科では、幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得が可能である。

(1) 教養教育科目は、建学の精神である「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」のために幅広い教養の涵養かつ専門教育への導入と位置付ける。

(2) 専門教育科目は、「教育職員免許法施行規則」及び「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に定められている科目を配置し、それに加えて、各自の専門性を身につけ実践力を育成するための学科独自の科目を配置する。

(3) 自由科目は、専門教育科目には含まれない内容を盛り込み、学生の主体的・自立的な学びを期待している。また、幼稚園教諭免許状及び保育士資格以外の資格を取得するために必要な科目群である。

(4) 卒業後の進路や興味・関心のある内容ごとの履修モデルを提示することによって、学修の道筋を示す。

2. 教育方法

実践力養成のための授業科目を充実し、学生の主体的・能動的な学びを促している。また、オフィスアワー等による学習支援と、キャリア形成プログラム等による実体験を通した学びの機会を提供している。

3. 学修成果の評価

各科目の評価基準はシラバスに示し、それに沿って評価を行う。また、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、自身の学修成果の推移を明確に把握できるようにする。

○ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーについては、「所定の課程を修め、卒業に必要な条件を満たした上で次のような目標を達成した者に学位「短期大学士(教育学)」を授与する」と明示している。目標とは、以下の三つである。

(1) 子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達を支援する専門的知識・技能を習得し、教育及び保育の現場で実践することができる。

(2) 子どもに関わる課題に多方面から主体的に向き合い、他者と協働しながら子どもの心に寄り添ってその成長・発達を支援し、課題の解決に取り組むことができる。

(3) 教育及び保育の現場で主体的に活躍し、社会と連携しながら地域で子どもを育てる活動にかかわる意欲をもつことができる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-11】 2026 年度入学試験要項

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は使命・目的及び教育目的を達成するため、幼児教育学科 1 学科を設置している。学科においては、効果的で機能的な教育を行える適正な教員数を確保し、クラス担任制をとって細やかな教育指導や支援を行いながら教育目的の実現に当たっている。運営体制については教育活動の中核的役割は役職者会議【資料 1-1-12】が担っている。役職者会議は、学長、学科長、附属図書館長、そして事務局長、総務部長、教務部長、学生部長、入試広報部長の事務局関連部署の役員で組織され、大学教育全体の推進を図る責任部局でもある。また、学科の教授で教授会を構成し【資料 1-1-13】、その下に各種委員会を置いている。

各種委員会は、人権委員会と FD 委員会以外は、大学と合同の委員会である。各委員会は、教育研究開発センター【資料 1-1-14】、学生支援センター【資料 1-1-15】の二つのグループに分けられる。各委員会の委員長は、各センター長のリーダーシップの下に、本学と大学の各学科から選出された委員とともに運営に当たり、本学の使命・目的及び教育目的達成のための基本方針や実施内容、課題及び対策等の課題を役職者会議に提案し、役職者会議の審議を経て教授会へと報告・提案されている。

教授会での審議内容は全教職員に周知されている。また、事務職員は各種委員会の構成員として配置され大学運営に関わっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-12】 東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 1-1-13】 東海学院大学短期大学部教授会規程

【資料 1-1-14】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

【資料 1-1-15】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程

1-1-⑤変化への対応

本学は、少子化や四年制大学への進学志向の増加などによる短期大学の外部環境の変化に対応するため、平成 19(2007)年、それまで設置していた 4 学科(食物栄養学科、コミュニケーション学科、児童教育学科、介護福祉学科)のうち、食物栄養学科と介護福祉学科の 2 学科を四年制に改組し、コミュニケーション学科を募集停止した。平成 20(2008)年度には男女共学化して名称も東海学院大学短期大学部(以下、「本学」という。)と改称し、新たに児童教育学科 1 学科と福祉専攻科 1 専攻科の体制となったが、競合学科の増加と急激な少子化に伴い、平成 22(2010)年には専攻科が廃止され、児童教育学科 1 学科となった。平成 25(2013)年には児童教育学科の募集停止とともに新学科の申請が認可され、保育士養成課程における養成者数の 100 人から 150 人への増加とともに、平成 26(2014)年度、建学の精神を根幹としながら、専門知識・技術の修得及び社会的な要請に即した教養や創造性を備えた人材の養成を学科の教育目的とする「幼児教育学科」1 学科設置での体制が始まった。その後、入学者数の減少と社会情勢に鑑み、平成 30(2018)年度から長期履修制度を利用した 3 年間での履修を可能とし、平成 31(2019)年度には入学定員 100 人への見直しを実施した。さらに、資格志向の高まりを受けて幼稚園教諭二種免許状と保育士資格以外に、上級秘書士(メディカル秘書)・こども音楽療育士・ピアヘルパー・レクリエーションイン

ストラクチャー・認定絵本土等の資格を取得することができるようになった。

本学では、建学の精神に基づく教育の使命・教育目的を開学以来一貫して堅持しているが、学内外の環境の変化に対応するための教育の使命・目的及び教育目標、三つのポリシーの点検は必要に応じて実施しており、学科会【資料 1-1-16】、教務委員会【資料 1-1-17】、教育研究開発センター【資料 1-1-18】での議論を経て、役職者会議【資料 1-1-19】及び教授会【資料 1-1-20】で審議・承認され、見直し等がなされている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-16】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 学科会運営規則

【資料 1-1-17】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程

【資料 1-1-18】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

【資料 1-1-19】 東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 1-1-20】 東海学院大学短期大学部教授会規程

〔基準 1 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

岐阜県下初の私立短期大学として開学し、約 60 年の高等教育の実績を有する本学は、教育・保育の分野で活躍する多くの卒業生を輩出してきた。幼児教育学科 1 学科の単科の短期大学として、①少人数教育による実践力の育成、②担任を中心としたきめ細かい支援、③高い就職内定率、④専門性を持った保育者を要請するための四つの「学びの柱」（「子ども医療・心理」「子どもスポーツ」「子ども音楽」「子ども造形」）、⑤3 年間で 2 年の課程を修める長期履修制度【資料 1-1-21】、⑥幼稚園教諭免許状及び保育士資格以外のプラスアルファの資格の豊富さ等【資料 1-1-22】、その特色と個性については、ホームページ【資料 1-1-23】、大学案内【資料 1-1-24】等に明示し、入試説明会、オープンキャンパス等の様々な機会・方法により学内外に広報している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-21】 東海学院大学短期大学部長期履修生規則

【資料 1-1-22】 令和 8 年度東海学院大学短期大学部履修のてびき p52～p63

【資料 1-1-23】 東海学院大学短期大学部ホームページ(短期大学部/幼児教育学科 学科紹介)

【資料 1-1-24】 大学案内 2027

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に表現して伝えながら教育・研究活動の進展に努めてきているが、これからも、自己点検・評価による PDCA サイクルを基に様々な改善点や課題を見出しながら、社会情勢の変化に伴い必要に応じて見直しを行っていかねばならない。令和 2(2020)年 3 月策定の学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)【資料 1-1-25】における本学の教育・研究活動における実施計画においては、「教学部門の最大の目標は、教育の質の保証であり、学生主体の教育である。」との認識の下、新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等教育、短期大学教育、短期大学入学者選抜の一体改革を踏まえた教学改革の推進を盛り込んでいる。

また、「中期計画 2020【5 ヶ年】（令和 2 年度～令和 6 年度）」【資料 1-1-26】の策定・実施、続く学校法人神谷学園「中期計画 2025」（令和 7 年度～令和 11 年度【5 ヶ年計画】）【資料 1-1-27】の策定・実施を通じて、ユニバーサル・アクセス時代に対応する短期大学として、学生一人ひとりの「学力の 3 要素」を確実に向上させながら専門性を養う短期大学教育の提供の推進及び地域社会、国際社会、産業界等、広く社会に送り出すキャリア支援のシステムやプログラムの確立・強化等の計画を立てる中で、本学の使命や教育目的の検討と見直しに一層努めていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-25】学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」

【資料 1-1-26】学校法人神谷学園「中期計画 2020【5 ヶ年計画】」

【資料 1-1-27】学校法人神谷学園「中期計画 2025【5 ヶ年計画】」

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学は開学以来一貫して、建学の精神や教育理念に基づき、教育・研究体制の整備に努めてきた。平成 22(2010)年度からの経営改善計画の推進とともに「教育の質的向上」のために多くの課題を洗い出して改善に努め、学科の教育目的と「三つのポリシー」を明確に規定し、「学生便覧」、ホームページなどを通じて公表、周知にも努めてきている。また、平成 26(2014)年の学校教育法の改正以来、学長のリーダーシップの下に組織改革を遂行して全学的な自己点検・評価活動に基づく改革・改善を進めている。

平成 28(2016)年以降の内部質保証機能を重視した評価システムへの移行に伴い、内部質保証のための組織や責任体制のより一層の整備に取り組んできているが、今後も、責任ある高等教育機関としての教育研究活動の質的転換を推進し、建学の精神を堅持しつつ、社会の要請に的確、迅速に応えながら、その使命・目的及び教育目的を達成するため、更なる教学マネジメント機能や経営力の確立及び強化を図っていく。また、令和 6(2024)年度以降の新たな中期計画作成のために、令和 3(2021)年に行った本学及び四年制大学の全教職員を対象とする教育・研究活動の活性化に関する詳細なアンケートの継続や、学校法人神谷学園「経営改善計画実施管理表」【資料 1-1-28】（令和 4(2022)年度からは、学校法人神谷学園「中期計画実施管理表」へ変更）の作成等を毎年度実施し、本学の教育研究活動における使命・目的及び教育目的について活用していくことになっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-28】学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第 3 条に「本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている【資料 2-1-1】。令和元(2019)年度までの自己点検・評価体制については、全学的な組織である東海学院大学、東海学院大学短期大学部教育研究開発センター傘下【資料 2-1-2】の点検・評価委員会が基本方針に基づいて自己点検・評価を行い、報告書を作成して、次年度以降の改善につなげていた。しかし、平成 28(2016)年度の中央教育審議会による「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」及び平成 30(2018)年度 4 月施行の「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正する省令」による内部質保証機能を重視した評価システムへの移行を受けて、本学においても内部質保証のための組織や責任体制の一層の整備に取り組むことになった。そこで従来の組織及び規程を見直し、令和 2(2010)年 12 月に新たに「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証の基本方針及び実施体制」【資料 2-1-3】を定め、内部質保証のための全学的体制が再構築された【資料 2-1-4】。これにより本学の内部質保証のための組織体制は、令和 3(2021)年度より、学長ガバナンスの下、内部質保証推進委員会における内部質保証のための実施方針及び計画の策定、実施の指示、自己点検評価委員会の点検・評価実施等の新体制に引き継がれた。なお、本学の内部質保証のための体制は、図 2-1-1 のとおりである。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】東海学院大学短期大学部学則 第 3 条

【資料 2-1-2】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

【資料 2-1-3】東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証の基本方針及び実施体制

【資料 2-1-4】東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証推進規程

東海学院大学・東海学院大学短期大学部 内部質保証システム体系図

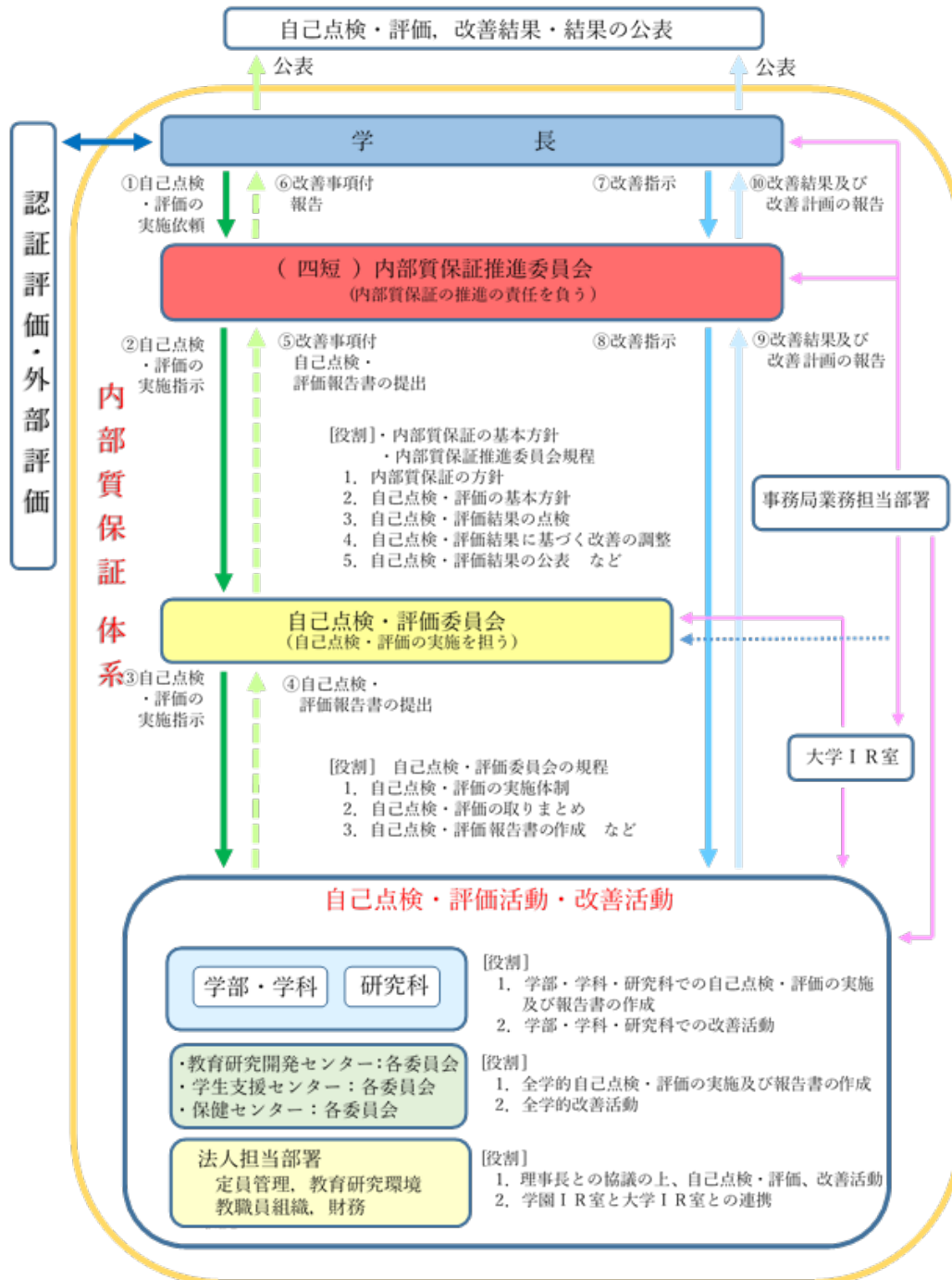


図 2-1-1 東海学院大学短期大学部内部質保証の体制

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的の実現を目指して平成 3(1991)年文部省の「大学の設置基準大綱化」を受けて、平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」「基本事項検討委員会要項」「各種点検実施委員会要領」を制定し、点検項目ごとの実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織して点検、見直しを始めた。平成 21(2009)年に財団法人短期大学基準協会、平成 28(2016)年、令和 4(2022)年には財団法人日本高等教育評価機構の定める短期大学基準に適していると認定されたが、その後も PDCA サイクルに基づく改善・改革を着実に進める体制を整備し、自己点検評価活動の成果はホームページ上で公開して学内外関係者との共有に努めてきた。

平成 28(2016)年度以降の内部質保証機能を重視した評価システムへの移行に伴い、本学においても内部質保証のための組織や責任体制の一層の整備に取り組むことになり、令和 3(2021)年度 4 月からは、新たな体制の下に自己点検・評価活動を行っている。本学では平成 23(2011)年以降、学園全体の経営改善のための中長期的な計画の設定とともに、教学改革計画として、①学部等の新設・募集停止・改組・定員管理、②カリキュラム改革、③キャリア支援、④学生募集対策と学生数・学納金等計画、⑤設備等整備計画、⑥外部資金の獲得・寄付金の充実・遊休資産処分等計画、⑦借入金等の返済計画、⑧管理運営の整備・強化の 8 項目について、毎年度、本学の関連部署ごとに、①実施計画の策定及び目標の設定、②具体的な取組内容と実績・成果、③自己評価及び問題や課題の発見と改善策定、を行う「学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表」【資料 2-2-1】を法人本部総務課の協力により作成してきた。そして、令和 4(2022)年度からは PDCA サイクルの機能を高めるため、この管理表を「学校法人神谷学園中期計画実施管理表」【資料 2-2-2】として継続して活用していくことで、自主的、継続的な自己点検・評価を図っている。

本学は自己点検・評価委員会を中心に定期的な自己点検・評価活動を行い、その結果や改善策を全学で共有するとともにホームページに掲載し、広く社会に公開している。教育及び教育改善に関わる質保証については、GPA 制度や修得単位数のチェック、毎年度半期ごとに行われる「学生による授業アンケート(授業評価)」、保護者教育相談会でのアンケート、ポートフォリオの活用等を行っている。また、学生生活に関わる質保証については、「学生生活アンケート」「保健活動年間報告」「学生相談室の活用状況報告」「就職支援アンケート調査」意見箱などのデータ収集・分析により、関連箇所の点検や改善策の策定、実施が行われている。教員の個人レベルでの指導力向上等の内部質保証については、半期ごとの「学生による授業アンケート」や、一年を通して実施している「教員相互授業参観」などの結果を教員にフィードバックするとともに、全教員で情報共有して次の授業改善活動に役立てている。令和 3(2021)年 10 月に、「東海学院大学短期大学部アセスメント・ポリシー」【資料 2-2-3】を定め、学科で作成する「アセスメントプラン」【資料 2-2-4】に基づいて学修成果の評価と検証の確実な実施に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表

【資料 2-2-2】 学校法人神谷学園中期計画実施管理表

【資料 2-2-3】 東海学院大学短期大学部アセスメント・ポリシー

【資料 2-2-4】 幼児教育学科アセスメントプラン

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

昭和 38(1963)年の開学以来、本学では大学の使命に基づく教育目的を果たすため教育活動は言うまでもなく、学修支援、入学試験、学生生活支援、学生就職支援、保健室による学生の心身の健康管理などの諸活動を遂行し、課題が生じれば改善するということを継続的に行ってきた。このような課題や問題の発見は、的確で十分な調査・データの収集・分析により可能となるため、データ収集を事務局の各関連部署が業務分掌に応じて行い、データについて必要な集計・分析を行って自己点検・評価及び改善に努めてきている。これまでも本学では、「学生生活アンケート」「授業アンケート」をはじめ、関係部署ごとに現状把握のための十分な調査やデータ収集・分析を行ってきたが、平成 30(2018)年 11 月、中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」において教学マネジメントの基礎となる諸情報の収集・分析、分析結果の提供等を行う IR 業務の重要性が挙げられたのを受け、令和 3(2021)年 2 月に「東海学院大学並びに東海学院大学大学院及び東海学院大学短期大学部 IR 室に関する規程」【資料 2-2-5】を定め、IR のための IR 室を設置した。この規程では、(1)学生の学修、研究その他の本学の活動の成果等に関する調査、情報の収集・分析、(2)本学の管理運営の現状に関する調査、情報の収集・分析及び大学運営のための企画立案に関する資料の作成、(3)前 1 号及び 2 号に関わる情報の学内外への提供、(4)点検及び評価活動に関する調査、情報の収集・分析、(5)その他本学にとって重要な情報の収集・分析、(6)その他学長が指示する業務に関する調査、情報の収集・分析、(7)本学における IR 活動の推進に関すること」の 7 点を IR 業務としている。IR 室は、令和 2(2020)年 10 月に設置された法人総合企画室 IR 運営会議【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】と連携して、各種調査のデータ収集・分析、学長への改善策の提示をはじめとする、IR 業務の充実化を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-5】東海学院大学及び東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部 IR 室に関する規程

【資料 2-2-6】学校法人神谷学園総合企画室規則

【資料 2-2-7】学校法人神谷学園総合企画室 IR 業務に関する内規

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学修支援、学生生活支援、学修環境の整備などに対し学生の意見・要望をくみ上げるために、以下のような取り組みを行っている。

①授業評価アンケート調査【資料 2-3-1】

授業評価アンケート調査を前期及び後期ごとに実施している。平成 30(2018)年度までは全授業担当科目教員の全開講科目を調査としており、集計及び調査結果の教員へのフィードバックと授業改善に時間を要したため、FD 委員会において検討を進め、令和元(2019)年度よりアンケート対象講義を 1 科目若しくは希望する複数科目に絞ること、アンケート項目を減らし自由記述欄を増やすなどの改善を行っている。令和 4(2022)年度後期からは、QR コードを読み取ってウェブ入力システムでの回答を取り入れた。アンケート対象講義の選定基準としては、「受講生の多い科目を対象として優先する」ことにし、アンケート調査期間には幅を持たせ、15 週までに実施することにした。学期末の全体集計前に、迅速なフィードバックを優先して科目別集計結果及び学生からのコメントを教員に配付することで、改善すべき点を速やかに授業に反映している。さらに、学期末の全体集計結果も含めてコメントマニフェストを作成している。

②「学生生活アンケート」【資料 2-3-2】

学生生活に関する学生の意見や要望は、「学生生活アンケート」で把握している。以前の調査内容は、学校生活に関する 53 の質問項目から構成されていたが、令和 3(2021)年度からは、より豊かな学生生活を送れるよう 59 の質問項目へ構成し直してウェブ入力システムで行っている。調査内容は調査の回答について集計後、学生支援センターにおいて分析及び検討をし、次年度の事業計画に反映させるとともに、内容に応じて計画的に実施している。速やかに対応できるものについては、教員と職員が連携して迅速に取り組んでいくことにしている。さらに、令和 5(2023)年度は、効果的な調査の実施、回答率の向上、結果の分析、改善への反映を目指し、教職員からの意見の聴取をしながら PDCA サイクルのクオリティを向上させていくよう取り組んでいる。

③意見箱【資料 2-3-3】

意見箱は学内に 2 か所設置しており、学生が適宜、意見書を投函している。学生には、原則として氏名を記入して投函するよう周知している。意見箱は毎日、総務課が回収し、学内の担当部署に報告する。担当部署は意見に対し、検討ののち回答を作成して対応に当たっている。意見箱の回答は一覧にして学生掲示板に掲示し、学生及び教職員へのフィードバックに努めている。また、クラス担任教員が日頃から、学生の意見や要望を把握し、学生の了解の下、学科会などで対応を検討し、教員間で共通理解を図って取り組むとともに、必要に応じて他の委員会などにつなぎ、適切な改善策を講じている。

④学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学習環境に関する学生の意見や要望は、「学生生活アンケート」や意見箱、クラス担任教員との面談等で把握し、適切に対応している。学生生活アンケートの結果のうち、学内のお気に入りの場所として図書館が回答されることが多く、図書館の充実に引き続き取り組んでいる。学生の意見・要望を具体的に確認する方法として、図書館利用状況、レファレンス記録表、図書・視聴覚資料注文カード、文献検索講習会における意見、文献複写、相互貸借申込書、東海えほんの森の利用状況、学生生活アンケートを活用し、それらの結果を踏まえ、教育教材等の整備に努めている。また教育環境については、図書館施設(大

セミナー室、中小セミナー室、学習室Ⅰ・Ⅱ、情報学習室、ラーニングコモンズ、雑誌閲覧室、OPAC コーナー、AV コーナー、東海えほんの森、大ホール)に閲覧席数 368 席、蔵書数約 24 万冊、図書館システムは横断検索可能な「情報館／ブレインテック」を導入している。令和 2(2020)年度、令和 4(2022)年度と学内無線 LAN の設置により多くの学生が使用するスペースや施設についてはおおむね対応してきたが、令和 5(2023)年度以降も更に充実させていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 令和 7(2025)年度授業アンケート実施資料

【資料 2-3-2】 令和 7(2025)年度学生生活アンケート

【資料 2-3-3】 令和 7(2025)年度意見箱件数及び回答一覧

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見、要望の把握・分析、結果の活用について、オープンキャンパス、公開講座、保護者相談会、各種研修会、大学祭などの様々なイベントの開催の際に行うアンケート調査を通じて、短期大学への意見、要望を把握、分析及び検討をし、次年度の事業計画に反映させるとともに、内容に応じて改善を計画的に実施している。速やかに対応できるものについては、迅速に取り組んでいる。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、学科に教育目標及び三つのポリシーを設定し、これに基づいて教育の諸活動を実施するとともに、その成果を自己点検・評価及びそれを踏まえた改善に結びつけている。2-2-①で述べたように、学科をはじめ教育の諸活動を構成する各組織における毎年度の PDCA サイクルに基づく自己点検・評価が実施され、内部質保証をより検証しやすい仕組みを構築している。例えば、本学が掲げる三つのポリシーを起点とする内部質保証については、アドミッション・ポリシーは学生募集・入学試験委員会【資料 2-3-4】及び入学試験専門部会【資料 2-3-5】を中心として、またカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーは教務委員会【資料 2-3-6】、学科及び教務課を中心として、「学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表」【資料 2-3-7】、「学校法人神谷学園中期計画実施管理表」【資料 2-3-8】を用いた PDCA サイクルにより点検・評価を行うことで、結果が本学の教育の質の改善・向上に反映されている。

大学全体は、学長のリーダーシップの下、各関連組織からの提案を検討し立案、評議員会及び理事会で承認された学校法人神谷学園経営改善計画(平成 23(2011)～令和 2(2020)年)【資料 2-3-9】及び学校法人神谷学園「中長期計画(2020～2030)」【資料 2-3-10】に基づいて毎年度の事業計画を策定し、実行している。短期大学の幼児教育学科は、1 年間を通じてその活動状況について、PDCA サイクルを活用して自己点検・評価を行い、その内容を自己点検評価書として取りまとめ、次年度の事業計画の策定及び実施につなげるとともに、次の報告書作成に役立てている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-4】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会規程

【資料 2-3-5】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学入学試験専門部会規則

【資料 2-3-6】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程

【資料 2-3-7】 学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表

【資料 2-3-8】 学校法人神谷学園中期計画実施管理表

【資料 2-3-9】 学校法人神谷学園経営改善計画実施管理表

【資料 2-3-10】 学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」

〔基準 2 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、自己点検・評価を実施する機関として、平成 17(2005)年から点検・評価委員会を設置して自己点検・評価活動を行ってきた。平成 27(2015)年度の短期大学機関別認証評価に際しても点検・評価委員会が主体的に対応し、実施部会を編成して全学体制で自己点検活動を行った。令和 2(2020)年度 12 月には内部質保証を更に推進・発展させるため、内部質保証の基本方針及び実施体制を定め、自己点検・評価結果を教育の改善・向上に反映させる体制を一層充実させた。今後はこの新体制の下に、内部質保証のための学科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立に努め、継続的に機能させていく。また、令和 3(2021)年度に全学的な教学マネジメントの確立のため、「東海学院大学短期大学部アセスメント・ポリシー」【資料 2-3-11】を定め、これに基づくアセスメントプラン【資料 2-3-12】を設定したが、PDCA サイクルを有効に機能させるため、これを十分に活用していく。また、岐阜県私立大学地方創生推進事業を活用しながら幼稚園、保育所等の学外での実践活動を実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-11】 東海学院大学短期大学部アセスメント・ポリシー

【資料 2-3-12】 東海学院大学短期大学部アセスメントプラン

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学は、自己点検評価の体制を適切に整備しており、これまで自己点検・評価の実施とその結果を踏まえた改革・改善を着実にやってきた。平成 28(2016)年度以降の内部質保証機能を重視した評価システムへの移行を受け、これからも各部署や各委員会等の組織間での情報共有を更に進め、全学的な内部質保証に向けた自主的・自律的な自己点検評価に取り組むよう努めていく。今後は、IR 室による各種調査のデータ収集・分析、学長への改善策の提示をはじめとする IR 業務の充実化のため、令和 2(2020)年 10 月に設置された法人総合企画室 IR 運営会議と協働して、機器設置の拡充、データ分析に関するスタッフの配置、関連職員の能力向上を推進し、IR 室の機能強化に努めていかねばならない。平成 26(2014)年の学校教育法の改正以来、学長のリーダーシップの下、大学組織改革を遂行し、大学全体において PDCA サイクルに基づく改革・改善に取り組んできたが、令和 3(2021)年 4 月以降の新体制の下に、内部質保証のための組織の更なる整備や積極的な運用を行い、自主的・自律的な自己点検・評価に努めていく。

本学の教育理念と教育目的を達成するための教育改革と業務改善には、学内関係者だけでなく、学外関係者による大学評価も必要である。新体制の下、これについて推進してい

くため、令和 7(2025)年度には「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証推進規程」を見直し、外部評価委員会等を設置することを予定している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、教学マネジメントのための自主的な自己点検・評価を実施する体制を継続的に適切に実施しており、自らの点検・評価の結果を教育研究の改善や向上につなげる PDCA サイクルの仕組みを有効に機能させている。しかし学科の改善、取組みが大学全体の PDCA サイクルの仕組みの中に更に着実に位置づけられるようにするため、学長のガバナンスの下に、継続的に組織改革を進めていく。

現状把握のための必要な調査や資料、データの収集は適切に行い、これを基に主に認証機関による設定基準項目に沿って点検・評価を行い、課題や問題の発見と改善策の立案、実施に努めてきているが、今後も本学の教育の質のさらなる向上のための恒常的な自主的点検と改善の促進の必要性を全学の教職員が共通の意識をもって理解し、関連の情報を共有することに努めていかねばならない。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

これまで本学は、高等教育機関として社会の変化に伴い必要に応じて大学教育の使命・目的及び教育目的の見直しを行い、その達成に努めてきた。現在の本学の幼児教育学科のアドミッション・ポリシーは、入学試験要項【資料 3-1-1】及びホームページにおける「アドミッション・ポリシー」【資料 3-1-2】で明示し、学内外へ周知している。本学は、東海学院大学短期大学部の建学の精神である「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を理解し、特に自分の能力を生かして積極的に学ぶ意欲と強い意志で成長を目指す者の受入れを歓迎している。基準 1-2 でも記述したように、入学者受入れ方針については、以下のとおりである。

[東海学院大学短期大学部が求める人物像]

- (1) 保育者としての学修に必要な基礎学力を有し、保育が子どもの「生きる力の基礎」を育むものであることを理解することができる人。
- (2) 現代社会が抱える課題に問題意識を持ち、子どもに寄り添ってその成長・発達を援助するために必要な学修を積極的に行う意欲を持つことができる人。
- (3) 多様な文化や価値観の違いを理解し、自他を尊重する意識を持ちながら、他者と主体的にコミュニケーションをとり、協働することができる人。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】2026 年度入学試験要項 p8

【資料 3-1-2】東海学院大学短期大学部ホームページ「アドミッション・ポリシー」

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学則第 38 条に基づき、本学において実施する入学者選抜については入学試験要項に定めている。また、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会規程」【資料 3-1-3】に基づき、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会（以下、「入試委員会」という。）を中心に、学科の教員と協働して学生募集や可否判定等に係る企画を立案・実施する体制を構築している。また、学生の受入れに当たっては、学科の教育理念・教育目的及び専門性に応じてアドミッション・ポリシーに則り、適切な募集及び入学者選抜活動を実施している。入試委員会は、学長、入試委員長、学科長、学科選出委員、事務局長、入試広報部、総務部、教務部及び学生部各部長から構成されている。入試委員会の下部組織で、各学科及び研究科より選出された教員と入試広報部長及び入学試験課職員で構成される入学試験専門部会【資料 3-1-4】が、入学者選抜実施

体制の基本方針を起案し、役職者会議の審議を経て教授会で承認を受け、その方針に沿って同部会の教職員が中心となり、入学者選抜を実施している。合否判定については、「東海学院大学短期大学部入学者選抜合否判定委員会規程」【資料 3-1-5】に基づき、教授会より委任された入学者選抜合否判定委員会が開催する合否判定会議において、受験者の調査書、試験成績、過年度の入学手続率等を勘案して作成された合否判定案に基づき入学者の選抜を行っている。最終的に学長が合格者を決定し、役職者会議と教授会に報告している。

学科のアドミッション・ポリシーに基づき、①A0 入試（総合型選抜）A 方式・B 方式、②指定校推薦入試（学校推薦型選抜）、③公募制推薦入試（学校推薦型選抜）A 方式・B 方式、④スポーツ推薦入試（学校推薦型選抜）、⑤ファミリー入試（総合型選抜）、⑥一般選抜、⑦大学入学共通テスト利用入試、⑧社会人入試、⑨帰国生徒入試、⑩外国人留学生入試、⑪再入学試験の多様な入学試験制度を実施しており、2024 年度入試からは新たに⑫特別奨学生入試（総合型選抜）を導入した。また、これらの選抜方式は、単に多様な方式というだけでなく、各方式において独自の選抜基準を設け、それに沿った形で多様な可能性を持つ学生を募集するという方針を実現している。⑬また、2026 年度入試からは新たに幼児教育実践力入試（総合型選抜）を導入した。なお、一般選抜における試験問題は、入試委員会が入学試験作成委員を本学教員に委任して作成し、厳密かつ適切に管理している【資料 3-1-6】。本学の主な方式の選抜基準については、以下のとおりである【資料 3-1-7】。

①A0 入試（総合型選抜）

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧なディスカッション等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲・目的意識等を総合的に判定する入試方法である。A 方式による A0 入試では、入学志願者自らの意志で出願できる公募制とし、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、アドミッション・ポリシーに照らし合わせて選抜を行っている。入学志願者の能力・適性・意欲・関心等を多面的、総合的に評価し、合否判定にあたる、入学希望理由書審査と面接による選抜方式である。

B 方式による A0 入試では、高等学校の総合的な探求で行った学びについてプレゼンテーションとそれに対する質疑応答、面接による選抜方式である。

②指定校推薦入試

調査書審査と推薦書の記述、面接による選抜方式である。評定平均値は本学で定める水準を超えることが前提条件となっている。指定校推薦入試では当該高校（中等教育学校）の入学難易度と特徴を勘案して出願要件を定めている。なお、指定校選定に当たっては、過去の受験実績と地域性を重視して行っている。

③公募制推薦入試（学校推薦型選抜）A 方式、B 方式

A 方式は、本学の教育方針を理解した学生を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と推薦書の記述、面接による選抜方式である。また、公募制推薦入試（学校推薦型選抜）B 方式は、本学の取得可能資格の特殊性から、普通科高校以外の出身者を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と推薦書の記述と面接の他、高校での取得資格、又はスポーツ戦績の審査による選抜方式である。

④スポーツ推薦入試（学校推薦型選抜）

本学の開学以来の「学修における文武両道の精神」「社会への有用性にあふれる視野の広い人材」を輩出するという特色により、スポーツを通じて多様な分野で活躍できる学生を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と推薦書の記述、高校でのスポーツ戦績の審査、面接による選抜方式である。

⑤ファミリー入試（総合型選抜）

本学の卒業生の子女、卒業生・在学生の兄弟姉妹を対象とした入試であり、本学の教育方針をより深く理解している学生を選抜するため設けられた選抜方式で、入学希望理由書と面接による選抜方式である。

⑥一般選抜

本学独自の筆記試験(国語)による選抜方式である。地方会場（浜松・金沢・名古屋・松本等）でも受験できるように設定し、受験生の利便性を考慮した入試運営を行っている。

⑦大学入学共通テスト利用入試

高校までの教育で期待される一般的な基礎学力レベルを基に選抜する方式である。大学入学共通テストの受験科目から高得点の2科目を選択し、得点の合計を基に判定を行っている。

⑧社会人入試

高校卒の新入生だけでなく幅広い層の受験生を募集し、相互啓発を目的として実施している。社会人としての経験を3年以上有し、本学で専門知識の習得に強い意志をもつ者を求めるもので、出願書類及び入学希望理由書の審査と面接による選抜方式である。

⑨帰国生徒入試

日本国籍を有し、保護者の海外在留等により外国の学校教育を受けた者が対象となり、出願書類及び入学希望理由書の審査と面接による選抜方式である。

⑩外国人留学生入試

学生生活課の国際交流担当職員と協力し、出願資格の確認と入学後のミスマッチを防ぐよう事前面談を実施することになっている。合否判定においては、入学志願者のこれまでの経験から「実社会で活躍したい」という志が具体的にある者を求め、発想力・実践力・対人力を個別面接の中で評価するとともに本学の授業に対応できる日本語能力のチェックも行っている。

⑪再入学試験

様々な理由で、本学を退学せざるを得なかった学生に再び勉学の機会を提供することを目的として実施している。出願書類及び入学希望理由書の審査と面接による選抜方式である。

⑫特別奨学生入試(総合型選抜)

国語・英語・数学・理科(化学・生物)のうち2教科・2科目を受験し、面接との総合評価による選抜方式である。合格者の上位5位から10%程度が奨学生として採用される。

⑬幼児教育実践力入試（総合型選抜）

将来の保育者にとって必要な実践的スキルや能力をもった学生の入学を目的として実施しており、受験者は「ピアノの弾き歌い」「絵本の読み聞かせ」「美術（素描）」の3つの中から一つの実技科目を選択し、実技試験と口頭試問を行う。

また、本学では、指定校推薦入試などの早期の合格者に対し、高校での勉学継続に対するモチベーションの向上を目的とする特待生選考試験を行っている。これは希望者が一般選抜の前期B日程と同じ試験問題を2科目受験し、高得点者に対して奨学金を付与するもので、毎年数名が学費の減免の対象となっている。入試制度の広報については、入試委員会の下部組織で、学科より選出された教員と入試広報部長及び入試広報部職員で構成される学生募集・広報専門部会【資料 3-1-8】が毎年度策定する広報活動計画に基づき、学科と事務局関連部署と連携して、オープンキャンパス、学外進学相談会、高校の進路指導者訪問、高校への出前授業などの様々の機会を設けて、主に入学試験要項や大学案内を用いて生徒、保護者、高校教員に丁寧の説明を行っているほか、ホームページで詳しい広報に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-3】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・入学試験委員会規程

【資料 3-1-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学入学試験専門部会規則

【資料 3-1-5】東海学院大学短期大学部入学者選抜可否判定委員会規程

【資料 3-1-6】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・広報専門部会規則

【資料 3-1-7】2025 年度入学試験要項

【資料 3-1-8】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生募集・広報専門部会規則

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去3年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移は、表 3-1-2 のとおりである。令和 8(2026)年 5 月 1 日現在の収容定員は 200 人、在籍者数は 160 人であり、収容定員充足率は 0.80 倍である。また、平成 31(2019)年度より入学定員を 150 人から 100 人へ削減したが、令和 8(2026)年度の志願者は 69 人、入学者数は 69 人であり、入学定員充足率は 0.69 倍であった。学生数の確保が困難な状況は依然として続いているものの、平成 30(2018)年度より始めた長期履修制度(3 年 LaLa 長期履修制度)の導入により、長期履修を希望する受験生が年々増加している。基準 1-2-③で述べているように、平成 25(2013)年に、明確な使命・目的及び教育目的や三つのポリシーに基づく教育課程を備えた幼児教育学科として新たにスタートしたが、学科の入学定員を充足することの困難な要因として、本学の学科としての個性・特色が、まだ十分に受験者や高校教員等に周知されていないことが挙げられた。そこで大学説明会・進学ガイダンスやオープンキャンパスなど、直接的に高校生に本学の長所を伝える広報活動を展開してきた。しかし、令和 3(2021)年度は、コロナ禍の影響で、広報活動にとって特に重要な時期である夏休み前の大学説明会・進学ガイダンス実施回数が二年連続して減少を余儀なくされたため、オンラインガイダンス等を活用し、できる限り高校生とのつながりを確保するよう努めた。また、親子教室、「あそびの森」など、地域貢献活動に力を入れるなど、着実に地道な方法を積み重ねて地域の信頼の絆を広げるように努めている。

令和 2(2020)年度はコロナ禍でオープンキャンパスの開催を一部中止し、令和 3(2021)年度はコロナ禍の影響により、オンラインでオープンキャンパスを行った。大学と合同のオープンキャンパスは、令和 2(2020)・令和 3(2021)年度は、三密を避けるために午前・午後開催の二部構成とし、予約人数を元に参加人数を平準化するため、午前は幼児教育学科

と大学 2 学科、午後は大学 2 学科の組み合わせで開催した。参加者の検温徹底や、会話による飛沫防止を図るため飲食の提供は行わないなどの新型コロナウイルス感染症予防に注力した。令和 4(2022)年度以降は、社会の動向を考慮し、二部構成であったオープンキャンパスを従来の一部制に戻し実施した。コロナの感染者拡大も次第に落ち着き、令和 4(2022)年度はコロナ禍前の令和元(2019)年度に近い数字まで参加者の確保を回復することができた。表 3-1-3 は、令和 8(2026)年度のオープンキャンパスの開催日を示す表である。すべて、大学との合同で開催されている。

18 歳人口の減少、大学の二極化が進む中、本学の入学者選抜では、目的意識の明確な学生、能力に優れた学生を獲得するため、毎年入試広報部で入試データを詳細に分析しており、その結果に基づいて役職者会議・教授会と学生募集・入学試験委員会で詳しく議論した上で、入試方法・内容の改善を行っており、複数の入学者選抜方法の位置づけ等の適切性を保つという目標を達成するための努力を重ねている。

表 3-1-2 過去 3 か年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合

学部	学科	区分	年度		
			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
短期 大学部	幼児 教育	入学定員(人)	100	100	100
		入学者(人)	63	51	69
		充足率(%)	63.0	51.0	69.0

表 3-1-3 令和 8(2026)年度オープンキャンパス開催日

月 日	時 間
5 月 9 日 (土)	10:00～15:00
6 月 6 日 (土)	
7 月 4 日 (土)	
8 月 1 日 (土)	
8 月 2 日 (日)	
9 月 5 日 (土)	
3 月 21 日 (日)	

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学則第 10 条【資料 3-2-1】に規定されている役職者会議は、学長、学科長、附属図書館長のほか、事務局長、事務局各部長が構成員であり、役職者会議規程第 2 条(6)【資料 3-2-2】において、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項を所掌事項としている。学生の学修支援については、教育研究開発センター【資料 3-2-3】の下、教務委員会【資料 3-2-4】、FD 委員会【資料 3-2-5】が活動している。各委員会には学科の教員が選出され、事務局職員が構成員として参加して様々な学修支援を実施するなど教員と職員が連携協働している。本学の学生への学修支援体制は、図 3-2-1 のとおりである。本学はクラス担任制により、学生の学修をはじめ学生生活全般にわたる相談にクラス担任教員が応じている。そのため、学生は何らかの支援が必要と感じた場合、まずクラス担任教員に相談することになっている。加えて、学生が気軽に何でも相談できる環境に向けて学生生活課職員が相談に応じている。その他、支援内容によって学生相談室、保健室での相談や教務課への直接問合せなどの対応をし、多様な学修支援ができるよう教員と職員等が協働している。

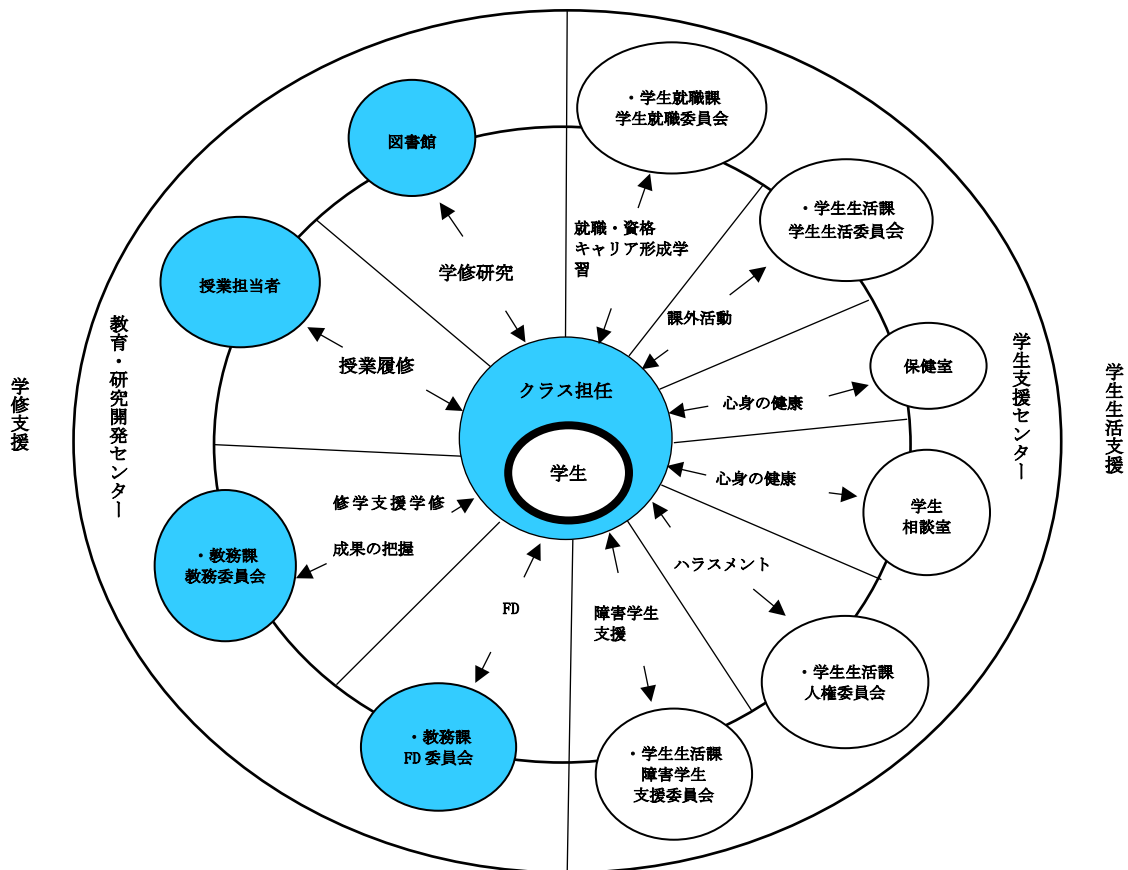


図 3-2-1 学修支援体制

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 東海学院大学短期大学部学則 第 10 条

【資料 3-2-2】 東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 3-2-3】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

【資料 3-2-4】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程

【資料 3-2-5】 東海学院大学短期大学部 FD 委員会規程

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 入学前教育

本学のアドミッション・ポリシーに適した基礎学力強化のために、入学前の学修支援の一つとして、教育研究開発センター【資料 3-2-6】が教務委員会及び学生募集・入学試験委員会と連携して入学前教育を行っている。入学前教育は、本学への入学が早期に確定した入学者に対して、入学までの学修習慣の継続や基礎学力の向上を目的に学科が学修内容を設定し、実施している。令和元(2019)年度入学者からの入学前教育については、ウェブ学習、課題学習から構成された受講コースを設定し、大学への学びがスムーズにつながるよう学修支援をしている。令和 6(2024)年度からは、入学前教育の目的や課題について説明した動画をウェブ上で公開している【資料 3-2-7】。

2. クラス担任制

クラス担任制は全学的な制度であり、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程」【資料 3-2-8】を定めて、学生が安心して学修に励み、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、各教員が学生とのコミュニケーションの円滑化を図り、学生の相談に応じ、適切な指導・助言を与えることを目的としている。さらに、クラス担任教員は、学生生活に関する事項、修学に関する事項、学籍に関する事項、その他の相談事項を扱い、学科が選出した教員で、原則として持ち上がりとしている。また、専任教員は、学生からの勉学上の悩み、資格取得の相談、将来の進路選択など、様々なことについて気軽に相談できるように週 1 回オフィスアワーを設けている。オフィスアワーは、全教員が全学生を対象としてホームページで相談可能な時間帯を学生に周知するとともに、各教員の担当科目、メールアドレスを提示している。これにより、学生が教員にアポイントメントをとることなく個別相談ができる体制をとるとともに、メールによる相談に随時応じられるよう教務課で取りまとめている。

3. 学修に関するガイダンス

本学では、学生が学修を円滑に進めるための学修支援として、教員と職員が連携して学年ごとに前期及び後期が開始される前にそれぞれガイダンスを実施し、学生生活や履修方法等について周知徹底するとともに、学生が自身の学生生活や学修内容について見通しをもって取り組めるようにしている。また、1 年次に履修カルテ「保育者へのあしあと」を配付し、進路に合った履修計画を立てている。各学期終了時には科目ごとに反省を記入し、次学期へつなげていけるようにしている【資料 3-2-9】。

新入生に対しては、入学式の当日から新入生ガイダンスを実施している。ガイダンスの内容は、履修、授業、試験、単位、成績(GPA)、卒業要件、資格取得、奨学金制度等を中心として説明を行っている。さらに、大学生活を始める新入生が適切に学修に取り組むために、学生生活における諸注意事項やそれぞれの相談の仕方などについても説明し、クラス担任教員による指導につなげている。

2 年次以降については、前期及び後期の開始前に同様のガイダンスを実施して各年次の履修科目の特性や履修状況の自己管理、資格取得に向けた学修計画、適切な学生生活に関して丁寧に説明し、個々の学生の状況に応じたクラス担任教員による指導につながるよう

工夫している。

4. TA等の活用

幼児教育における専門職教育の特質から、実技関係の授業においては効果的な学修を図るため、授業の指導補佐を配置している。指導補佐については、非常勤の音楽技能指導員を採用して対応している。本学における資格取得の学修が対人援助の専門家として心にふれあうことを大切にした学修となるよう支援し充実した活動につなげていくため、令和元(2019)年度から音楽技能指導員を2人増員して7人を配置している。

5. 学習支援プログラム

本学では、学習支援対策として「公務員試験等対策プログラム」、「学習強化プログラム」【資料 3-2-10】などの制度を設けている。「公務員試験等対策プログラム」では、公務員試験対策などについて各教員から学修支援を受けられる。平成30(2018)年度には西キャンパス5号館2階に公務員試験対策講座学習室を設置した。「学習強化プログラム」は、平成28(2016)年度前期より「学習強化週間プログラム」として、学生が履修する一つ一つの科目の学習の積み上げが資格取得や短期大学士としての学力を養うことに必須であることから、科目ごとの学習支援を行うことを目的として導入され、平成29(2017)年度に現在の名称に変更した。科目の到達目標に達していない者に対して学習時間の確保に取り組んでいる。

6. 保護者との連携

保護者との連携は、7月の保護者教育相談会【資料 3-2-11】において、年2回の保護者への成績表の送付、学生生活に関する様々な注意事項、クラス担任制などによる相談体制、必要に応じて随時保護者との面談を行うことへの理解と協力など、保護者と大学が連携して、学生の人間性の確立のプロセスを支えていくことについて説明している。充実した大学生にふさわしい生活に自発的に取り組むために、保護者として気になること、大学として伝えたいことなど、互いに話し合える関係を大切にしながら、必要に応じて、保護者、学生、教員による三者面談を行っている。そうした取組みに対して、保護者からは、大学の様子や家庭では気付かなかった子どもの様子などが分かり、より安心して子どもを見守ることができるようになった、などの意見が寄せられている。このように、学生の自ら本学の学びによって人間性を確立していくことができるよう、保護者と大学が連携した学修支援体制を充実させている。

7. 障害のある学生への配慮

障害のある学生の支援は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(一部改正：令和3年6月4日公布)」及び、同対応指針(平成27年文部科学省告示第180号)の理念に基づき「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における障害等のある学生支援に関する基本方針」を定めて、「修学上の困難に対する配慮や支援の支援システム」により実施している【資料 3-2-12】。

入試出願前は入学試験課を中心として事前相談書【資料 3-2-13】の提出を求め、出願までに受験生と志望学科長、障害学生支援委員長、入試専門部会委員長、入学試験課職員による事前相談書に基づく聞き取り面談を行っている。

入学が決定した後は、支援を必要としている旨の意思の表明があった場合は、令和2(2020)年度以降は障害学生支援委員会の支援システムに則り、クラス担任教員、学科の障

害学生支援委員会が中心となって支援の内容を当事者学生と学科で協議した後、障害学生支援委員会による合理的配慮の発出により支援を開始する体制となっている。なお、学科内での配慮のみで適切に支援を行っている事例もある。

入学時には、心身に関する問診及び健康状態等記入の欄に、各学生が心身の状態を記入することになっている【資料 3-2-14】。保健室では個人情報に配慮して、クラス担任教員に相談しながら、承諾を得た事項について関係教職員との情報共有を図っている。その後、クラス担任教員及び障害学生支援委員で個別面談を行い、具体的な配慮事項と情報開示する範囲について確認し、具体的な対応に取り組んでいる。また必要に応じて保護者との連携を図るなど、障害を理由に適切な学修ができないといったことがないように対応している。令和2(2020)年度に作成され令和5(2023)年度に改訂されたリーフレット「障害等のある学生の修学支援について」を【資料 3-2-15】、学生に対して毎年1年次授業「基礎ゼミナール」にて周知している。教職員に対しては全学教職員研修会を実施し、理解・啓発を推進している(表 3-2-1)。

表 3-2-1 障害学生支援委員会の活動(2023 年～2025 年)

年	活動内容	障害学生の在籍実態
2023	・「重度障がい者大学就学等支援事業利用」の肢体不自由学生の入学により、自治体福祉課と支援機関・本学による支援会議を実施した。 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練 ・支援リーフレットの全学生配布 ・1年次「基礎ゼミナール」での学生への授業 ・全学教職員研修会 ・支援リーフレットの改訂	①視覚障害②発達障害・発達の困難③精神疾患④心身の不調⑤てんかん⑥身体障害⑦聴覚障害の支援の継続
2024	・「重度障がい者大学就学等支援事業利用」の肢体不自由学生の入学により、自治体福祉課と支援機関・本学による支援会議を実施した。 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練 ・支援リーフレットの入学生配布 ・1年次「基礎ゼミナール」での学生への授業 ・全学教職員研修会	①発達障害・発達の困難②精神疾患③心身の不調④てんかん⑤身体障害⑥聴覚障害の支援の継続
2025	・「重度障がい者大学就学等支援事業利用」の肢体不自由学生の入学により、自治体福祉課と支援機関・本学による支援会議を実施した。 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練 ・支援リーフレットの入学生配布 ・1年次「基礎ゼミナール」での学生への授業 ・全学教職員研修会	①精神疾患②心身の不調③てんかん④身体障害⑤聴覚障害の支援の継続

8. 休学者・退学者への対応

休学者・退学者への対応については、教員と職員が一体となって取り組んでいる。学生には、休学・退学に関してはクラス担任教員にまず相談するよう指導している。クラス担任教員は「修学、友人関係、健康、経済的側面など、学生生活全般にわたる諸問題の相談者」と規定されている【資料 3-2-16】。クラス担任制によって教員と学生との円滑なコミュニケーションがとれていることで、学生が個々の状況に応じて教員からきめ細かい指導を受けているなか、休学・退学に関しても学生の最善の利益を第一に個別に対応している。さらに、クラス担任教員と学生の話し合いを踏まえ、関連の事務職員が連携し、学生にとって最善となる対応策を提案しながら、必要に応じて保護者との連絡、懇談等、適切なサ

ポート体制をとっている。

中途退学者に関しては【資料 3-2-17】、全在籍者数に対する退学者率の推移は横ばい傾向にある。教務委員会を中心として中途退学の原因についての分析を行っており、学修意欲の低下につながるケースについては、クラス担任教員が個別面談を行って相談を受け、指導している。単位の修得などはクラス担任教員が把握しているため、各学生に応じた具体的な指導をすることができる。また授業欠席への対処については、一つの授業科目で欠席数が3回以上になるとクラス担任教員に連絡するようにしており、学生の学修状況全体の理解と指導の徹底に取り組んでいる。平成27(2015)年度からは、ウェブ上で、教員と学生が相互に授業の出欠状況について把握できるシステムを導入し、休学者・退学者の減少に努めている。また年1回、保護者教育相談会を開催し、保護者に対して学修状況及び今後の見通しに対しての説明を行い、家庭とも連携した学修支援を行っている【資料 3-2-18】。

進路変更に関するケースについては、クラス担任教員が当該学生と個別に相談し、個々の思いなどを尊重しながら、共に考えていく対応を心掛けている。また同時に保護者とも連絡を取り、学生にとって最も適切な進路を話し合いながら、それぞれが納得して、自信をもって次へのステップを踏めるように取り組んでいる。

経済的困窮に関するケースについても、クラス担任教員が当該学生と個別に相談し、個々の思いや生活状況などを尊重しながら、学生生活課と共に学生にとって最善となる対応を心掛けている。また同時に保護者とも連絡を取り、様々な奨学金制度などの活用を検討しながら、中途退学とならないよう努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-6】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

【資料 3-2-7】 令和8(2026)年度入学生入学前教育資料

【資料 3-2-8】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程

【資料 3-2-9】 「保育者へのあしあと」

【資料 3-2-10】 令和7(2025)年度前期・後期学習強化プログラム

【資料 3-2-11】 令和8(2026)年度保護者教育相談会実施要領

【資料 3-2-12】 本学における修学上の困難に対する配慮や支援の支援システム

【資料 3-2-13】 受験上および修学上の配慮を必要とする入学志願者の事前相談書

【資料 3-2-14】 令和8(2026)年度入学 身上調査書

【資料 3-2-15】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における障害等のある学生支援に関する基本方針

「障害等のある学生の修学支援について」(リーフレット)

【資料 3-2-16】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程

【資料 3-2-17】 学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間)

【資料 3-2-18】 令和7(2025)年度保護者教育相談会実施要領

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学短期大学部では、建学の精神に基づき、学科の専門教育を通して培った知識及び技能を活かし、地域社会に貢献できる職業人の育成を目指している。特に保育・幼児教育分野を中心に、学生一人ひとりの進路希望の実現に向けた支援を行っている。

教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する指導を推進するため、学生就職委員会及び学生就職課を中心とした支援体制を整備している。委員会については「学生就職委員会規程」に基づき運営している【資料 3-3-1】。

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

全学生を対象として、教養教育科目に「キャリアデザイン」及び「インターンシップ」を配置している【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】。

「キャリアデザイン」では、将来の職業生活を見据え、自己理解、社会理解、職業理解を深めるとともに、学生生活を主体的に設計する力を育成している。

「インターンシップ」では、企業や施設等での就業体験を通じて、実践的な職業観を養い、自らの適性や進路を具体化する機会を提供している。

また、教育課程と就職支援を連動させることにより、入学時から卒業まで一貫したキャリア形成支援を行っている【資料 3-3-4】。

3-3-②キャリア支援体制の整備

(1) 教職員の連携

クラス担任教員と学生就職課職員、資格に関わる教科担当教員も交えて学生の相談・助言を担っている。教員と学生就職課職員との面談による情報交換も随時進めており、学生は教員に相談しても学生就職課職員に相談しても同じ情報を基にアドバイスが得られ、履修・実習等と就職活動の両立が図られるよう体制を整えている。

年度ごとに、社会状況や求人求職活動の特徴により支援テーマを設定しており、全学的な進路支援に当たっている(表 3-3-1)。

表 3-3-1 教職員によるキャリア支援

令和 6 年度	学びが活かせる事業所へ見学促進をはかる。保育職においても求人活動が早期化したことにより、実習完了よりも早く就職活動を進める必要性を認知させ、働く環境や望む保育について希望・条件を持たせ、志願先とのマッチングができるよう担任教員と連携して個別相談にあたる。
令和 7 年度	低学年からボランティア、施設・園の見学を促進させる。実習先が学びの機会だけでなく、進路意識を持って観察させ、働く環境や望む保育について希望・条件が持てるよう担任と連携して支援にあたる。
令和 8 年度	〔共通〕 学生がキャリア形成の計画を立て、学生生活の充実をはかると共に、進路意識を向上させて将来への目標設定と対策を進められる支援にあたる。

	〔短大〕 進路意識を持って履修に向き合えるよう低学年から支援にあたる。就職活動開始時期には企業（園）情報の提供を充実させる。学生が望む保育が実現できる職場が見出せるよう担任と連携して支援にあたる。
--	--

(2) 学外機関や団体との関係構築

学生就職課では学外の労働関係機関や団体との関係構築を大切にしている。新卒応援ハローワーク、岐阜県総合人材チャレンジセンター、岐阜県インターンシップ推進協議会、岐阜県学生就職連絡協議会、岐阜県商工労働部雇用促進課、岐阜県教育委員会、岐阜県子育て人材支援センター、岐阜県経営者協会、岐阜県私立幼稚園連合会、岐阜県民間保育園・子ども園連盟、岐阜県社会福祉協議会、各務原市役所などがある。各機関と情報交換を密に行い、各団体主催支援行事の学内案内、学生参加の促進、学内説明会を開催している。

(3) 学生ニーズに寄り添った支援体制

① 学生の進路希望の把握

1年生全員から「就職登録カード」の提出を受け、学生の個性、進路の希望や条件、課外活動履歴、奨学金返済の必要性等を把握している。

② 個別相談

個別相談は学生の空き時間やEメール・電話にも柔軟に応じ、予約なしで受け付けている。学生就職課にはキャリア・コンサルタント有資格者1名を配置し、学生一人ひとりが豊かな社会生活を送るために、個性を尊重したキャリア形成、就職支援に取り組んでいる。加えて、週1回ハローワーク・ジョブスタッフによる個別相談も実施している。

障がいのある学生や配慮が求められる学生に対しては、学生支援センター(障害学生支援委員会)をはじめ各部署や担当教員と情報共有して個別支援に当たっている。保護者を交えた三者懇談も実施している。求人情報は本学の求人受付NAVIをはじめ、ハローワーク障害者担当及び障がい者の就職支援業者と連携して障がい者向けの求人情報を得ている。

③ 就職ガイダンス、セミナー

・新入生には、入学式当日にアルバイトの労働法について岐阜労働局の協力を得て「アルバイトの労働条件セミナー」を開催した。

就職活動に関わる学年の学生には、前期・後期の開始日をはじめ、イベント開催前に「就職ガイダンス」を開催している。また、「編入学ガイダンス」として東海学院大学への編入学制度についても案内している(令和7年6月26日)。保育・幼児教育の資格を生かす業界や職場について案内し、視野を広げる支援に取り組んでいる。

卒業前には、「就職準備ガイダンス」を実施している。保育職の内定者は入職前に研修として出勤する例が少なくないことから、入職前研修の諸注意、人間関係を築くための自分中心にならない考え方、立ち居振る舞い、敬語表現、メールや電話等の連絡手段について説明している(令和8年1月21日と23日に分けて実施)。

・就職試験対策講座

公務員試験をはじめ昨今の採用試験における選考方法の変化により令和6年度から毎年内容を見直して実施している。前半(令和7年12月25日～26日)はSPIや諸論文などの筆記試験対策と集団面接対策を進め、後半(令和8年1月13日～16日)はWEBによる個別面接練習を実施した【資料3-3-5】。

・業界研究会

各務原市役所の協力を得て、「各務原市内 保育園説明会」を実施している(令和7年9月24日)。専門職員として働く方々からの業務内容、仕事への姿勢、今後の学生生活へのアドバイスを受け、資格取得と進路への意識を高めた行事となっている【資料3-3-6】。

併せて、岐阜県私立幼稚園連合会の協力を得て幼稚園の園長を招聘し、幼稚園教諭の魅力や園児への教育について出前講座を実施している(令和7年11月12日)【資料3-3-7】。

保育職における合同企業説明会(幼稚園就職ガイダンス、令和7年5月10日及び保育士になるためのJOBフェア、令和7年7月5日)への積極的な学生参加を促すべく、4月のキャリアガイダンスでの告知行っている。【資料3-3-8】【資料3-3-9】。

また、令和7年度岐阜県私立大学地方創生推進事業費補助金の交付を受けて、就職活動の基本的ノウハウを紹介したガイドブック(学生版と保護者版)を購入している。保護者版は郵送し、学生版は就職ガイダンスにて配付している。就職活動についてインターネット情報等に翻弄されることなく、コロナ禍による就職活動の不安や各自の進行に沿いつつ学生が就職活動に取り組む環境を整えている。

・保護者向け進路情報提供

令和7年6月 1年生の保護者対象 保護者版のガイドブックを購入・郵送
(本学の支援や求人状況、就職実績の説明文も同封)

令和7年7月 保護者教育相談会・就職説明会の開催【資料3-3-10】。

④卒業生調査

卒業生に対して、在職状況の確認と在学中の学びで役立ったことや就職活動に必要なことへのアドバイスを得ることを目的に、卒業生就業状況調査を令和7年3月～4月にかけて実施した。卒業後1年と3年経過した卒業生を対象とした。この調査をアセスメントプランに活用していきたい【資料3-3-11】【資料3-3-12】。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程

【資料3-3-2】シラバス「キャリアデザイン」

【資料3-3-3】シラバス「インターンシップ」

【資料3-3-4】キャリア科目 履修者数一覧

【資料3-3-5】2025 就職試験対策講座

【資料3-3-6】各務原市内保育園説明会

【資料3-3-7】幼稚園園長による出前講座

【資料3-3-8】岐阜県私立幼稚園就職ガイダンス

【資料3-3-9】保育士になるためのJOBフェア

【資料3-3-10】令和7年度 学生就職委員会・学生就職課 進路支援事業

【資料3-3-11】卒業生 就業状況調査 アンケート用紙

【資料3-3-12】卒業生 就業状況調査 集計結果

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学則第 10 条【資料 3-4-1】に規定されている役職者会議は、学長、学科長、附属図書館長のほか、事務局長、事務局各部長が構成員であり、会議規則第 2 条(6)【資料 3-4-2】において、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項を所掌事項としている。また、学生が充実した学生生活を安心して送ることができるように、学生支援センター【資料 3-4-3】の下、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会【資料 3-4-4】、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会【資料 3-4-5】、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会【資料 3-4-6】、東海学院大学短期大学部人権委員会【資料 3-4-7】などの委員会が活動している。本学では、学生生活の安定のため学生を中心とした視点に立ち、学生生活がより充実したものとなるよう、各委員会には学科の教員と関連部署の事務局職員が構成員となり支援を実施し、学生生活課、学生就職課などの事務局職員が直接窓口にて対応するなど、教員と職員が連携協働して学生生活の支援に努めている。

学生生活の安定のための支援としては、学生生活全般に係る支援、経済的支援、課外活動支援、心身の健康に関する支援、就職支援及び障害等のある学生の修学支援等があり、学生の多様なニーズに対応する体制を整えている。また、令和 2(2020)年に発生し、令和 5(2023)年に 5 類感染症となった新型コロナウイルス感染症に対しても、学生生活の安全な環境とともに、心身の不安への配慮なども徹底してきた。

なお、具体的な支援は以下のとおりである。

1. 学生生活全般に係る支援

学生生活全般に関する相談・支援は、クラス担任教員が中心となり、担当学生に対し入学時から卒業時まで、必要に応じて学修状態や進路、学生生活状況(暮らし、健康、経済、アルバイト等)について指導や助言を行っている。クラス担任教員は、学生に承諾を得た上で、学科全体で共有すべき情報は個人情報漏洩防止を徹底しつつ学科会に報告し、全学的調整を必要とする事項については、学科長を経て諸組織の責任者等に進言し、関連委員会、関係部署と連携し支援できる仕組みにしている【資料 3-4-8】。また年 1 回、保護者教育相談会を開催し、保護者と必要な情報を共有し協力し合える機会【資料 3-4-9】を設けるとともに、全教員がオフィスアワーを毎週設定し、クラス担任教員以外の教員も学生の相談に応じ、問題・状況によってクラス担任教員と連携する体制になっている【資料 3-4-10】。

学生が安心して学生生活を送ることができる環境づくりの一つとして、学生相談室を設置している。火曜日から金曜日の 10 時から 17 時に開室し、令和 4(2022)年度からは公認心理師資格・臨床心理士資格を持つ専門職を配置し、更なる充実を図っている。メールや電話相談でも受け付け、健康面や学力面などの多様な不安に寄り添い、即時対応できるように体制を整えた。また、令和 6(2024)年度からは、改善した内容や進展について PDCA サイクルが一覧で把握できるよう、記録文書をより明確化したことで学生相談室機能を充実させた。障害学生支援委員会では、本人及び学科等からの支援要請に対して委員会で討議を行い、個々のニーズに適切に対応できる体制の構築に取り組んでいる【資料 3-4-11】。合理的配慮の必要がある学生には、障害に配慮した授業支援やプライバシーを考慮した支

援を実施している【資料 3-4-12】。全学防災避難訓練では、学生ボランティアによる障害学生の避難訓練を実施し【資料 3-4-13】、理解啓発に努めている。人権委員会では、平成 30(2018)年度にハラスメントに関する相談体制の整備【資料 3-4-14】、対応フローチャート図【資料 3-4-15】の再構築を図り、教職員に周知と啓発を行った。令和 5(2023)年度にはフローチャートを修正し、対応時の流れを明確にした。学生を対象とした人権の講習会を実施し、相談窓口の周知や、教職員研修会等によりハラスメントの発生防止に努めている。また、意見箱の設置を行い、いつでも相談できる環境を整えている【資料 3-4-16】。

なお、学生支援についての質の向上を目的として、学生生活満足度調査を毎年実施しており【資料 3-4-17】、各関連部署による評価・改善策を検討し、改善に努めている。令和 3(2021)年度から調査をウェブシステムで行うなど、より正確な現状把握をするとともに、その統計結果はホームページにて公開し、学生自身の振り返りや地域など第三者からの評価や改善にもつなげている。令和 7(2025)年度には、ワーキンググループを立ち上げ、回答しやすいことと分析しやすいことを重視し、学修支援・学生生活支援・学修環境の三つの成果について評価できるよう項目を一新し、名称を「学生生活アンケート」と改めた。

教職員の支援スキルの質を高めるための取組みとして、表 3-4-1 に示すとおり教職員研修会を毎年実施している。学内講師に留まらず、学外からの有識者講義を行うなど、大学全体への啓発を通して学生支援体制を強化している。

学生の事故・事件、感染症、不祥事・犯罪等の発生防止と対応に関しては、学期初めの学生生活課オリエンテーションで発生防止策を学生に周知するとともに、学内掲示やホームページ等により啓発を行っている。発生した場合は、学生からの報告・連絡を受け、クラス担任教員あるいは学生生活課から学生部長、教務部長、学科長に連絡・報告し、協議の上で対応するとともに、必要に応じて事務局長、学長に報告・対応する体制になっている。

表 3-4-1 教職員研修会実施結果

実施年月	講師	研修会名
平成 30(2018)年 3 月	学外講師	アカデミック・ハラスメント防止研修会
平成 30(2018)年 12 月	学内講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和元(2019)年 8 月	人権委員講師	人権侵害の啓発に関する研修会
令和 2(2020)年 2 月	学外講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和 2(2020)年 3 月	学科別研修	ハラスメント対応フローチャートの説明講習会
令和 2(2020)年 4～5 月	学科別研修	進路支援にかかる申し合わせ事項 学科別教員説明会
令和 3(2021)年 3 月	障害学生支援 委員講師	障害等のある学生の支援に関するリーフレット周知
令和 3(2021)年 4～5 月	学科別研修	進路支援にかかる申し合わせ事項 学科別教員説明会
令和 4(2022)年 3 月	学内講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和 4(2022)年 7 月	学科別研修	進路支援にかかる申し合わせ事項 学科別教員説明会
令和 5(2023)年 2 月	学外講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
	学内講師	人権に関する研修会
令和 6(2024)年 2 月	学科別研修	人権に関する研修会

	学外講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和 7(2025)年 2 月	学外講師	人権に関する研修会
	学外講師	障害等のある学生の支援に関する研修会
令和 8(2026)年 2 月	学科別研修	人権に関する研修会
	学内講師	障害等のある学生の支援に関する研修会

2. 経済的支援

本学では、経済的に困難な学生が修学を断念することなく安心して学べるよう、また、社会人・外国人留学生としても学びを深めることができるよう、本学独自の複数の奨学生制度を設けている。入学試験の種別や入試成績による入学金や授業料、教育充実費の減免である(表 3-4-2)。この他に、入学金納付の猶予(延納)及び学費納付の猶予(月割分納・延納)や家計が急変した学生を対象とした入学金、授業料免除の支援がある【資料 3-4-18】【資料 3-4-19】。

「進学をあきらめないで奨学生」は、将来活躍が期待される人間力豊かで有為な者たちの進学への希望を経済的側面から支援しようと、平成 26(2014)年度より設けており、諸事情により大学進学をあきらめなければならない状況の者を積極的に採用している。また、令和元(2019)年度入学者より、東日本大震災や熊本地震など激甚災害によって甚大な被害に遭った者への「被災者支援制度」を設けていたが、令和 6(2024)年 1 月に発生した能登半島地震を機にさらなる制度の充実を図り、新たに「激甚災害等により被災した学生に対する学費等減免規則」を制定した【資料 3-4-20】。

表 3-4-2 本学独自の奨学生制度等

奨学生の種類・制度	内容
スポーツ奨学生	スポーツ推薦入試に合格した者に対し、原則 2 年間(長期履修生は 3 年間)、ランクに応じて学費を免除又は減額する。
優秀奨学生	一般選抜又は大学入学共通テスト利用入試に優秀な成績で合格した者及び特待生選考試験で優秀な成績を修めた者に対し、その成績により、1 年間(長期履修生は 2 年間)、①授業料及び教育充実費の全額、②授業料及び教育充実費の半額、③入学金の全額(入学時のみ)のいずれかを減免する。
特別優遇奨学生	一般選抜、大学入学共通テスト利用入試又は大学入学共通テスト利用プラス入試に合格した者で、高等学校在学時の評定平均値が 3.5 以上の者に対し、1 年間(長期履修生は 2 年間)、年間の授業料から 40 万円(長期履修生は 24 万円)を減額する。
特別奨学生	指定校推薦入試に合格した者で、採用基準を満たす者に対し、その成績により、授業料の全額又は半額を、1 年間(長期履修生は 2 年間)減免する。
幼児教育育英奨学生	幼児教育実践力入試に合格した者に対し、その成績により、授業料の半額又は入学金の全額を、1 年間(長期履修生は 2 年間)減免する。
社会人奨学生	社会人入試に合格した者に対し、入学金を免除し、2 年間(長期履修生は 3 年間)、授業料の半額を減額する。
外国人奨学生	外国人留学生入試に合格した者に対し、入学金の半額を減額し、2 年間(長期履修生は 3 年間)、授業料の半額を減額する。

東海学院大学短期大学部

ファミリー奨学生	ファミリー入試に合格した者に対し、入学金を免除する。
沖縄特別奨学生	沖縄県に在住する本学入試合格者に対し、入学金の半額を減額する。
進学をあきらめないで奨学生	A0 入試、公募制推薦入試、一般選抜又は大学入学共通テスト利用入試合格者で、経済的理由により大学進学が困難な状況にある者に対し、入学金の全額及び初年度の授業料の全額、又は入学金の半額及び初年度の授業料の半額を減免する。
入学金、授業料の免除及び徴収猶予	経済的理由により授業料等の納付が困難な学業優秀者を対象とする、入学金・授業料免除及び徴収猶予制度。
激甚災害等により被災した学生に対する学費等減免制度	国が激甚災害に指定した災害等により被災し、経済的に修学困難となった者に対し、学費等の減免を行う。減免は入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び資格課程履修費について行うものとし、減免の額は被災状況に応じて全額又は半額とする。ただし、入学金は全額免除とする。

学外資金によるものは、日本学生支援機構による奨学金、地方自治体の奨学金、企業や各種団体の給付・貸与奨学事業、都道府県の修学資金制度があり、令和 8(2026)年度においては、表 3-4-3 に示すように、本学在籍者数 160 人のうち 66 人(41.3%)の学生が日本学生支援機構による奨学金を利用しており、このうち 8 人(5%)の学生が第一種と第二種貸与奨学金を併用している。日本学生支援機構以外の奨学金の利用状況は、表 3-4-4 に示すとおりである。

学生の経済的な問題に対してはクラス担任教員が中心に相談・助言を行い、学生生活課と連携して学生に情報提供して支援している。

表 3-4-3 令和 8(2026)年度 日本学生支援機構奨学生数(令和 8(2026)年 5 月 1 日時点) (人)

学年	給付	貸与/一種	貸与/二種	一種・二種併用	実人数
1 年生	4	0	1	0	4
1 年生 (長期履修生)	16	9	12	5	23
2 年生	3	2	1	0	3
2 年生 (長期履修生)	22	7	9	3	28
長期履修生			8		8
合計	45	18	31	8	66

表 3-4-4 令和 8(2026)年度 日本学生支援機構以外の奨学生数(令和 8(2026)年 5 月 1 日時点) (人)

学年	地方自治体	企業・ 各種団体	保育士 修学資金	その他	延べ人数
1 年生	0	0	0	0	0
2 年生	0	1	3	0	4
長期履修生	1	0	6	0	7
合計	1	1	9	0	11

3. 課外活動支援

本学では、学生の自治会活動やサークル活動、ボランティア活動等の課外活動は、建学の精神「行動力豊かな教養人の育成」の一環として位置づけ、学生の主体的な判断と行動、

コミュニケーション力とリーダーシップ、協調性や社会性等を醸成し、成長する教育機会として自主的な取組みがなされるよう、積極的に支援を行っている。学生が企画・運営する学生会活動や大学祭、新入生歓迎会は、学生生活委員長を顧問とし、学生生活委員会構成員や学生生活課職員と協働し学生の自主性を重視しながら支援をしている。サークル活動は学内の教職員が顧問となり、指導・助言をしている。令和 2(2020)年度においてはコロナ禍の影響により多くの行事が中止となった。そうした中、令和 3(2021)年度の「大学祭」は伝統が途切れないようにと願う学生を側面的に支援し、オンデマンド方式を学生主体で実施し、令和 4(2022)年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底した支援を側面で行い、学生自らが対面方式で実施することにつながった。

課外活動への経済的支援としては、強化指定クラブへの助成【資料 3-4-21】、学生会助成【資料 3-4-22】や教育後援会助成があり、学生が積極的に活動できる基盤が整備されている。令和 8(2026)年度のサークル登録数は、28 団体である【資料 3-4-23】。

4. 心身の健康に関する支援

(1) 保健室

安定した学生生活を送るための重要な支援の一つが、学生の心身の健康に関する支援である。特に本学は、教育、福祉の分野で活躍できる人材を育成する教育機関であることから、学内での日頃からの健康管理は元より、長期にわたる教育実習や保育実習に係る心身の健康管理も行っている。健康管理は主として保健センターを中心に、健康管理の種類により学校医、保健室、学生相談室、クラス担任教員並びに実習担当教員がそれぞれの役割を担い、かつ連携・協働する体制を整えている。

保健室には保健師が常駐し、【資料 3-4-24】に示すとおり学生からの健康相談などに対応している。学校医や提携病院と常に連携しながら学生の健康状態の把握と管理、緊急時の対応を行っており、全学生を対象とする定期健康診断は例年 4 月までに実施している。令和 7(2025)年度については、【資料 3-4-25】に示すとおり受診率は 100%である。定期健康診断では学生の基本的な健康状態を把握し、生活習慣の改善とともに、疾患の早期発見・早期治療へつなげることを目的に実施している。健診の結果の「要観察」の学生に対しては健康指導を行い、「要精検」「要医療」の学生に対しては医療機関への受診勧奨を行っている。また感染症予防対策の一つとして、入学者全員を対象に入学時の定期健康診断で、小児感染症の抗体価検査(麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎、B 型肝炎)を大学全額負担で行っている。抗体価検査の結果が陰性・擬陽性の学生には、自己負担で予防接種を受けるよう勧奨している。健康管理全般にわたる学生支援は、年度初めの学生生活課オリエンテーション及び実習ガイダンスにおいて説明し、適切な判断と行動の下に自己管理できるように指導している。また、メンタルヘルスの不安等に対しての健康相談や保健指導を丁寧に行い、必要時はクラス担任教員や学生相談室と情報の共有を行い、総合的に学生の心身のサポートにあたっている。

(2) 学生相談室

不安や悩みの内容は、個人の生活に関する様々なことであり(表 3-4-5)、本人が直接学生相談室に来室するケースが多く見られる。身近な支援は重要であるため、火～金曜日の 10 時～17 時を開室し、予約制としている。同じ担当者が継続して相談対応する中で、傾聴によるストレス軽減や、静かに過ごせる居場所となるようにも留意し、相談者自らが力を

取り戻すことができるような支援体制としている。また、悩みを教員や家族に直接言えないので相談室から伝えてほしいと相談に来る学生もいるため、本人の同意の下に各部署と連携を行い支えている。

保護者対応については、開室時間を総務課に提示し協力を得つつ、Eメールや電話相談等で学生支援へと結び付けていけるよう体制を整えている。

精神的な悩みを抱えた学生が存在しており、令和4(2022)年度より公認心理師資格・臨床心理士資格を持つ専門職1名を週1回配置し、令和8(2026)年度からは専門職2名で週3回と充実させ、身体・精神疾患等に関しての心理支援や査定を行い、専門的見地から学生に寄り添える体制としている。心理検査等を元にしたアプローチについては、インフォームド・コンセントを行った上で、関係部署と連携をしており、予約制とすることで安心して相談できる場を整えている。

相談内容については、緊急性と課題取組みの順を相談員内で即時アセスメントし、情報共有が必要となる部署に報告・連絡・相談を行い、迅速に対応するとともに、毎月の集計と内容の吟味を行い、学生支援センター内の各部署に報告及び連携を行っている。

学生相談室を周知するため、東西キャンパスでの掲示【資料3-4-26】や学生便覧【資料3-4-27】、ホームページでの説明、ガイダンス等を充実させ、相談室の様子が分かり気楽に入室できるように、ドアを少し開けて待機するなどの工夫を継続しており、認知度は高まりつつある。全ての学生が必要時に自主的に相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、学生本人に寄り添ったカウンセリングが行えるように質の向上を図っている。また、令和5(2023)年4月の前期ガイダンスにおいては、全学生を対象に、学生相談室より言葉の視点から、「心の健康」について他者への言動やネット等での文言を見直すきっかけとなるような啓発を行った。学生相談室に来室する学生のみに限らず、各々が他者を尊重でき全人的な成長となるように工夫をしている。

表 3-4-5 令和7(2025)年度 学生相談室利用者数 (人)

所属			利用理由					
学部	学科	学年	学業	進路	対人 関係	心身	経済	その他
短期大学部	幼児教育学科	1 年生	0	2	1	0	0	8
		2 年生	0	0	0	0	0	0
		長期履修生	0	0	0	0	0	5
延べ人数			0	2	1	0	0	13

【エビデンス資料・資料編】

【資料3-4-1】東海学院大学短期大学部学則 第10条

【資料3-4-2】東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料3-4-3】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程

【資料3-4-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程

【資料3-4-5】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程

【資料3-4-6】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会規程

- 【資料 3-4-7】 東海学院大学短期大学部人権委員会規程
- 【資料 3-4-8】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程
- 【資料 3-4-9】 令和 8(2026)年度保護者教育相談会実施要領
- 【資料 3-4-10】 令和 8(2026)年度前期オフィスアワー一覧表
- 【資料 3-4-11】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における障害等のある学生支援に関する基本方針
- 【資料 3-4-12】 障害等のある学生の修学支援について(リーフレット)
- 【資料 3-4-13】 障害学生の避難訓練資料
- 【資料 3-4-14】 ハラスメント防止・対策に関するマニュアル
- 【資料 3-4-15】 ハラスメント相談の問題解決のプロセスと手順(フローチャート)
- 【資料 3-4-16】 意見箱資料
- 【資料 3-4-17】 令和 7(2025)年度学生生活アンケート
- 【資料 3-4-18】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予規則
- 【資料 3-4-19】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予規則
- 【資料 3-4-20】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部激甚災害等により被災した学生に対する学費等減免規則
- 【資料 3-4-21】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部強化指定クラブに関する内規
- 【資料 3-4-22】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学内課外活動に関する取扱規程
- 【資料 3-4-23】 自治組織及び課外活動団体(サークル)一覧表
- 【資料 3-4-24】 令和 7(2025)年度保健室利用状況
- 【資料 3-4-25】 令和 7(2025)年度学生定期健康診断受診状況
- 【資料 3-4-26】 学生相談室掲示
- 【資料 3-4-27】 令和 8 年度東海学院大学短期大学部学生便覧 p58～p59

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、建学の精神及び学則で定める教育目的の達成のため、西キャンパスと、図書館等の共用の施設がある東キャンパス及び学生寮から成る教育環境を有している。西キャンパスの主要施設及び東キャンパスの共用施設の概要は、表 3-5-1 及び表 3-5-2 のとおりである。

7 号館には模擬保育室、乳児保育室、保育実習室、TGU トレーニングルーム、TG danse studio goût が付設され、テニスコート兼多用途グラウンドには夜間照明を完備している。これらの施設は、授業で利用される他、学生のクラブ、サークル活動に有効活用されてい

東海学院大学短期大学部

る。また、講義室や体育館、テニスコート兼多用途グラウンドについては有料ではあるが、学外者にも開放している。

表 3-5-1 西キャンパス主要施設の概要

名称	主要施設
1 号館	事務局、記念室、講義室、ピアノレッスン室、学長室、教員研究室他
2 号館	ピアノ練習室、教員研究室他
3 号館	保健室、講義室、教員研究室他
新 3 号館	喫茶(さらまんじえ・とーかい)、講義室
5 号館	ピアノ練習室、ピアノレッスン室、音楽室、美術室、公務員講座対策室、礼法室、学生会室(大学祭実行委員会室)、教員研究室他
6 号館	音楽演習室、教員研究室他
7 号館	学生食堂、模擬保育室「あそびの森」、保育演習室、乳児保育室、講義室、TGU トレーニングルーム、TG danse studio goût、会議室、教員研究室、学生相談室他
体育館兼講堂	講堂、教員研究室、部室、器具庫、更衣室
テニスコート兼多用途グラウンド	砂入り人工芝コート 3 面、多用途グラウンド(フットサル、ホッケー)

表 3-5-2 東キャンパスの共用施設の概要

名称	主要施設
本館	講義室、心理学実験室 A、心理学実験室 B、東海食堂(学生食堂)、事務局
東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館	閲覧室、大ホール、大セミナー室、中小セミナー室、情報学習室、東海えほんの森、事務室、売店他
3 号館(クラブ室含む)	部室(13)、大学祭実行委員会室、学生会室、ミーティング室、器具室、シャワー室
東 6 号館	講義室、ホワイエ
TGU スタジアム	硬式野球部専用球場
屋内多目的グラウンド(Ailes bleues)	(屋外) 鉄棒、走り幅跳び走路、砂場 (屋内) 硬式野球部練習場、走高跳、短距離走(ハードル走含む)
体育館兼講堂	講堂、教員研究室、トレーニングルーム、部室、器具庫、放送室、シャワー室、更衣室

併設四年制大学の高等学校教諭及び中学校教諭の保健体育教諭免許状取得に対応する屋内多目的グラウンドが令和 6(2024)年 11 月竣工した。体育館にはトレーニング機材が設置されている。これらの体育施設は、授業で利用される他、学生のクラブ、サークル活動に有効に活用している。また、学外者にも有料ではあるが一般開放し、課外活動における施設の使用及び学外者の施設使用は関係規則に則り、適切に運営されている【資料 3-5-1】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学施設等の学外貸与に関する規則

3-5-② 図書館の有効活用

1. 図書館の有効活用

図書館は、「学ぶ」「集う」「語らう」をテーマにし、「学ぶ」という従来型の機能に「集う」「語らう」の機能を意識的に盛り込み、休憩・談話・イベント・講演会等の多目的な利用ができるホールや、講義・会議・公開講座等に利用できるセミナー室を備えた複合的な施設である。図書館の蔵書数は図書約 24 万冊で、加えて多くの雑誌、視聴覚資料、オンラインデータベース・電子ジャーナルなどが利用できる(ホームページからの OPAC 蔵書検索、論文検索: CiNii Articles・医中誌 Web・メディカルオンライン・ルーラル電子図書館)。1 階には絵本に特化した図書館「東海えほんの森」が設置されている。3 階は一般図書(和書)、参考図書、視聴覚資料、文庫・新書版コーナー、資格就職活動関連資料コーナー、学科指定図書コーナー(総合福祉学科、心理学科)、4 階は一般図書(和洋書)、雑誌、製本雑誌、絵本・児童書コーナー、学科指定図書コーナー(幼児教育学科、管理栄養学科、子ども発達学科)等の資料が配置されている。

また、ラーニングコモンズ、情報学習室(ネット接続パソコン 14 台設置)、学習室(16 席の個室 2 室)、中小セミナー室(自習室として開放)等の学習施設が充実している。

図書館の概要については以下の表のとおりである(表 3-5-3)(表 3-5-4)(表 3-5-5)。

表 3-5-3 図書館の開館時間

	平日	土曜日
図書館	9:00～18:30(休業期間中: 9:00～17:00)	9:30～17:00

表 3-5-4 蔵書数

	図 書	視聴覚資料
所蔵数	240,301 冊	約 7,800 点

表 3-5-5 各フロアー

	面積	座席数
閲覧室(3、4 階)	2493.6 m ²	258 席
中小セミナー室(2 階)	94.5 m ²	54 席
大セミナー室(1 階)	164.4 m ²	126 席
大ホール(1 階)	499.2 m ²	56 席
東海えほんの森	142.8 m ²	指定なし

幼児教育学科においては、授業での調べ学習等にラーニングコモンズを活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実践に取り組んでいる。また、指導計画立案、保育記録等の自主学習を支援する書籍を整備し、学外実習の際に利用できるよう、絵本、エプロンシアター、紙芝居、大型絵本なども取りそろえている。約 30 種類の保育雑誌を定期購読し、保育における新しくかつ多様な情報を常に得ることができる環境を整えている。

その他、教養・レクリエーション等の軽読書コーナーを設けることにより、気楽に図書館に親しみながら利用できるように展示にも努めている。また、毎年、新入生対象「文献検索講習会(基礎)」をはじめ、「卒業論文・レポート作成等のための文献検索講習会(応用)」、「新聞記事データベース講習会」等を開催することで、学生・教員の教育・研究支援のため図書館利用の促進を図っている。

1 階の東海えほんの森には絵本、大型絵本、紙芝居など約 1,800 冊が排架されており、授業での使用や、学生による絵本の読み聞かせや制作を行うイベントを開催し、「幼児教育

実践の場」としても活用している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

教室は、授業に使用する他、空き時間には所定の手続きにより、クラブ、サークル活動や学外者にも開放している。図書館や情報処理関係教室は学生の要望に応え、利用しやすい環境を提供している。体育施設は、学生のクラブ活動を重視し、TGU トレーニングルームや夜間照明設備を完備するなど施設の充実に努めた結果、一定の効果を上げている。福利厚生施設は、それぞれに教育と地域貢献に一定の役割を果たしている。

各施設の安全性については、法令に則り、設備の維持及び安全管理を行っている。校舎等建物の耐震性については、昭和 56(1981)年の建築基準法改正以前に建てられたものについては、専門業者に委託して平成 20(2008)年に耐震調査を実施した【資料 3-5-2】。

火災等の災害対策としては、災害発生時を想定して、避難経路図を施設内適所に表示している。その他、学生の防災訓練及び障害者に対する避難誘導訓練を実施している。構内 5 か所(屋内 3 か所、屋外 2 か所)に設置した AED(自動体外式除細動器)の使用方法等の訓練を実施し、災害時における災害弱者を含めた避難等、全学的な安全環境の維持に努めている【資料 3-5-3】【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】。

防犯対策は、午後 7 時 30 分から翌日午前 7 時 30 分の間は宿直員 1 人を、日中は警備員 2 人を配置し、学内の巡回と緊急時にも即座に対応できる体制がとられている。

教育研究施設、福利厚生施設の清掃は、用務員が常に清潔に留意し清掃と管理業務を担っている。図書館、体育館、情報処理関係教室等の特殊な施設設備については、用務員のみならず担当教職員も日常的に維持管理を心がけている。

【エビデンス資料(資料編)】

【資料 3-5-2】平成 20(2008)年度耐震調査結果

【資料 3-5-3】避難経路図

【資料 3-5-4】消防訓練実施要綱

【資料 3-5-5】AED の使用方法等の訓練

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

入学前教育により特性に応じた学修支援を実施し、4 月からの学生生活と修学意欲の定着に取り組んでいる。また前期の早期の 7 月に保護者教育相談会を実施し、保護者との連携強化も効果的に機能している。幼稚園教諭、保育士養成の実習科目における実技系の支援は少人数単位を心掛け、特に楽器の演奏能力向上に向けて、アクティブ・ラーニングを推進している。退学や休学に関する相談対応の充実や、個別支援の活用などによって、継続的な学修支援体制が確立している。

進路支援については、求人求職活動の社会変化に対応すべくインターンシップや施設見学へ参加意欲が高まるよう低学年から支援策を一層進めるとともに、キャリア教育により学内外において自己成長と社会の役割を体感させる取組みを進めている。

安定した学生生活を保証するためには、入学する学生の意識が多様化している現状を認識・検証しつつ、適切な学生支援を心掛ける必要がある。令和元(2019)年度から学生生活

満足度調査を毎年実施し、その分析結果を基に学内各部署で自己評価を行い、学生が必要としている支援の改善に取り組んでいる。令和 3(2021)年度に調査方法をデジタル化し、更に回答しやすくした。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生募集について、18 歳人口の減少に伴い、更に入学定員の充足が難しくなることが予想される中で、入学志願者の動向を分析しながら、適切な入学者数の確保を図らなければならないのが課題である。

退学、休学、留年については、その年その年の学生によって、対応すべき問題は様々である。成績不振、精神的問題、経済的問題など、青年期に特徴的な心理的要因が重なって、単純に解決することは難しくなっている。特に、令和 3(2021)年度からのコロナ禍の影響も大きく、社会情勢や経済状況など学生をめぐる問題も複雑化、多様化、グローバル化していることが確認できたことから、目の前の問題だけでなく、本人も意識できていない課題や、将来への見通しも含めて相談に対応していくことが必要である。そのために、学生相談室の利用を充実させ、そこに全教職員がつながり、保護者の理解や協力を得ながら、一体となった学修支援体制に努めていくことに、更に取り組んでいく必要がある。

進路支援については、インターンシップや施設見学へ参加意欲が高まるよう低学年への支援策を一層進め、オンラインを活用した情報収集を活発化させ、ガイダンスの回数を確保し、情報発信を進め、学生自身の進路への意識をしっかりと持たせて情報収集環境を整えるよう支援にあたることが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

学生募集については、選抜試験の多様化、本学独自の奨学生制度の更なる充実、入学試験科目や日程などの見直しなどの入学選抜制度の検討、整備に取り組む必要がある。また、学科及び学生募集・入学試験委員会と学科教員及び入試広報部職員との連携の強化により、高校訪問、大学説明会の開催、オープンキャンパスでの学科案内などを通じて、本学科の周知の徹底化を図っていく。

学生が資格取得に向けて能動的な学びを入学当初からスタートさせていくためには、入学前教育を有効に活用する必要がある。入学生の資質を見極め、特徴を把握しながら課題などを設定するなど、細やかな対応を行っているが、今後に向けて課題についても更に検討していく。また、成績不振や精神的・経済的問題など、学生が抱える課題が多様化していることから、個別対応が機能するような教職員の研修を充実させていく。

入学する学生の将来に向けて、学修支援を充実させていくためには、保護者との連携は欠かせないものである。保護者との連絡・協働体制について理解を深めるとともに、今後とも保護者教育相談会における三者懇談の希望の増加に対応し、学生を支える体制を充実させていくことに努めていく。

進路支援については、地元出身者が約 9 割である本学では、県内各地の就職を取り巻く情勢を適切に捉えた就職相談・指導を教職員連携の下に強化していく。各業界団体や事業所との情報交換及び卒業生からの意見にも耳を傾けることで、進路支援の方向性を定めるだけでなく、全学的な教育体制の一助として学生指導・進路支援を教職員連携の下に強化

していきたい。

全学的な学生生活の支援体制としては、教員と職員が協働体制を取り、それぞれの立場で相互に連携し、補いながら学生にとって最も適切な対応ができるようにしなくてはならない。そこで、教職員の支援スキルの向上を図るため、教職員研修会に継続して取り組み、適宜、学外講師による新しい知見も学べるよう、ウェブ会議システム等の整備も充実させていく予定である。

心身に問題を抱えた学生に対しては、学生の多様なニーズを大学全体で支えていくために教員と職員が協働体制の下で学生を継続して支援しながら、卒業後を見据えた受援力や援助希求能力の向上も図っていく必要がある。障害等がある学生への支援においては、障害学生支援委員会により令和元(2019)年度に構築された支援システムに則り更に進めていきたい。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い教養と知識を授けるとともに、職業教育に重点を置く高等教育を施し、学則第 1 条建学の精神に示した「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」【資料 4-1-1】という本学の使命に基づき、幼児教育学科 1 学科を設置し、高等教育機関として次代の発展を担う若者を育成している。近年、社会のグローバル化や高等教育のユニバーサル化が進み、社会からは即戦力となる人材が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになってきている。

また、産官学の連携が強化され、高校と大学との連携が進められているほか、県内でも大学間でコンソーシアムが構築され、地域住民参加型の生涯学習の場も増えている中、本学でも地域に開かれた大学として、建学の精神に立脚した教育目的の達成に努めている。このような現況に鑑み、本学では建学の精神を基に、幼児教育学科の人材養成及び教育研究上の目的を、学則第 4 条【資料 4-1-2】に「幼児教育学科は、乳幼児期の子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達について専門的知識と技能を有し、子どもの成長・発達や子どもを取り巻く社会の変化に主体的に対応できる実践力をもった人材の養成を目的とする。」と定めている。

このような教育目的に基づき、幼児教育学科では、学生が専門分野の知識や幅広い教養を卒業までに効果的に身に付けることができるようにディプロマ・ポリシーを策定し、教務委員会・役職者会議・教授会の承認を得ている。

ディプロマ・ポリシーは、本学の「学生便覧」【資料 4-1-3】「履修のてびき」【資料 4-1-4】、入学試験要項【資料 4-1-5】及びホームページ【資料 4-1-6】に掲載するとともに、オープンキャンパスや高校訪問、保護者相談会【資料 4-1-7】などの多くの機会を活用し、幅広く本学教育の理解と周知を図っている。

本学学生に対しては、入学時の新入学ガイダンスの際に、学科別ガイダンス及び教養教育科目「基礎ゼミナール」において「学生便覧」「履修のてびき」を用いて、教育目的、更にディプロマ・ポリシーについて提示し、教育課程や履修方法と関連付けて新入生一人ひとりに説明している【資料 4-1-8】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】東海学院大学短期大学部学則 第 1 条

【資料 4-1-2】東海学院大学短期大学部学則 第 4 条

【資料 4-1-3】令和 8 年度東海学院大学短期大学学生便覧 p32

- 【資料 4-1-4】 令和 8 年度東海学院大学短期大学部履修のてびき p1
 【資料 4-1-5】 2026 年度入学試験要項 p8
 【資料 4-1-6】 東海学院大学短期大学部ホームページ(ディプロマ・ポリシー)
 【資料 4-1-7】 令和 7(2025)年度保護者教育相談会実施要領
 【資料 4-1-8】 シラバス「基礎ゼミナール」

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学ではディプロマ・ポリシーを定め、幼児教育の現場で活躍する保育者の育成を目指している。

単位制度については、学則第 20 条【資料 4-1-8】で「本学の卒業には、第 17 条に規定する修業年限以上在学し、別表教養教育科目及び専門教育科目に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、62 単位以上を修得しなければならない。」と定め、短期大学部における学修は単位制で行われていることを明示している。卒業するためには、2 年以上（長期履修生は 3 年以上）在学し、次の科目区分に従って、62 単位以上修得しなければならない(表 4-1-1)。

表4-1-1 卒業に必要な単位数（履修のてびきp15）

	必修選択別	最低修得単位数	
教 養 教 育 科 目	選択・必修 ※1	11単位以上	62単位以上
専 門 教 育 科 目	選択・必修 ※2	28単位以上	
自 由 科 目	選択 ※3		

※1 「基礎ゼミナール」(1 単位)を含まなければならない。

※2 「保育ゼミナールⅠ」(1 単位)・「保育ゼミナールⅡ」(1 単位)を含まなければならない。

※3 自由科目は上限 10 単位を卒業単位に算入することができる。

各授業科目のシラバスには成績評価基準が記載されることにより公正な成績評価を保っており、短期大学設置基準第 11 条の 2 及び第 13 条を遵守している。また、厳正な成績評価を行い、その結果を GPA 制度に反映している。

単位の認定は、学則第 15 条、第 16 条、第 22 条及び第 26 条【資料 4-1-9】に定められており、単位の認定の可否は成績評価の結果で判定している。授業科目の成績評価の方法は科目ごとにシラバスに明記しており、その方法に従って厳正に実施されている。評価は、筆記試験・実技試験・レポート等の結果で行う。成績評価基準は以下のように明示している(表 4-1-2)【資料 4-1-10】。

表 4-1-2 成績評価基準

	評価点		評価	評価基準
合 格	90 点以上 100 点以下		秀	特に優れた成績を示した。
	80 点以上 90 点未満		優	優れた成績を示した。
	70 点以上 80 点未満		良	妥当と認められる要求を満たす成績を示した。
	60 点以上 70 点未満		可	合格を認められる最低限度の成績を示した。
他大学等の 単位認定	認定		認定	他大学等での修得済単位の認定。 留学に関わる単位の認定。

東海学院大学短期大学部

				転学部・転学科等での修得済単位の認定。
不合格	60 点未満		—	合格と認められるに足る成績を示さなかった。

注 1) 成績評価の結果、合格した者には単位を与える。

注 2) 前期のみ又は後期のみでの授業科目は、それぞれの期末に成績評価を行う。

注 3) 通年の授業科目は、後期末に成績評価を行う。

授業科目には単位数を定め、履修登録を行い、1 単位は大学における 15 時間の授業に加えて 30 時間の予習・復習からなる自己学修が伴った 45 時間の学修を行った上で、当該授業科目の行うべき授業回数の 7 割以上出席し、成績審査により合格と判定されることで認定されるものである。なお、授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている(ただし、単位を計算する上での 1 時間は 45 分とし、授業時間割上の 1 時限は 2 時間(90 分)とする)。本学の授業科目の講義、演習、実験、実習及び実技の単位の基準は以下のとおりである。単位基準は以下のように明示している。

表 4-1-3 授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準

授業種別	単位の基準	備考
講義・演習	授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮	授業科目の内容に応じ、教育効果を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
実験、実習 及び実技	して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。	必要がある場合には、授業科目の内容及び授業の方法に応じ、教育効果を考慮して、45 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
講義、演習、実験、実習及び実技のうち 2 以上の方法により行う場合	その組み合わせに応じ、学則に規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする。	—
学外実習等	学修とその成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、規定に関わらず、時間を定めることができる。	—

修業年限は 2 年(長期履修生は 3 年)とし、2 年間(長期履修生は 3 年間)で次に定める単位を修得できない場合は年限を延長することができる(ただし、在学年数は、休学期間を除いて 4 年(長期履修生は 6 年)を超えることはできない)。卒業の認定には、教養教育科目、専門教育科目、自由科目それぞれの所定の単位を含め、合計 62 単位以上の修得を要件としている。

また、他の短期大学又は大学、教育施設における入学前の既修得単位、科目等履修生の単位認定については、学則第 28 条、第 44 条、第 47 条及び第 60 条【資料 4-1-12】により単位認定の基準を適切に定めており、短期大学設置基準第 14 条、第 16 条、第 17 条を遵守

している。

その他の単位認定としては、単位互換制度【資料 4-1-13】がある。単位互換制度は、平成 15(2003)年 4 月から岐阜県内の「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加する大学、短期大学及び高等専門学校によって「単位互換に関する包括協定」が締結され【資料 4-1-14】、導入された制度で、岐阜県内の大学等に在学する学生は各大学等が開講している特色ある授業科目の中から希望する科目を履修し単位を修得すれば、在籍している大学等の単位として認定される。本学では教養教育科目 2 単位まで卒業単位として認定している。

本学での単位認定は、学則第 20 条から第 29 条に明記し、学生への周知徹底を図り、学科の教務委員、科目担当教員と事務局の連携の下、厳正に適用している【資料 4-1-26】。卒業については、教務課が卒業判定に関する資料を作成し、教務委員会にて審議したのち、役職者会議・教授会を経て学長が認定する。

公正かつ客観的な成績評価を維持するために、本学では教育研究開発センター【資料 4-1-16】における検討が進められている。具体的には、①あらかじめ評価基準を明示したうえで、②公正な評価を実施し、③学生の向学心を高めるために効果的な学習成果の達成を促す評価システムを構築する、の 3 点があるが、この検討事項のため、令和 3(2021)年 10 月にアセスメント・ポリシー及びアセスメントプランを定め、これを学科で実施していくことになった。また、役職者会議及び教授会などにおいて単位認定・卒業認定の厳格化を審議し、標準修業年限で卒業させることができるよう、全教員がきめ細かい指導を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-9】東海学院大学短期大学部学則 第 20 条

【資料 4-1-10】東海学院大学短期大学部学則 第 15 条 第 16 条 第 22 条 第 26 条

【資料 4-1-11】東海学院大学短期大学部履修規則第 21 条

【資料 4-1-12】東海学院大学短期大学部学則 第 28 条 第 44 条 第 47 条 第 60 条

【資料 4-1-13】令和 8 年度東海学院大学短期大学部履修のてびき p40～p41

【資料 4-1-14】単位互換に関する包括協定

【資料 4-1-15】東海学院大学短期大学部学則 第 20 条～第 29 条

【資料 4-1-16】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、基準 1-1-②で述べたように、学則第 2 条【資料 4-2-1】で建学の精神に基づく本学の目的を「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い教養と知識を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、国際的視野を備え、職業及び实际生活に必要な創造性と行動力を身につけた人材を育成することを目的とする」と掲げている。

この教育理念に基づき、学則第 4 条【資料 4-2-2】で学科の人材養成及び教育研究上の目的を「乳幼児期の子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達について専門的知識と技能を有し、子どもの成長・発達や子どもを取り巻く社会の変化に主体的に対応できる実践力をもった人材の養成を目的とする」と明確に定めている。

このような教育目的に基づき、幼児教育学科では、学生が専門分野の知識や幅広い教養を卒業までに効果的に身に付けることができるようにカリキュラム・ポリシーを策定し、教務委員会・役職者会議・教授会の承認を経ている。

カリキュラム・ポリシーは、本学「履修のてびき」、ホームページ及び大学案内に掲載するとともに、オープンキャンパスや高校説明会等でも広く周知するように努めている。また、本学学生には新入生ガイダンス及び学年ガイダンスで「履修のてびき」を用いて丁寧に説明している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】東海学院大学短期大学部学則 第 2 条

【資料 4-2-2】東海学院大学短期大学部学則 第 4 条

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、建学の精神に基づき、幼児教育・保育の現場で活躍する保育者を育成することを社会から期待されている。そのため本学科では、ディプロマ・ポリシーに基づいた所定の課程を設置し、カリキュラム・ポリシーに基づいて編成された科目を修め、必要な条件を満たした上で学位「短期大学士(教育学)」を授与している。

本学は、乳幼児期の子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達について専門的知識と技能を有し、子どもの成長・発達や子どもを取り巻く社会の変化に主体的に対応できる実践力をもった人材の養成を目的とする。ディプロマ・ポリシーに掲げる到達目標(1)～(3)は、以下のとおりである。

- (1) 子どもの豊かな心と健やかな体の成長・発達を支援する専門的知識・技能を習得し、教育及び保育の現場で実践することができる。
- (2) 子どもに関わる課題に多方面から主体的に向き合い、他者と協働しながら子どもの心に寄り添ってその成長・発達を支援し、課題の解決に取り組むことができる。
- (3) 教育及び保育の現場で主体的に活躍し、社会と連携しながら地域で子どもを育てる活動にかかわる意欲をもつことができる。

本学では、これら二つのポリシーの一貫性について、学生の学修成果を検証しつつ、学科会や教務委員会で随時点検している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づいて「教養教育科目」「専門教育科目」及び「自由科目」を体系的に編成し、講義、演習、実習及び実技を適切に組み合わせた授業科

目を開講している。「教養教育科目」は幅広い教養の涵養かつ専門教育への導入と位置付けられる科目群であり、「専門教育科目」は幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得のための科目と、各自の専門性を身につけ実践力を育成するための学科独自の科目を配置している。「自由科目」には「専門教育科目」に含まれない内容を盛り込み、幼稚園教諭免許状及び保育士資格以外の資格の取得を支援している。それぞれの科目は各年次に配当され、学生の主体的・自立的な学びを促している。

これらの科目はシラバスによって「科目名」「単位数」「担当者名」「授業の目的・到達目標」「授業概要」「授業計画」「成績評価の基準」「教科書」「参考書」「備考・その他」「予習・復習」といった授業に関する必要事項が明示されている。すべての教員は「シラバス作成要領」に基づいて作成している【資料 4-2-3】。シラバス作成に当たっては教務課から全教員に周知し、組織的に取り組んでいる。

履修登録単位数の上限の設定については、過剰な登録により単位の空洞化につながることはないように配慮し、1年間に履修登録できる単位数を50単位以下と定めている。ただし、一部の専門教育科目・自由科目・学外実習科目・集中講義科目・再履修科目等は制限の対象となる科目には含まれない。

なお、前年度に登録した授業科目で累積 GPA3.0 以上の優れた成績を修得した場合は、制限を超えた60単位まで履修登録を認めることができる。

1. 幼児教育学科のカリキュラムの特徴

本学のカリキュラムは、幼稚園教諭免許状と保育士資格のダブル取得が可能な編成となっている。そのために、1年次より専門教育を行って免許・資格に必要な科目を受講することにし、実践を多く含む演習科目を設け、きめ細かく徹底した指導を行っている。

(1) 教養教育科目

教養教育科目は専門教育への導入と位置付け、「教養人」の育成を図るものである。教養教育科目では、「基礎教養科目」「キャリアデザイン科目」「言語・情報科目」「健康・スポーツ科目」「基礎演習科目」の学群により、歴史的に蓄積された思想や学問について広く基礎を学び、変化が激しい現代社会において的確に判断できる知性及び知識・技能の修得や、幅広い教養の涵養を目標としている。1年生前期では「基礎演習科目」として「基礎ゼミナール」を必修とし、建学の精神を知ることにより、幼児教育学科の人材養成及び教育研究上の目的と教育内容の理解を通して学修目的を明確にしながら、短期大学における自主的な学修へとスムーズに移行するために必要となる基本的なスタディ・スキルを身に付ける。

(2) 専門教育科目

専門教育科目は、「教育職員免許法施行規則」及び「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に定められている科目を配置し、それに加えて、各自の専門性と実践力を育成するための学科独自の科目を配置しており、保育者としての専門知識・技能の修得、他者との協力による協働力、教育及び保育の現場で主体的に活動できる力を身に付けることを目標としている。学外実習については適切な時期に設定し、実習先と協力しながら実践力のある保育者の養成を図っている。専門教育科目の中では、「保育ゼミナールⅠ」「保育ゼミナールⅡ」【資料 4-2-4】を学科の卒業必修科目とし、大学祭等におけるイベント、ワークショップ等の開催や地域における子育て支援活動の体験等、既存の授業には組み込

めない実践活動を行っている。

更に本学においては、学生の卒業後の進路を考慮し、強みとなる専門性をもつ保育者の養成を目指すために、子ども医療・心理、子どもスポーツ、子ども音楽、子ども造形の「学びの柱」ごとに専門教育科目を編成し、幼児教育・保育の両領域の理解が深められるようにしている。学生は共通の幼稚園教諭及び保育士養成のカリキュラムを履修した上で、それぞれの適性や興味に合わせた柱ごとの専門科目を履修する。

①子ども医療・心理専門教育科目

子ども医療・心理では、医療や発達障害分野に強みを持つ保育者、子どもの成長過程で生じる様々な問題について「こころ」を理解することからアプローチする方法を身につけた保育者を養成するための科目「子ども医療学概論」「子ども臨床心理学」「病児保育」「カウンセリング」を開講している。また、子ども医療・心理系の新たな資格導入の検討を進めてきたが、大阪商工会議所が主催する「メンタルヘルス・マネジメント検定」合格を目指す授業科目「子ども・保育者・保護者のメンタルヘルス」を令和 6(2024)年度入学生から開講することになった。大学が持つ医療・福祉・栄養・心理各分野の人材と施設・設備を優れた教育環境として活用し、きめ細かい教育を行っている。豊富な知識を生かして、「育ちにくさ」をもった子どもや育児に不安を抱える親を支援できる専門家、子どもの心と向き合える保育者など、子どもの成長に貢献できる能力の習得を図る。

②子どもスポーツ専門教育科目

乳幼児期の子どもの健康と安全を守り、レクリエーションスポーツの専門的知識を備えた保育者を養成することを目的として、「チャイルドスポーツ」「キッズレクリエーション」「ウェイト&エアロビク・トレーニング」「野外活動」の科目を開講している。スポーツに関する知識や技術を幼児教育の指導論と結び付け、自ら動ける「教育者」として、子どもの発達段階に応じた運動能力の育て方、身体・音楽・造形等の表現を通しての感性の育て方や支援について、理論と実際を学ぶことを目的としている。

③子ども音楽専門教育科目

子ども音楽では、幼児に対する多様な指導方法を学び、子どもたちが音楽に親しむ心を育て、子どもの成長に果たす役割の重要性を理解することを目的としている。音楽のリズム・身体の動きのリズム・言葉のリズムを統合的に扱う「リトミック」、歌唱・セリフ・ダンスの3分野を体験し、それぞれの表現技術を身に付けて自己表現する楽しさを味わいながら仲間と協力して作品を作り上げる「ミュージカル」、子どものうたに必要な発声法・歌唱法等の音楽基礎能力を学び、保育現場で必要なピアノ演奏法を学修する「音楽演習」の各科目を開講している。様々な音楽的経験を通して音楽能力の向上を図っている。

④子ども造形専門教育科目

子ども造形では、保育現場で役立つような実践を学ぶ科目「造形教材の研究」「保育教材の研究」「造形と遊び」を開講している。幼児に関わる造形の範囲は非常に幅が広く、特に最近では遊びの中での造形を含む総合表現が重視されるようになってきている。また、新しい素材や教材も随時開発されており、最新の多様な造形活動を学び、主体的にプランを考えながら実践的な技能を身に付けることを目的としている。

(3) 自由科目

自由科目は、幼稚園教諭免許状及び保育士資格以外の資格を取得するために必要な科目

群である。なお、それらの資格取得の必修科目には「教養教育科目」「専門教育科目」に含まれるものもあるため、具体的には、「自由科目」に関する資格は、「レクリエーション・インストラクター」「スポーツ・レクリエーション指導者」「こども音楽療育士」「秘書士」「上級秘書士(メディカル秘書)」「コーチングアシスタント」「競技別指導者(受験資格)」「認定絵本土」の8種の資格となる。「認定絵本土」については、令和7(2025)年度入学生から養成講座を開講することになった。絵本について学ぶことは、保育者を目指す学生にとって必要かつ有意義な学習である。本学には「東海えほんの森」という絵本専門の図書室が附属図書館内に設置されており、施設の有効活用とともに、地域のこどもたちの絵本環境の向上に貢献することが期待できる。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-3】令和8年度東海学院大学短期大学部及び東海学院大学シラバス作成要領

【資料4-2-4】シラバス「保育ゼミナールⅠ」「保育ゼミナールⅡ」

4-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育科目は、「基礎教養科目」「キャリアデザイン科目」「言語・情報科目」「健康・スポーツ科目」「単位互換協定科目」「基礎演習科目」の学群に大別することができる。履修基準年度は多くの科目で1年次としており、早い時期に専門教育を学ぶ基礎作りを行うことを目的としている。

①「基礎演習科目」の「基礎ゼミナール」では、建学の精神についての概括的な理解を与えるために必修とし、学士課程への円滑な移行に必要な学修を通して主体的・自立的な学修態度を養っている。

②「言語・情報科目」のうち言語リテラシー科目では、外国語コミュニケーション能力を育成することで国際性を高めるとともに保育現場の実情に鑑み、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」を平成30(2018)年度に「保育の英語Ⅰ」「保育の英語Ⅱ」と改めた。教科書は保育現場を舞台とした内容のものを採択し、現場に主体的に対応できる知識と技能を学んでいる。

情報リテラシー科目「コンピュータリテラシー」では、コンピュータやネットワークの扱い方から情報の扱い方に至るまでの基礎知識と能力を身に付ける。情報化社会の中で幼稚園や保育所でも同様にICT化が進んでおり、情報を扱うために必要な知識と能力(情報収集・分析・整理能力)が求められている。当たり前のようにコンピュータを活用できるよう、ワープロソフトの習熟を通して実践力を養成する。

③「キャリアデザイン科目」では、自らの夢を実現するためには今何を学び、いかに自らの能力を伸ばすのかを考える。また、社会人として必要なビジネスマナー及びスキルを磨き、地域連携や社会的・職業的自立を目指す「プレゼンテーション」「キャリアデザイン」「インターンシップ」といった科目を開講している。

④「健康・スポーツ科目」は、「スポーツ科学入門」「スポーツ実践」により、健康の概念や健康を保つための知識を学ぶとともに、様々なスポーツ実技を通して身体を動かす楽しみや充実感を味わう。また、健康な身体を維持する考え方や方法を通して、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度を養っている。

⑤「基礎教養科目」では、「子どもカルチャー」で専門教育を見据え、専門教育の内容につながる子どもの文化や健康について全般に学ぶ機会を設けている。「変わるメディアと社

会」「日本国憲法」では現代の様々な社会問題に目を向け、よりよい社会を作り上げる力を養い、「数理」では数学的発想法や科学の基礎概念をわかりやすく取り上げ、将来の仕事に役立つ数学的なものの見方や考え方を身に付けていく。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

教育方法については、開設する科目の内容と目的及び教育効果を考慮して、それぞれに講義形式、演習形式、実技・実習形式の授業方法をとることにしている。オムニバス形式及び共同授業形式を採用している科目の場合は、担当教員間での綿密な打合せを実施し、教育効果を上げるように図っている。

また、教授方法の改善への取組みとして、学生による授業評価とFD研修会の実施、実習施設との連携に基づき指導方法の評価・改善を実施している。そして講義・演習の科目において、授業評価アンケート調査【資料 4-2-5】を実施している。その結果を基に科目責任者は自己評価・分析し、明確にした課題によって教授方法を改善する仕組みとなっている。また、FD委員会を中心に、教授方法の改善や工夫、教育研究活動に必要な資質・能力向上への取組みに関する活動を行っている。令和 6(2024)年度は、引き続き全教員による授業相互参観等【資料 4-2-6】を実施し、教員同士の授業の方法や内容に関する情報交換や意見交換を通じて、学生へのフィードバックをするとともに、教育力の向上に努めている。また、授業参観教員の主観に基づいた感想・意見・指摘だけでなく、共通の客観的な視点で参観できるようにするため、「授業相互参観の視点及びガイドライン」を策定し、それに基づいて授業参観を実施した。さらに、令和 8(2026)年度より、外部研修及びFD動画視聴も取り入れ、学内授業だけでなく、柔軟な取組みも開始する。

教養教育科目の授業の多くは1年次に開講し、特に「保育の英語Ⅰ」「保育の英語Ⅱ」「コンピュータリテラシー」は確実にそのスキルを獲得させるために少人数編成で授業を行っている。専門教育科目においては、演習は50人以下での授業を行い、確実に知識・技能を学修できるよう配慮している。

多くの科目で「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)を実践することを目指し、課題に対してグループディスカッションや実技発表等の学生主導型授業を通して理解を深めている。

令和 2(2020)年度より新たなウェブ学修支援システムを導入することで、学生との円滑なコミュニケーション、適切なフィードバック等学修環境の向上が図られ、更にはコロナ禍でのオンライン授業にも柔軟に対応でき、学修の質を維持している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-5】令和 7(2025)年度授業アンケート実施資料

【資料 4-2-6】2025 年度 FD 活動としての「学内一般公開型授業相互参観」推進について

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーのうち、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価・点検について、本学では、学生の履修登録・成績・単位修得などの情報を教務課においてコンピュータ管理し必要に応じて確認でき、FDの一環として実施する授業評価アンケート調査結果は、全授業の平均と比較・検討することで、各教員は担当科目の学修成果の達成度を客観的に把握できる。学科ではクラス担任教員や資格担当教員が、個々の学生の学修状況及び資格・就職状況の把握に努めており、必要に応じて個人面談を行うなど、学修成果の達成状況の点検・評価を行っている。また、履修のてびき・シラバスには、各科目の授業目的や到達目標、評価方法と基準、各科目の授業内容、事前・事後学習を明記しており、各科目担当教員がその目標と評価基準を基に達成状況を客観的に把握・評価できるようになっている。なお、三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価の方法の主な内容は、以下のとおりである。

①履修カルテ（保育者へのあしあと）

「保育者へのあしあと」は、入学時から卒業時までの学修目標や学習達成度の学生自己採点をするもので、主な項目としては、大学卒業までの目標、学習等達成度項目別自己採点、キャリア経験の記録（ボランティア・課外活動・資格検定）、その他資格関連の科目表等がある。クラス担任教員とは定期的に前期・後期の開始時、その他随時面談をしながら、学生自身の学習達成度の活用や学習意欲の促進に活用し、成績不振者等の支援に役立てるようにしている【資料 4-3-1】。

②GPA

本学は、学生の学修状況を把握するために、学修成果を測定する指標として GPA を活用している。累積 GPA は、学生がどのような成績を収めてきたのかを表す指標であり、専門性や就学目標から生じる履修状況の違いを吸収し、公平さを与えながら、学業成績評価の指標となる。GPA については、GPA（各年次・セメスター）、累積 GPA のデータを収集している。また、GPA の時系列把握等により、カリキュラムが適正であるかの評価や GPA が低い学生への支援にも活用している。

③授業アンケート

学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を基に科目責任者は自己点検・評価し、課題があれば改善している【資料 4-3-2】。

④学生生活アンケート

令和 7(2025)年 9 月に実施した学生生活アンケートにおいて、「獲得した知識等を活用し、新たな課題に適用し課題を解決する能力について入学した時点に比べてあなたの能力や知識はどのように増えたか」という問いに対して「大きく向上した」「向上した」と回答した学生は 84.3%であった。また、「専門的な知識、技術や技能について入学した時点に比べて、あなたの能力や知識はどのように増えたか」という問いに対して「大きく向上した」「向上した」と回答した学生は 94.3%であった。このような調査結果【資料 4-3-3】を受けて教授方法の改善・工夫に取り組んでいる。

⑤資格・免許取得状況

本学では、人材養成その他教育研究上の目的や三つのポリシーと免許・資格取得の関わりが深く、免許・資格の取得状況を、学生の学修の伸び率と到達度の確認に活用し、成果や大学の教育成果の指標の一つとしている。

本学では、上述の学修成果の点検・評価のための様々な測定方法を整理し、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて効果的な学修成果の点検・評価をするために、内部質保証推進委員会の下、令和3(2021)年10月にディプロマ・ポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを新たに定め、これまでの方法を引き続き生かしながら運用を始めた【資料 4-3-4】。このアセスメント・ポリシーはホームページで公表し、またこのポリシーに従い、具体的な検証方法として機関(全学)レベル及び教育課程(学位)レベルのアセスメントプランを新たに作成し、学科の把握・評価に活用している。本学のアセスメント・ポリシーは以下のとおりである。

[東海学院大学短期大学部における学修成果の評価に関する方針としてのアセスメント・ポリシー]

1. 東海学院大学短期大学部は、ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)の三つのポリシーに基づく教育の質保証の活動と、その結果についての改善の促進及び社会への説明責任を果たすために、学修成果の評価と検証を恒常的に行います。結果は学生及び関係者にフィードバックし、適宜学外へ概要を公表していきます。
2. 学修成果の評価指針は、①機関(短期大学部)レベル、②教育課程(学位)レベル、③授業科目レベルの3段階及び④入学前・入学時、⑤在学中、⑥卒業時・卒業後の三つの、全9区分で管理することとします。①機関(短期大学部)レベルには、全学の三つのポリシーの妥当性の検証として、教養教育、キャリア教育の妥当性の検証を含むものとします。また、④入学前・入学時は、アドミッション・ポリシー(AP)の妥当性の検証に関連する評価、⑤在学時はカリキュラム・ポリシー(CP)の妥当性の検証に関連する評価、⑥卒業時・卒業後は、ディプロマ・ポリシー(DP)の妥当性の検証に関連する評価を示すものとします。
3. 2の評価指針のうち、②教育課程(学位)レベル及び③授業科目レベルについては、学科での指標を定めるものとします。
4. 2における、②教育課程(学位)レベル及び③授業科目レベルのアセスメント・ポリシーに基づく評価と検証を確実に実施するため、学科でアセスメントプランを策定し活用します。

[各レベルのアセスメント・ポリシーについて]

1. 機関(短期大学部)レベルのアセスメント・ポリシー

機関(短期大学部)レベルにおいては、④入学前・入学直後、⑤在学中、⑥卒業時・卒業後の区分で、各種アンケート、就職率、進学率及び就職・進学状況全般及び就職先調査、休退学率、成績分布等により、短期大学部における教育活動全体についての学修成果の達成状況を、アセスメントプランを用いて評価します。

2. 教育課程(学位)レベルのアセスメント・ポリシー

学科の教育課程において、④入学前・入学直後、⑤在学中、⑥卒業時・卒業後の区

分で、入学試験結果、入学前セミナー、学生調査票、卒業要件達成状況、単位修得状況、GPA、休退学状況、資格取得状況、外部機関認定試験等から教育課程全体を通した学修成果の達成状況を、アセスメントプランを用いて評価を行います。

3. 授業科目レベルのアセスメント・ポリシー

授業科目レベルにおいて、㉔入学前・入学直後、㉕在学中、㉖卒業時・卒業後の区分で、入学試験結果、入学前セミナー、シラバスの記載内容に基づく授業科目の到達目標に対する評価、授業アンケート、授業単位の出席状況、成績分布、学修ポートフォリオ等から、授業科目ごとの学修成果の達成状況を、アセスメントプランを用いて評価します。

アセスメントプランは、特に機関(全学)レベル及び教育課程(学位、学科の三つのポリシー)レベルにおいて、学修者の入学前・入学時、在学時、卒業時・卒業後のそれぞれの学修成果を把握するための具体的な検証方法として用いることになっている。また、アセスメントプランで学修成果を把握するための諸指標は、表 4-3-1【資料 4-3-5】のとおりである。この諸指標は、教育内容や方法に合わせて学科でアセスメントプランを策定しているが、今後は学修成果の把握・評価及びフィードバックに更に役立てていく【資料 4-3-6】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 保育者へのあしあと

【資料 4-3-2】 令和 7(2025)年度授業アンケート実施資料

【資料 4-3-3】 令和 7(2025)年度学生生活アンケート

【資料 4-3-4】 東海学院大学短期大学部アセスメント・ポリシー

【資料 4-3-5】 令和 8 年度東海学院大学短期大学部学生便覧 p34～p37

【資料 4-3-6】 幼児教育学科アセスメントプラン

表 4-3-1 東海学院大学短期大学部 アセスメント・ポリシー指標一覧表

学修成果の評価・検証のための指標一覧			
	㉔入学前・入学時	㉕在学中	㉖卒業時・卒業後
1. 機関(全学)レベル (全学三つのポリシー)	入学試験結果 調査書の精査 入学前セミナー・入学前教育	休学率等 退学率等 単位修得状況(教養教育、キャリア教育を含む) 学生生活満足度調査	卒業率 就職率、進学率 卒業年次アンケート 就職・進学アンケート 卒業後追跡調査等
2. 教育課程(学位)レベル (学科三つのポリシー)	入学試験結果 調査書の精査 入学前セミナー・入学前教育の結果 学生調査票	GPA(専門科目、自由科目) 休学、復学状況 退学状況 単位修得状況 学修ポートフォリオ 外部機関認定試験等 ボランティア活動調査	GPA(専門科目、自由科目) 学位授与状況 免許資格等取得状況 卒業認定評価 卒業年次アンケート

3. 授業科目レベル(講義、実技、演習等)	入学前セミナー・入学前教育 学生調査票	定期試験、成績評価 授業出欠状況 授業アンケート 学修ポートフォリオ 学生生活満足度調査 学外実習の学生評価	免許資格等取得状況
--------------------------	------------------------	---	-----------

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバックに関しては、講義、演習、学内実習の科目において授業評価アンケートを前期には第6週～第10週で実施し、後期には実施方法の簡素化・柔軟化により、第6週～第14週まで実施期間を拡張した。その内容は、学生が自身の学修姿勢を振り返る項目と、教員の授業の進め方を含めた指導方法に関する項目、学習内容の理解、学問への関心、意欲の向上に関する項目から構成されている【資料4-3-7】。授業評価アンケートは、教務課が配付と回収を行い、収集・分析したデータをその科目担当教員に直ちにフィードバックすることによって、各項目の評価状況や自由記述欄に学生が記述した内容を科目担当者が早期に把握し、授業改善に役立てるだけでなく、進行中の授業や次の学期の授業準備に活用している。各科目担当者の授業評価アンケートの結果、改善点や工夫点等、今後の取組みに関するコメントはFD委員会が取りまとめ公表している【資料4-3-8】。累積GPAの成績分布を公開し、数値化された学修成果として学生個々に次年度の履修計画を教員が指導している。各教員においても担当科目の成績評価の分布を基に学修達成度の確認を指導方法の改善を図っている。履修カルテ等から、授業科目ごとの学修成果の達成状況を評価するなど、全学的に教育内容・方法及び学修指導等の改善のための学修成果の点検・評価のフィードバックに努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-7】令和7(2025)年度授業アンケート実施資料

【資料4-3-8】FD委員会報告（FD委員会議事録3年分）

〔基準4の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

実践力の育成を重視した各種イベント等の実施により、実習以外で地域の親子と実際に接する機会を確保している。アセスメントプランに基づいたPDCAサイクルを実働化し、幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得の学修支援ができています。学生個々にタブレット型パソコンを授業中に使用させ、保育者として音楽系のみならず造形分野等での表現力向上や主体的な学修の深化を目指している。FD委員会を中心に授業評価アンケートでは学期中間でのフィードバックを重視し、教授法の改善に活用している。教養から専門、実習へと段階的に学修を深めるカリキュラム構成は、学生の成長段階に応じた学びを可能にし、職業的能力の育成に直結するよう構築している。着任間もない教員に関しては、相互授業参観により教授法改善に役立てている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

成績評価について、学生の一部から一部教員の根拠が不明確であるとの意見が聞かれた。また、実習の履修要件をクリアして実習を行ったにもかかわらず、合格できなかったり問題を起こしたりする事例が増加してきている。特に最初の実習である保育実習Ⅰ（保育所）で、欠席が増えたり実習を中断したりする問題の発生が目立っている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

教員の資質向上に向けて、FD活動の活性化とアクティブ・ラーニングの一層の導入を図る。学力不足の入学生への支援体制については、FD委員会・教務委員会に限らず全学的体制で計画する。

実習については、実習に参加できるGPAの下限設定を検討する等、履修要件の見直しについて協議する。また、インターンシップと関連付けての実施を検討するなど、学生の実情に合わせて柔軟に対応していくために学科内で協議する機会を設けていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学長は、「人格高潔にて学識に富み、学園の教育研究方針を実現する教学面の責任者であると共に、理事会の重要な一員として学園の経営に参画するに相応しい者でなければならない。」と「学校法人神谷学園 東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則」第 2 条(学長の資格)に定められている【資料 5-1-1】。また、大学を代表し、「学校法人神谷学園寄附行為実施規則」第 5 条【資料 5-1-2】に「学園の設置する東海学院大学及び東海学院大学短期大学部の学長は、本大学及び本短期大学それぞれの校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。第 1 号理事である学長は、理事会の経営方針を踏まえ、各委員会及び学科会の各組織との連携機能を活用しながら、役職者会議、教授会の議長として、リーダーシップを発揮している。令和 4(2022)年 2 月に学校法人神谷学園ガバナンス・コードを定め、学長は大学の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督すると明示している【資料 5-1-3】。

【エビデンス・資料編】

【資料 5-1-1】学校法人神谷学園 東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則 第 2 条

【資料 5-1-2】学校法人神谷学園 寄附行為実施規則 第 5 条

【資料 5-1-3】学校法人神谷学園 ガバナンス・コード

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学学則第 6 条【資料 5-1-4】に基づき、全学的な管理運営は学長があたっている。学長の下に学科長、附属図書館長を置き、毎月 1 回定期的に学長が議長となって、本学の教員の他に事務局からの各担当部署の各部長職員も構成員とする役職者会議を開催し、大学の管理運営上の諸問題について協議決定を行っている【資料 5-1-5】。教授会の管理運営は学則第 11 条に基づいて「東海学院大学短期大学部教授会規程」【資料 5-1-6】を定め、学長、専任教授をもって組織し、学長が教学に関する事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとするとしている。学科の管理運営については、学則第 6 条に基づき学科長を置き、学科長が学科における教育・研究上の種々の案件を処理している。また、学科会での協議や連絡事項は役職者会議で協議・検討された後、教授会で報告している。

学長、学科長、附属図書館長、その他の主要な役職者の任命については、「学校法人神谷学園就業規則」【資料 5-1-7】「学校法人神谷学園職員任用規則」【資料 5-1-8】「学校法人神谷学園東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則」【資料 5-1-9】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部学科長任用規則」【資料 5-1-10】「東海学院大学・東海

学院大学短期大学部附属図書館長任用規則」【資料 5-1-11】「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準」【資料 5-1-12】「学校法人神谷学園における専門助手に関する規則」【資料 5-1-13】等に基づき、役職者会議及び教授会の議を経て、理事会に諮り、理事長が任命している。また、「東海学院大学短期大学部教授会規程」【資料 5-1-14】に基づき教員が委員となる委員会が置かれ、各委員会は各々の案件や課題について、各学科から選出された教員及び関連部署の事務職員を構成員として、協議処理している。以上のように教授会、役職者会議、学科会、各種委員会等、大学の管理運営に関して、権限が適切に分散され、責任も明確化された効果的な執行体制を確保している(図 5-1-1)。

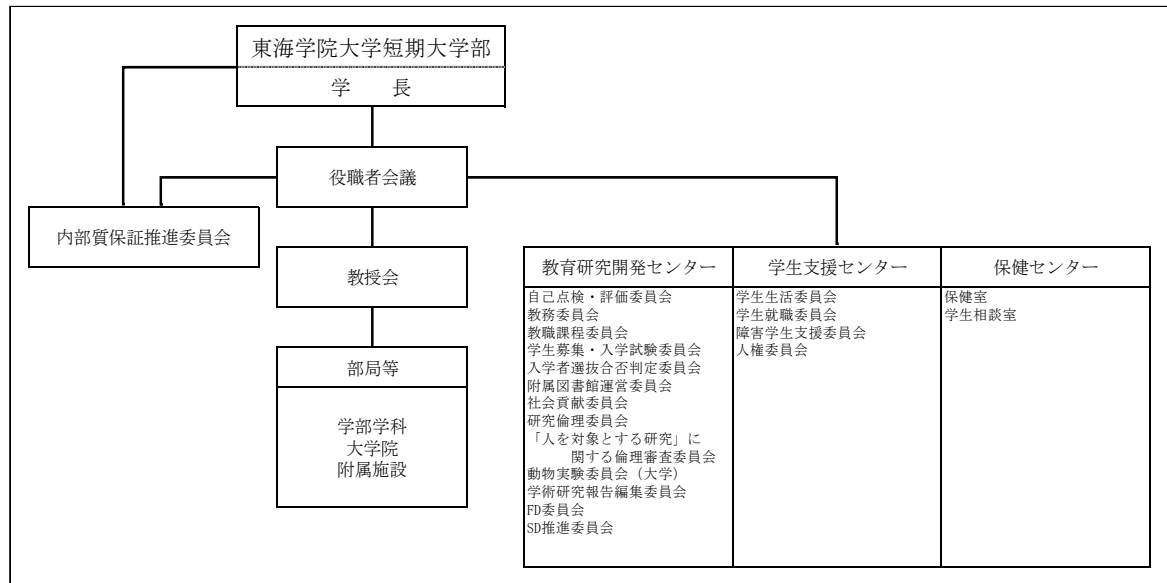


図 5-1-1 短期大学部の管理運営組織

【エビデンス・資料編】

【資料 5-1-4】東海学院大学短期大学部学則 第 6 条

【資料 5-1-5】東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 5-1-6】東海学院大学短期大学部教授会規程

【資料 5-1-7】学校法人神谷学園 就業規則

【資料 5-1-8】学校法人神谷学園 職員任用規則

【資料 5-1-9】学校法人神谷学園東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則

【資料 5-1-10】東海学院大学及び東海学院大学短期大学部学科長任用規則

【資料 5-1-11】東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館長任用規則

【資料 5-1-12】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準

【資料 5-1-13】学校法人神谷学園における専門助手に関する規則

【資料 5-1-14】東海学院大学短期大学部教授会規程

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

各課は、「学校法人神谷学園組織規則」【資料 5-1-15】、「学校法人神谷学園文書管理規則」【資料 5-1-16】、「学校法人神谷学園文書管理細則」【資料 5-1-17】により事務業務に係る各種の事務分掌を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運用を図り職員を配置しており、

また、組織規則のとおり事務局に総務課、教務課、学生生活課、学生就職課、大学広報課、入学試験課、図書館課に専任職員・非常勤職員が配置され、学生の大学生活や教員の教育・研究について支援を行っている(図 5-1-2)。

職員の採用については、「学校法人神谷学園職員任用規則」【資料 5-2-18】に基づいて理事長が任命する。新規採用職員は原則として公募で行い、本学の建学の精神に賛同する人材を公平・公正に確保し、学校法人神谷学園就業規則第 5 条～第 12 条【資料 5-2-19】に則り、任期制を適用することになっている。

職員の昇任については、職員の能力や経験、業績及び人事考課の評価に基づき、部長、事務局長が昇任の結果を報告し、理事長が決定している。

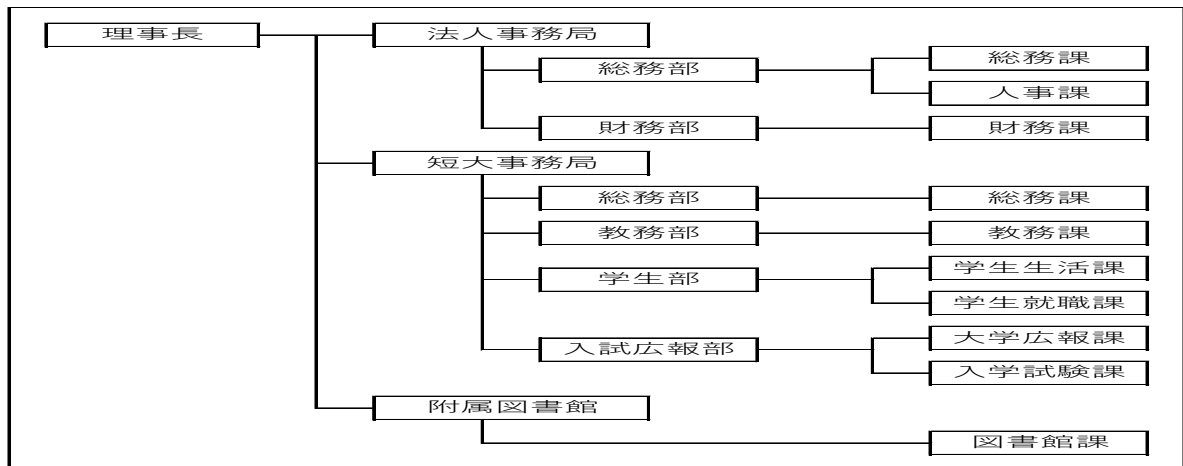


図 5-1-2 短大の事務局組織

【エビデンス・資料編】

【資料 5-1-15】 学校法人神谷学園 組織規則

【資料 5-1-16】 学校法人神谷学園 文書管理規則

【資料 5-1-17】 学校法人神谷学園 文書管理細則

【資料 5-1-18】 学校法人神谷学園職員任用規則

【資料 5-1-19】 学校法人神谷学園就業規則第 5 条～第 12 条

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教員の採用・昇任等については、短期大学設置基準第 20 条に基づき、「学校法人神谷学園職員任用規則」【資料 5-2-1】及び「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準」【資料 5-2-2】を定め、適切に行っている。

教員の採用については、「学校法人神谷学園職員任用規則」に基づいて、理事長が任命す

る。教員の新規採用は原則として公募で行っており、本学の教育目標の達成に資する人材を公平・公正に確保している。「学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則」【資料 5-2-3】及び「学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則」【資料 5-2-4】に則り、新規採用教員には任期制を適用することになっている。

教員の昇任については、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準」【資料 5-2-5】に定め、教員の最終学歴と学位、研究業績、教育業績、学内業務の分担、社会貢献等を考慮して実施している。昇任の結果は役職者会議【資料 5-2-6】及び教授会【資料 5-2-7】の議を経て、学長が決定する。

令和 7(2025)年度における本学の学科の教育目的及び教育課程に即した教員の現員は、表 5-2-1 に示すとおりである。短期大学設置基準第 22 条の別表第一イ・ロの基準上の必要な教員を配置し、「この表に定める教員数の三割以上は教授とする」旨の備考についても、専任教員 11 人のうち、教授は 5 人、准教授は 1 人、専任講師 5 人であり、設置基準上必要な専任教員数を上回る配置をしている。

また、学則第 30 条【資料 5-2-8】に定める幼稚園教諭二種免許状の資格を得させるための課程に関する専任教員数及び第 31 条【資料 5-2-9】に定める保育士養成課程の資格を得させるための課程に関する専任教員数は、それぞれ教職課程認定基準及び指定保育士養成指定施設基準を満たしている。

表 5-2-1 短期大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数

学部	学科	基準	現員
短期大学部	幼児教育学科	11(4)	11(5)

※令和 8(2026)年 5 月 1 日現在。()内は教授の数

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】学校法人神谷学園 職員任用規則

【資料 5-2-2】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準

【資料 5-2-3】学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則

【資料 5-2-4】学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則

【資料 5-2-5】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準

【資料 5-2-6】東海学院大学短期大学部役職者会議規程

【資料 5-2-7】東海学院大学短期大学部教授会規程

【資料 5-2-8】東海学院大学短期大学部学則 第 30 条

【資料 5-2-9】東海学院大学短期大学部学則 第 31 条

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

1. 新任教育職員研修会の実施

本学では、新年度4月に就任した新任教員を対象として、学長及び職員による新任教育職員研修会を実施している。研修会は本学の「建学の精神」と設置趣旨、教育研究上の理念・目的を理解するとともに本学の求める教員像を自覚・認識し、本学の教育研究環境に適応して職務を完遂してもらうための研修会である。令和8(2026)年度は大学と合同で3月25日に実施し、参加者からは本学での教育並びに研究を实践する上で非常に有用な研修会であったと評価された。

2. FD 活動実績

教員による教育内容・方法の改善や工夫・教育研究活動に必要な資質・能力向上への取組のためのFD活動内容は東海学院大学短期大学部FD委員会規則【資料5-3-1】に明記されており、学生による授業アンケートの実施【資料5-3-2】、学内一般公開型授業相互参観の実施【資料5-3-3】、各種研修会の実施等である。令和8(2026)年3月までに実施したFD活動は表5-3-1のとおりである。

表 5-3-1 FD 活動実績

授業アンケート (学生による授業評価)	前期は令和7(2026)年5月22日から7月4日の間に、後期は令和7(2025)年10月30日から令和8年1月9日の間に実施した。「講義」「演習」「実験または実習」の3区分ごとに各教員1科目以上を対象とした。アンケート結果とそれに対する教員のコメントは、図書館カウンターなどで公開している。授業アンケート後、自身の授業改善への取組を「授業アンケート結果に基づく報告」として各教員から回答してもらい、後期より、その一覧を教員が閲覧できるようにした。
学内一般公開型 授業相互参観	令和7(2025)年11月20日から令和8年1月9日の間に、各教員1科目以上を参観又は公開し、気付いた点、参考になった点などを報告した。時間的に可能な場合は、参観後にディスカッションも実施した。授業相互参観後、自身の授業改善への取組を「授業参観結果に基づく報告」として各教員から回答してもらい、後期より、その一覧を教員が閲覧できるようにした。
コンプライアンス教育 及び研究倫理教育	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、令和7(2025)年8月～11月、教員及び職員ごとに、公的研究費に関わる二つの規程を読み、JST（科学技術振興機構）研究倫理教育映像教材を視聴しアンケートを回答した。
障害等のある学生の支援 に関する研修会	令和8(2026)年2月10日、研修会（「障害等のある学生の急変時の初期対応等についてー講義中における過呼吸、てんかん発作等の初期対応（実践例）ー」）を開催した。
試験・成績要領の配信	毎学期更新された「試験・成績要領」を教員に配付し、基準と方法を明示し、試験と成績の公平性と透明性を確保するようにしている。

※令和7(2025)年度より令和8(2026)年3月まで

学生による授業アンケートは、平成26(2014)年度後期より大学と合同で実施している。授業アンケートは教育目的の達成状況を点検するために年2回学期ごとに行い、その結果

を教員にフィードバックして、担当科目の効果的な授業展開や授業科目の改善に役立て、客観的に検証・評価している。令和 3(2021)年度の授業アンケートより、講義・演習等の授業形態につき 1 科目以上の合計 2 科目以上を対象とした。平成 30(2018)年度までは全科目を対象としていたが、集計処理に時間がかかり、即時の授業改善資料として活用できていなかった。その反省から対象科目を限定し、アンケート結果を速やかに担当教員に渡すことにより、学期期間内に授業改善に役立てることができる資料となった。令和 3(2021)年度前期は、アンケート内容の見直しが行われたため対象を専任教員のみとし、後期からは専任教員と非常勤教員全員を対象とした。

また、出席不足による単位不認定者を防止するため、授業を 3 回欠席した時点で欠席過多として学科長に報告し、これに基づいてクラス担任教員が指導をしている。平成 27(2015)年度からは、学生がウェブ上で自身の出席状況の確認ができるようになった。

平成 20(2008)年 4 月より「学士課程レベルの FD が義務化」された。ここでいう義務化は、設置基準第 11 条の 3 にある「授業内容及び方法の改善」を指している。学内一般公開型相互授業参観は、その一環である。

本学ではこれまで、授業評価アンケートの実施や外部講師による研修会を実施してきたが、従来の方法だけでは十分な FD 活動とは言えず、このような課題を解決するために、平成 25(2013)年度より「相互研修型の公開授業」などを実施、平成 27(2015)年度より「学内一般公開型授業相互参観」を導入し、全学的な活動として取り組んでいる。この活動は、前期と後期の定められた期間に全教員が 1 科目以上指定して授業を公開し、更に 1 科目以上は他の教員の授業を参観することを推奨している。相互授業参観を導入することで PDCA による授業改善を図り、教員の資質、能力向上の取組みを計画し実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】東海学院大学短期大学部 FD 委員会規則

【資料 5-3-2】令和 7(2025)年度授業アンケート実施資料

【資料 5-3-3】2025 年度 FD 活動としての「学内一般公開型授業相互参観」推進について

5-3-②SD をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部 SD 推進規程」【資料 5-3-4】及び「学校法人神谷学園 SD 推進規程」【資料 5-3-5】を定め、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学の教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための取組み、積極的に SD 活動を行っている。

学内研修としては、令和 6(2024)年 10 月に、事務職員の業務を一層推進するため、各自が能力向上を図ることが不可欠であることから、各自が階層別テーマのオンライン研修を受講する研修を行った【資料 5-3-6】。また、研究倫理・研究費不正防止対策に関する研修活動として、科研費(科学研究費助成事業)応募者及び教職員を対象に、公的研究費のコンプライアンス教育及び研究倫理教育について研修を行い、公的研究費の運営・管理に関わる業務等に携わる意識を高める取組みを行った(表 5-3-2)【資料 5-3-7】。学外研修としては、文部科学省、日本私立短期大学協会、日本学生支援機構等が主催する各種の研修会に積極的に職員が参加した(表 5-3-3)。

令和 8(2026)年 2 月 10 日に行われた障害学生支援委員会の研修会では、「障害等のある

学生の急変時の初期対応等について一講義中における過呼吸、てんかん発作等の初期対応（実践例）一」と題し、障害学生等の容体が急変した場合の初期対応を想定し実施した。また、教員・学生生活課・保健室等で行われる組織的な連携を含めた対応を実践した。

本学において現在、多様な困難を有する学生の支援事例が出されていることを受け、教職員の意識の向上および障害等のある学生支援の充実のために企画した【資料 5-3-8】。

本学では、毎年 3 月に新規採用教職員説明会を開催しており、令和 8(2026)年 3 月 25 日に新規採用教職員説明会を行った。説明会では、職員の資質・能力向上の取組みとして、新任教職員に対して、本学の建学の精神、教育理念、学部・学科、学内組織及び就業規則、事務職員の基本的な事務業務についての研修も実施した【資料 5-3-9】。

表 5-3-1 令和 7(2025)年度 学内 SD 研修

開催日	研修内容	参 加 延べ人数
6 月	新任の先生向け「試験・成績要領」説明会について	7
11 月	公的研究費のコンプライアンス教育及び研究倫理教育について	136 (教職員含む)
2 月	障害等のある学生の支援に関する研修会	103
	人権研修会「各学科内にて問題を協議し合う形式での研修会」	98
3 月	令和 8 年度 新規採用教職員説明会	21

表 5-3-2 令和 7(2025)年度 学外 SD 研修(職員研修状況)

部課名	主な研修概要等	参 加 延べ人数
総務課	岐阜県私立短期大学協会 SD 研修会、岐阜県私立大学協会教職員研修会、岐阜県私立短期大学協会事務局長会議、日本高等教育評価機構「令和 7 年度大学・短期大学評価セミナー」、日本高等教育評価機構「評価充実協議会」	13
教務課	教職課程認定申請に関する事務担当者説明会、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜令和 7 年度人材育成プログラム	14
学生生活課	岐阜県私立短期大学協会令和 7 年度 SD 研修会、岐阜県私立大学協会 2025 教職員研修会、東海・北陸・近畿地区学生指導研究会、大学代表者による大学スポーツの振興に向けた懇談会 (UNIVAS)、全国安全週間準備講習会 (一般社団法人岐阜労働基準協会)、名古屋出入国在留管理局との情報交換会 (愛知県留学生交流推進協議会)、令和 7 年度授業料等減免費交付金に係わる業務説明会 (日本私立学校振興・共済事業団)、学生教育研究災害傷害保険説明会 (公益財団法人日本国際教育支援協会)、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜令和 7 年度人材育成プログラム	11
学生就職課	私立大学協会 就職部課長担当者研修会、岐阜県私立短期大学協会 SD 研修、JASSO 全国・キャリア教育・就職ガイダンス、岐阜県学生就職連絡協議会夏季研修会、中部学生就職連絡協議会 大学と企業との就職研究会、岐阜県インターンシップ推進協議会 推進会議、マイナビセミナー 2026 年卒学生の就職活動動向を踏まえた夏以降の支援のポイント	7
入試広報部	岐阜県私立大学協会教職員研修会	1

図書館課	私立大学図書館協会、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会、東海地区大学図書館協議会、岐阜県大学図書館協議会、私立短期大学図書館協議会、国立情報学研究所	10
各課共通	e-JINZAI for university	104

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-4】東海学院大学、東海学院大学院並びに東海学院大学短期大学部 SD 推進規程

【資料 5-3-5】学校法人神谷学園 SD 推進規程

【資料 5-3-6】SD 研修について

【資料 5-3-7】公的研究費のコンプライアンス教育及び研究倫理教育について

【資料 5-3-8】障害等のある学生の支援に関する研修会

【資料 5-3-9】学校法人神谷学園の概要(新規採用教職員説明会資料)

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、専任教員に個室の研究室を整備している。各研究室に 1 人 1 台のパソコンを設置し、必要に応じて機器を更新している。学内には附属図書館を設置し、研究用図書の長期貸し出しなどに対応している。こうした施設・設備の整備により、教員の研究活動を支援している。また個人研究費や科学研究費助成事業等の学外研究資金の事務は、教務部教務課が担当し、外部資金の獲得や事務作業に関する人的支援を行っている。

学術研究報告編集委員会【資料 5-4-1】が「東海学院大学短期大学部紀要」及び短期大学部の教員も投稿できる「東海学院大学研究年報」を毎年発行しており、令和 7(2025)年度で「東海学院大学短期大学部紀要」第 52 号、「東海学院大学研究年報」第 11 号になった。また、掲載に当たっては質の向上を得るために査読システムを導入している。

5-4②研究倫理の確立と厳正な運用

「建学の精神」を基本理念として学術研究を推進し、教育研究機関としての高い信頼性を担保することは、本学の大きな使命の一つである。そのためには、各研究従事者の高度な倫理規範意識の下で研究の信頼性と公正性を確保することが必要不可欠となる。そのため本学は、研究に従事する全ての研究者が遵守すべき倫理的基準として、各規程を定めている【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】。

本学は、研究上の不正行為及び研究費の不正使用の防止を図るため、研究倫理委員会を設置している。研究倫理委員会は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、各種法令を遵守

し、個人情報の保護に十分留意して、学内の教職員、学部・大学院生等全ての研究者に対して倫理基準に基づく研究活動の教育・啓発活動の推進を図っている。研究の倫理的妥当性を審査する必要がある場合、研究者は倫理審査申請書及び研究計画を「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会又は動物実験委員会に提出し、承認を受けなければならない。それらの委員会は次の規程に基づいて運営されている【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】。研究不正ないし研究費不正が疑われる場合には、研究対象者や関係業者が通報できる仕組みをつくり、ホームページにより周知している。関係業者には誓約書【資料 5-4-8】を提出させ、研究不正への関与を戒め、不正行為の通告を義務付けている。本学の不正防止に係る規程は次のとおりである【資料 5-4-9】【資料 5-4-10】【資料 5-4-11】【資料 5-4-12】【資料 5-4-13】【資料 5-4-14】【資料 5-4-15】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学術研究報告編集委員会規程

【資料 5-4-2】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理規程

【資料 5-4-3】 「人を対象とする研究」 倫理規程

【資料 5-4-4】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験指針

【資料 5-4-5】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会規程

【資料 5-4-6】 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程

【資料 5-4-7】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験委員会規程

【資料 5-4-8】 誓約書

【資料 5-4-9】 東海学院大学短期大学部・東海学院大学における研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為への対応に関する内規

【資料 5-4-10】 学校法人神谷学園東海学院大学短期大学部・東海学院大学の競争的資金の取扱に関する不正防止計画

【資料 5-4-11】 東海学院大学短期大学部・東海学院大学の公的研究費等の運営・管理及び監査に関する規程

【資料 5-4-12】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における研究費の不正行為等への対応に関する内規

【資料 5-4-13】 学校法人神谷学園東海学院大学短期大学部・東海学院大学の競争的資金の取扱に関する内部監査マニュアル

【資料 5-4-14】 東海学院大学短期大学部・東海学院大学の公的研究費等の適正な使用に関する行動規範

【資料 5-4-15】 東海学院大学短期大学部・東海学院大学の公的研究費等の不正使用に対する取扱規程

5-4③研究活動への資源の配分

本学は、各学問分野の研究活動を高めるとともに、社会や地域への貢献を図ることを目的として、教育研究開発センターを設置し、全学的な学術研究推進業務を統括している。

各教員に資料購入費及び出張旅費を配分し、図書の購入及び学会出席その他の研究活動を助成することにより、大学の研究水準の維持向上、研究の高度化に寄与している。学会・研究出張に係る旅費に関しては、「学校法人神谷学園旅費規則」に規定している。【資料 5-

4-16】資料購入費の配分に関しては、次の資料のとおりである【資料 5-4-17】。

外部研究資金の獲得については、科学研究費助成事業や各種団体等の助成金への申請を奨励し、大学へ届いた各種公募等の案内は、要件に該当する教員に周知している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-16】学校法人神谷学園旅費規則

【資料 5-4-17】令和 5(2023)年度資料購入費執行計画

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学的意思決定における学長のリーダーシップは十分に発揮されている。教学マネジメントの機能性を発揮するために、現在は役職者会議、トーカー会議が必要に応じて学長補佐としての役目を果たしている。この二つの会議がその使命を果たすよう環境の整備を図っていく。

教学マネジメントにおける権限により適切な分散と責任の明確化の機能性を確立するために、不断の自己点検評価活動の取組みを継続して実施していく。

教員組織においては、関連する学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等に基づき誠実に運営している。また、教員の採用・昇任については適切な選考基準を定めて教員に周知されており、規程等に則り厳正に適用されていると評価できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教育目的及び教育課程に即した教員を確保し配置するため、各専門分野の研究者のみならず、社会や実業界で活躍する有識者や研究者、実務経験のある人材を登用していく一方、教員構成の年齢階層が高年齢傾向にあるため、若年層の教員を登用し年齢階層的バランスを改善していく。本学全体の教育内容・方法等の点検結果のフィードバックについては、教育研究開発センターが中心となり、授業アンケートから得られた結果は、教員及び学生に公開されている。公開の際、授業アンケートを実施した 2 科目以上にマニフェスト(授業アンケートに対するフィードバックコメントの作成)を記すことを義務付けており、今後も授業の点検・改善への結びつけを強化していく。

学科のクラス担任教員は、各学期の講義開始前に行われる学科ガイダンスにおいて成績表を一人ひとりの学生に手渡すとともに、保護者に対して郵送にて配付している。課題を抱えている学生については、学期ごとの個別面談に加えて別途面談を実施して問題解決に向けた指導を行っている。毎月開催される学科会に指導結果が報告されるとともに、問題解決に向けた方策が検討される。学生へのこのような細やかな指導で個々の学生の状況を全教員で共有し学修指導等の改善・向上を進めていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教学マネジメントについては、学長のリーダーシップの発揮を図るべく諸規程を改正するとともに、教学の運営体制を 4 部 7 課制へと移行させ、権限の適切な分散と責任の明確化を図った。7 課体制とした事務組織では、職員の適切な配置と役割を明確化して機能的な教学マネジメント体制を確立した。各種委員会は教員と職員が同等に委員構成又は書記

として参画する教職協働体制を構築した。各委員会からの報告・発議・提案は学長へ起案することとなっており、学長の意思決定に寄与するとともに、全学的な教学マネジメント体制を構築しているといえる。

教職員一人一人の大学運営への資質・能力向上のための FD・SD 合同研修会を今後も工夫・改善を試みながら計画的・組織的に実施し、大学の一員としての目標、モチベーションを高め離職率の低下へと繋げていく。

研究支援については、共同研究室等の一部改善の余地があるものの、研究環境は一定程度に整備されている。研究倫理規定等を確立し、定期的に研修会などを開催し、適正な研究が実施できるようにしている。研究資金については、本学から研究活動への資源配分も行われているものの、研究資金や競争的資金の獲得を支援する取り組みの見直しなど課題が残されている。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人神谷学園(以下、「本法人」という。)の目的は、「学校法人神谷学園寄附行為」第 3 条(以下、「寄附行為」という。)**【資料 6-1-1】**に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、大学その他の施設を設置して、教育および研究を行い、並びに国際的視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材の育成と、地域社会への貢献を行うことを目的とする。」と定め、この目的に従い大学、大学院、短期大学部の他に、二つの附属幼稚園を管理運営している。大学等の管理運営方針は、寄附行為及び学則に定められ、管理体制も学校教育法、私立学校法、寄附行為に基づき整えられており、理事会を中心とした管理運営組織と教学組織との連携の下に、本法人の中長期計画(将来構想)**【資料 6-1-2】**、中期計画 2025 **【5 カ年計画】****【資料 6-1-3】**及び事業計画書**【資料 6-1-4】**に沿って業務を推進している。

本法人は、経営の規律と誠実性をより強固なものとするため、令和 7 (2025) 年 3 月 26 日の理事会において「内部統制システム整備の基本方針」**【資料 6-1-5】**を制定した。これにより、理事の職務執行が法令および寄附行為に適合すること、並びに業務の適正性を組織的に確保するための体制を明確に整備している。

また、組織倫理の確立と法令違反等への厳格な対応を目的として「学校法人神谷学園公益通報に関する規程」**【資料 6-1-6】**を制定・運用し、不正の予防および早期発見に努めている。これら「学校法人神谷学園諸規定綴」として編纂された関係諸規程は、法令の改正や運営の実態に応じて毎年見直しを行い、関係部署へ配置して適宜活用するなど、実効性の高いコンプライアンス体制を維持している。

私立学校が公教育を支える一員として社会の信頼を得て一層発展していくために、ガバナンスの強化と経営の透明性が不可欠である。本法人は社会的な信頼をより確かなものとする一環として、令和 4(2022)年 2 月に「学校法人神谷学園ガバナンス・コード」**【資料 6-1-7】**を制定し、ホームページ上において広く学内外へ公開している。その後、社会情勢の変化等に対応するため、同コードの改定を行うとともに、現在はその遵守状況や実効性について定期的な点検・評価を実施し、適切な維持・向上に努めている。**【資料 6-1-8】**

ステークホルダーに対する積極的な情報の公表を通じて、本法人の管理運営の健全性を証明するとともに、社会に対する説明責任を果たす誠実な経営を実践している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 学校法人神谷学園 寄附行為 第 3 条

【資料 6-1-2】 学校法人神谷学園「中長期計画(将来構想 2020～2030)」

【資料 6-1-3】 学校法人神谷学園「中期計画 2025 **【5 カ年計画】** (令和 7 年度～令和 11 年度)」

【資料 6-1-4】学校法人神谷学園 事業計画書

【資料 6-1-5】内部統制システム整備の基本方針

【資料 6-1-6】学校法人神谷学園 公益通報に関する規程

【資料 6-1-7】学校法人神谷学園 ガバナンス・コード

【資料 6-1-8】学校法人神谷学園 ガバナンス・コードを示す URL

https://tokaigakuin-u.ac.jp/aboutus/public_info/page-15677/

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全への配慮

環境保全および安心・安全なキャンパス環境への配慮としては、校内には学生生活支援に必要な各施設が設置されている。

校内設備の美化等や維持管理については、用務職員が学内の清掃活動とともに見回りを行い適切な管理に努めている。また、教育施設に不備が生じた際は、教職員の協働による速やかな発見と総務部への連携体制を構築し、迅速な保守・修繕を行っている。防犯対策としては、警備職員による巡回警備に加え、防犯カメラを設置して、監視体制の強化と犯罪抑止に努めている。さらに、環境負担低減および SDGs 推進の一環として、令和 5(2023)年度には、東西キャンパスの蛍光灯照明を LED 照明へと切り替える工事を完了した。

令和 6(2024)年 2 月には、SDGs の達成に向けて岐阜県と共に取組む「ぎふ SDGs 推進シルバーパートナー」に登録した。これにより、キャンパス内への分別ゴミ箱の設置による資源循環の意識向上や、健康増進法に基づき平成 27(2015)年度から継続している「キャンパス内の全域禁煙」の徹底など、学生及び教職員一人一人が環境や健康の問題を自分事として捉える環境づくりを推進している。また、本年度からは各種会議へのタブレット端末の導入により、配布資料の削減とペーパーレス化を強力に推進している。これらの取組みを通じて、教職員・学生が一体となった持続可能なキャンパス運営と環境保全の実を挙げている。

2. 人権への配慮

人権への配慮については、「学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報取扱いについて」【資料 6-1-9】「学校法人神谷学園 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する細則」【資料 6-1-10】を定め、教職員に周知して基本的人権の保護に努めている。また、本大学及び本学短期大学部の人権委員会や障害学生支援委員会が積極的に活動しており、「東海学院大学人権侵害に関する対処のガイドライン」【資料 6-1-11】「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」【資料 6-1-12】等を定めて、教職員及び学生における個人の尊厳や両性の平等の実現のための健全な環境等を保障し維持することに努めている。また、バリアフリー化の取組みとして、障害がある学生が快適に学生生活を送れるよう、スロープや東西キャンパスを結ぶ東海ブリッジに階段昇降機を設置するなど整備している。

3. 安全への配慮

安全への配慮については、「学校法人神谷学園危機管理規則」【資料 6-1-13】「学校法人神谷学園防災管理規則」【資料 6-1-14】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部防災マ

ニュアル」【資料 6-1-15】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部救急応急対処マニュアル」【資料 6-1-16】等を整備している。危機管理等について学生及び教職員に周知徹底を図っているほか、消防署の協力を得て防災訓練を年1回実施している。また、令和6(2024)年度の消防用設備点検において、事務局内非常放送設備の不備が見つかった際も、速やかに機器の取り換えを行い、同年11月に改めて防災訓練を実施するなど、万全な防災体制の維持に努めている。

防犯および設備面での安全対策としては、令和5(2023)年6月にキャンパス内で発生した学生への被害事件（解決済）を契機として、更なる犯罪抑止と監視体制強化のために学内のエレベーター6基に防犯カメラを設置した。さらに、令和7(2025)年3月には、西キャンパス1号館北側と南側のエレベーター2基のリニューアル工事を完了し、安全性の向上を図っている。

職員の安全及び衛生については、「学校法人神谷学園職員安全衛生管理規則」【資料 6-1-17】「学校法人神谷学園安全衛生委員会規則」【資料 6-1-18】を整備して、安全及び衛生に関する事項を定め、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進している。また、毎月1回安全衛生委員会を開催し、産業医の下、化学物質のリスクアセスメントの実施、特殊健康診断、ストレスチェック等の実施について審議し、運営している。学生に対しても、毎年定期健康診断を実施しているほか、キャンパス内5か所にAED(自動体外式除細動器)を設置して緊急時に備えている。

健康支援の新たな取組みとして、令和5(2023)年11月に西キャンパス敷地内に独立の医療法人による東海内科・内視鏡クリニックが開院した。クリニックでは、一般内科のほか、胃カメラ・大腸カメラ・婦人科・美容医療があり、教職員、学生はもちろん地域住民の健康に貢献することを目指して、診療を行っている。本学においては、教職員の定期健診や大学の各学部・学科の臨床実習・研修の場として深く連携しているほか、令和6(2024)年5月には厚生労働省の指針に基づく子宮頸がん予防HPVワクチンのキャッチアップ接種を同クリニック中心で呼びかけ、希望する女子学生への接種体制を整えるなど実践的な健康管理の成果を上げている。

さらに、学生の生活環境における安全配慮として、令和2(2020)年開設の男子学生寮に続き、令和5(2023)年9月には大学から徒歩3分圏内の場所に委託業者が運営する女子学生寮が完成した。男子学生寮同様に、管理人が常駐しており、防犯面・生活面とともに学生が安心・快適に下宿生活を送ることができるよう配慮している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-9】 学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報の取扱いについて

【資料 6-1-10】 学校法人神谷学園 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する細則

【資料 6-1-11】 東海学院大学人権侵害に関する対処のガイドライン

【資料 6-1-12】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針

【資料 6-1-13】 学校法人神谷学園 危機管理規則

【資料 6-1-14】 学校法人神谷学園 防災管理規則

【資料 6-1-15】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部防災マニュアル

【資料 6-1-16】 東海学院大学及び東海学院大学短期大学部救急応急対処マニュアル

【資料 6-1-17】 学校法人神谷学園 職員安全衛生管理規則

【資料 6-1-18】 学校法人神谷学園 安全衛生委員会規則

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本法人は、寄附行為に基づき理事会を最高意思決定機関として位置づけ、法人の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。理事定数は、寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号において「理事 6 名以上 7 名以内」と規定し、理事の選任区分は寄附行為第 8 条において、第 1 号理事は「学長（園長）のうちから理事選任機関において選任した者 2 名」、第 2 号理事は「前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 4 名以上 5 名以内」とし、この法人の理事選任機関は、理事会となっている。理事長は寄附行為第 15 条第 2 項において、「理事のうち 1 名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。」と定め、寄附行為に基づき適正に選定されている【資料 6-2-1】。

また、専務理事は寄附行為第 15 条第 6 項において、「専務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務の一部を分掌する。」と定め、寄附行為に基づき適正に選定されている【資料 6-2-2】。

理事会は、寄附行為第 18 条【資料 6-2-3】に基づき招集しており、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、設置する各学校の各学部・学科の構成等について審議・決定、学則に定める各学部・学科の入学定員、授業料改定等の重要事項等の審議・決定を行っている。また、理事会の審議内容については、学校法人神谷学園運営協議会であらかじめ検討、協議している【資料 6-2-4】。理事及び監事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状は適切である【資料 6-2-5】。監事は常時 2 名が理事会及び評議員会に出席し、法人の業務と財務状況について監査報告を行っているほか、審議事項について意見を述べるなど適切に機能している。法人の運営に係る重要事項は、理事会で審議・決定する前に、大学及び法人事務局の関連部署と大学関連委員会での審議を通じて検討、意見調整するなど法人側と教学側の意思疎通を図っている。なお、本法人の管理運営組織は(図 6-2-1)のとおりである。

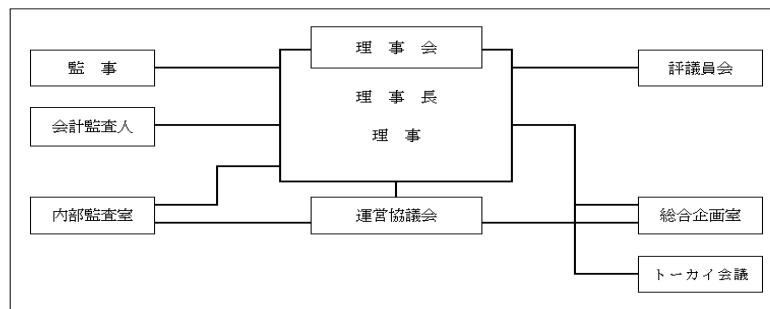


図 6-2-1 管理運営組織

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】学校法人神谷学園寄附行為 第 6 条第 1 項第 1 号、第 8 条、第 15 条第 2 項

【資料 6-2-2】学校法人神谷学園寄附行為 第 15 条第 6 項

【資料 6-2-3】学校法人神谷学園寄附行為 第 18 条

【資料 6-2-4】学校法人神谷学園 運営協議会規則

【資料 6-2-5】令和 7 年度理事会出席状況

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本法人は、寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関として位置づけ、学園の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整えている【資料 6-2-6】。また、寄附行為第 36 条、第 37 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置し、寄附行為第 40 条に基づき、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、適時開催している【資料 6-2-7】。

大学などの高等教育機関を取り巻く社会環境は、18 歳人口の激減とともに急激に変化し、大学教育もますます、その教育目的や教育方法のあり方、そして社会的役割の真価を問われる時代となってきた。平成 29(2017)年以降、本学は、5 年間の教育政策の目標と施策を示す「第三期教育振興基本計画」に基づく今後の大学の機能別分化の枠組みのイメージの提示及び平成 30(2018)年秋の中央教育審議会答申の「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」を重要な方針として捉え、大学教育の質的転換に取り組んできている。本法人及び本学は、建学の精神の下に明確な職業観と目的意識を持つ学生や学び直しの強い意志を持つ社会人などが、教養性や社会性の涵養を基礎として専門性の高い職業人となることを目指して実践的な知識や技術を学び、資格を取得するための普遍的な学びの場を提供するなど、高等教育機関としての使命・目的を実現するため、教育・研究の質の向上や社会貢献活動の推進に向けて継続的な努力を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-6】学校法人神谷学園 理事会会議規則

【資料 6-2-7】学校法人神谷学園寄附行為 第 36 条、第 37 条、第 40 条

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本法人の運営に係る重要事項は、理事会での決定前に、大学及び法人事務局の関連部署と大学関連委員会で協議を行い、法人と教学部門とのコミュニケーションによる意思疎通を図っている。また、「学校法人神谷学園東海学院大学、東海学院大学短期大学部、法人本部連絡協議会規則」【資料 6-3-1】により本法人、大学、短期大学部の役職者から構成される連絡協議会（トーカー会議）を必要に応じて開催している。この連絡協議会の目的は、法人及び各部門の管理運営に関する課題や将来構想、法人や大学全般の事項などについて自由に意見を述べ合い、情報共有をすることで、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションや意思決定の円滑化に適切な役割を果たしている。

理事会は、大学学長、短期大学部学長、元短期大学部事務局総務部長、法人本部事務局長の 4 名及び外部理事 2 名が理事に就任している。また、諮問機関である評議員会は、職員 2 名（大学副学長 1 名、事務職員 1 名）及び外部評議員 5 名が評議員に就任しており、法人の運営に係る重要事項を審議する際には、教学の立場から意見を述べるなど、法人と大学との意思疎通と連携が図られている【資料 6-3-2】。寄附行為第 15 条第 5 項【資料 6-3-3】に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めて理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制が整備されている。また、理事長は本学学長を兼務していることから、本学で行われる役職者会議、教授会に出席して教職員と情報共有するなど、法人と大学教学部門との意思疎通や連携に努めている。このように理事長は、本学の建学の精神及び使命・教育目的を理解し、本学の現状を踏まえて経営を先導するリーダーシップ及び責任を果たしている。

本学教学の各種委員会は、事務局から関連担当職員が構成員として参加するという教職員の協働的な組織となっている。従来、本学では関連部署間の連絡や意見調整等は慣例的に日常の業務の中で行われてきているが、これを強化するため、令和 2(2020)年 5 月に、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学事務局運営会規則」【資料 6-3-4】を定め、毎月 1 回、事務局長を中心に関連部署の役職者等との大学の教育研究活動について活発な意見交換を行うよう努めている。

このように、本学の教育・研究活動についての意見や提案、事務職員からの提案をくみ上げる体制の整備や教職員同士のコミュニケーションによる意思疎通と様々な連携に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 学校法人神谷学園東海学院大学、東海学院大学短期大学部、法人本部
連絡協議会規則

【資料 6-3-2】 令和 8(2026)年度理事・監事・評議員等の名簿

【資料 6-3-3】 学校法人神谷学園寄附行為 第 15 条第 5 項

【資料 6-3-4】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学事務局運営会規則

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

本法人は、寄附行為に基づき評議員会を審議・議決機関として位置づけ、理事会と評議員会の相互のチェック体制が整備され、適切に機能している。評議員定数は、寄附行為第6条第2項において「評議員7名以上8名以内を置く。」と規定し、評議員の選任区分は寄附行為第32条において、第1号評議員は「この法人の職員のうちから選任した者2名」、第2号評議員は「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者1名」、第3号評議員は「学識経験者のうちから選任した者4名以上5名以内」とし、選任された7名の評議員がそれぞれの立場から法人の経営に参画している【資料6-3-5】。また、寄附行為第37条第2項において、理事会は、あらかじめ「1. 重要な資産の処分又は譲受け 2. 多額の借財 3. 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更など重要な9項目」について評議員会の意見を聞かねばならないことにしている【資料6-3-6】。なお、評議員会を招集する場合は、寄附行為第41条に基づき、理事会において、評議員会の議案について決議に基づき、理事長が招集を行っている【資料6-3-7】。

本法人のガバナンス機能として監事の監査業務がある。監事定数は、寄附行為第6条第1項第2号において、「監事2名以上3名以内」と規定し、寄附行為第23条に基づき、評議員会の決議によって選任している【資料6-3-8】。選任された2名の監事が寄附行為第29条【資料6-3-9】に規定される職務に従い監事監査を行っており、各年度の決算について監査し、監査報告書により評議員会及び理事会に報告しているほか、理事会と評議員会に出席して毎回意見を述べている。監事は文部科学省が開催する学校法人監事研修会などに参加して、監事監査の質の向上に努めている。また、「学校法人神谷学園内部監査規則」

【資料6-3-10】を定め、理事長が職員の中から選任した内部監査室長と監査担当者が、業務の管理運営、適法性及び有効性並びに制度、組織、規則等の妥当性に関する監査（業務監査）に加え、研究費の運営・管理に基づいて、不正使用を防止するための適切性及び有効性に関する監査（研究監査）を行っており、必要に応じて理事長に意見を述べる体制を整えている【資料6-3-11】。

本法人の会計監査を制度化するため、会計監査人の監査業務がある。会計監査人定数は、寄附行為第6条第3項において、「会計監査人1名又は2名を置く。」と規定し、寄附行為第50条に基づき、評議員会の決議によって2名選任されている【資料6-3-12】。また、会計監査人は、寄附行為第55条で定めるところにより、本学の計算書類及び財産目録の監査を行っている【資料6-3-13】（図6-3-1）。

このように、本法人は監事監査、内部監査、および会計監査人監査の各機能を相互に連携させながら、評議員と理事会による厳格な相互チェック体制を構築しており、法人経営の透明性と公正性の維持・向上に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料6-3-5】 学校法人神谷学園寄附行為 第6条第2項、第32条、第37条

【資料6-3-6】 学校法人神谷学園寄附行為 第37条第2項

【資料6-3-7】 学校法人神谷学園寄附行為 第41条

【資料6-3-8】 学校法人神谷学園寄附行為 第6条第1項第2号、第23条

【資料 6-3-9】学校法人神谷学園寄附行為 第 29 条

【資料 6-3-10】学校法人神谷学園内部監査規則

【資料 6-3-11】学校法人神谷学園内部監査に関する報告書

【資料 6-3-12】学校法人神谷学園寄附行為 第 6 条第 3 項、第 50 条

【資料 6-3-13】学校法人神谷学園寄附行為 第 55 条

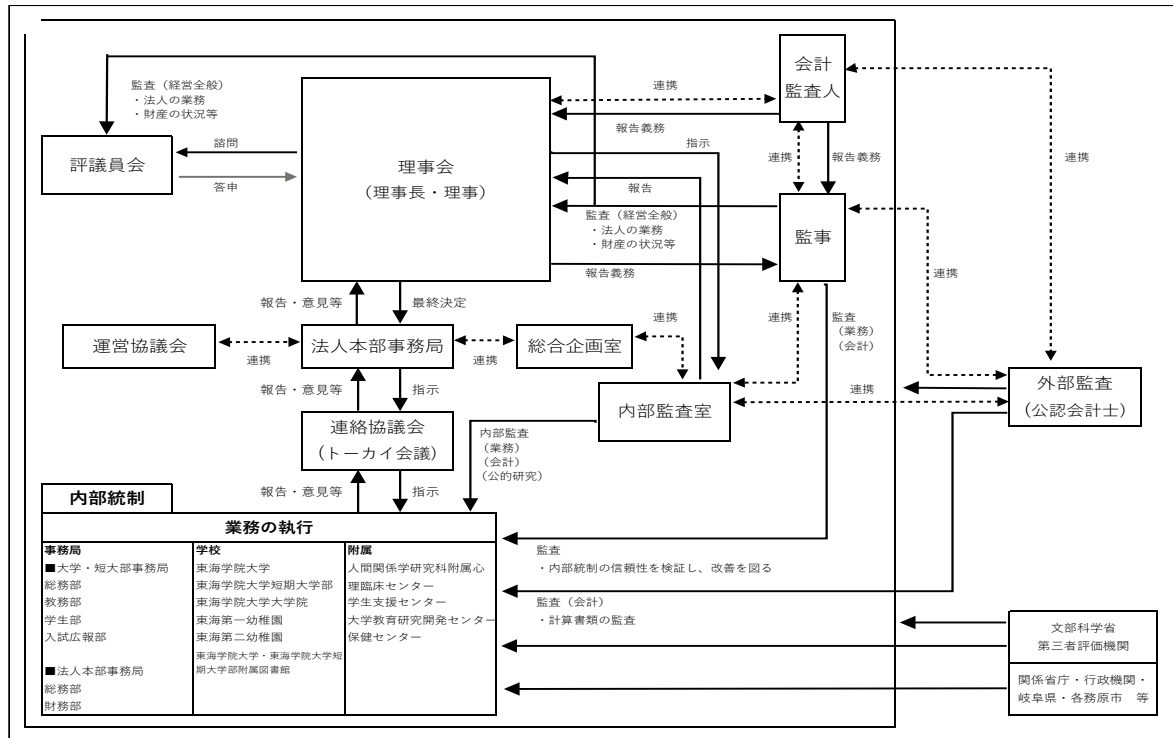


図 6-3-1 ガバナンス(学校法人統治)

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-4-① 財務基盤の確立

本法人の財務の現状は、「財務情報」「学校法人神谷学園事業報告書」【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】【資料 6-4-3】【資料 6-4-4】に示されている。過去 5 年の経常収支差額は、令和 3(2021)年度からマイナスの値を示しており、財務内容が改善してきているとは言えないものの、入学者数及び収容学生数の増加傾向を維持する中で、教育環境の充実を図っているため、教育研究経費への支出を増加させてきた。過去、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度の 2 年間において、本学及び大学の入学定員における低充足率のため経常費補助金に

よる財政支援が行われなかったため、逼迫した財務状況があった。しかし、平成 26(2014)年度に大学で実施した、医療専門資格の取得のための養成機関を目指す「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」に基づく各学科における教育目的及び教育内容や方法の抜本的見直しによる効果がその後徐々に現れ、入学者数は回復軌道となり、直近 3 年(令和 6(2024)年度、令和 7(2025)年度、令和 8(2026)年度)では、入学定員充足率は平均 96%となっている。令和 8(2026)年度においては 107.8%と入学定員充足を達成しており、安定した入学者数の確保が見込める状況を維持している。

また、本学を取り巻く経営環境は依然厳しい状況であるが、入学者確保、経常費補助金の支援に向けた努力を続けており、令和 2(2020)年度には、入学定員充足率の改善によって経常費補助金の支援を再び受けられるようになりその状況を維持し続けている。

このように、本法人は設置教育機関を運営するために必要な財務基盤を確立している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-1】 東海学院大学/東海学院大学短期大学部ホームページ「財務情報」

【資料 6-4-2】 令和 5(2023)年度学校法人神谷学園事業報告書

【資料 6-4-3】 令和 6(2024)年度学校法人神谷学園事業報告書

【資料 6-4-4】 令和 7(2025)年度学校法人神谷学園事業報告書

6-4-② 収支バランスの確保

収支バランスの確保については【資料 6-4-5】【資料 6-4-6】【資料 6-4-7】に示すように、事業計画により教育等サービスの提供を維持しつつ、財務健全化を図る予算策定をしている。

安定的な入学者の確保が継続できており、経常収支差額の改善に努める中、本法人は令和 4(2022)年度に数値がプラスに転ずる予測をしていたが、教育施設の充実のため大学の新校舎を竣工したこと。経済環境下では、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症などによる不安定な社会情勢に起因する物価高騰等によって支出増加となり達成はできなかった。以降、前述した要因による物価の高止まりが恒常化しており、更にはイラン情勢も加わったことで、経常収支差額の改善は足踏み状態にあるが、今後も早期の経常収支差額のプラス化に努めていく。令和元(2019)年度、令和 4(2023)年度に、新校舎建設など施設拡充のため外部負債が発生したが安定的な収入に基づく収支のバランスを確保し、学園全体としての収支、資金維持、教育研究経費への資金の分配等、健全性のある水準の財務状況を維持することに努めていく。

外部資金の導入については、科学研究費補助金をはじめとする研究資金、行政等からの受託事業、経常費補助金等を確保して安定した財務基盤を確立する努力を行っている。各種寄付金制度の活用による資金獲得については、地域の教育研究拠点として学外活動などを通して魅力あるものを発信し、存在感を高めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-5】 令和 6(2024)年度学校法人神谷学園事業計画書

【資料 6-4-6】 令和 7(2025)年度学校法人神谷学園事業計画書

【資料 6-4-7】 令和 8(2026)年度学校法人神谷学園事業計画書

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本法人及び本学は、財務の基本的な方針を「盤石な経営・財政の安定に基づく教育、研究の充実と発展」とし、安定的な収入財源を確保する中で、将来や社会ニーズを見据えた特色ある教育や質の高い教育を展開していくための財務体制の強化と財務指標数値に基づくリスクマネジメント体制の構築を方針とした中長期的な財務計画を立てている。具体的な中期計画策定は、本法人では2年～5年先までの施設設備整備計画案に対応する財源確保を軸に策定し、年度ごとの事業計画へ反映させている。

各予算単位部門で立案された事業計画は、評議員会への諮問、理事会の審議・決定を経て各年度の予算配分が図られるが、事業計画の立案に当たって、短期大学(学長、各短期大学関連部署)が、教育研究の充実や施設・設備の維持・管理に基づき予算編成の基本方針を作成し、これを法人へ提起している。予算編成の過程では、法人は財務シミュレーションに基づき経常収支のバランスを中心に教学からの要望を基に、法人(法人事務局長、財務部財務部長)と短期大学管理運営部門との綿密な審議を経て予算原案を作成している。予算原案は、最終的に評議員会、理事会で審議し承認され、適切な予算編成が行われるなど、中長期計画に基づく財務運営を実行している。【資料 6-4-8】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-8】 学校法人神谷学園「中期計画 2025【5カ年計画】」

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

予算執行については、「学校法人神谷学園経理規則」【資料 6-5-1】「学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程」【資料 6-5-2】「学校法人神谷学園資産運用管理規則」【資料 6-5-3】に基づき原議及び決裁を経て契約や発注を行っている。当初の予算編成後において、収入の根拠となる事実の確定又は変更や事業内容の見直し又は予期せぬ事実に伴う支出の変更について対処するため補正予算を適宜編成し、理事会、評議員会での承認を得ている。決算処理については法人監事及び会計監査人による明確で厳格な監査を受けている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の研修会には随時会計担当者や研修内容によって学園事務職員が参加して会計知識の向上に努めている。日本私立学校振興・共済事業団、会計監査人、税理士等への問い合わせや指導・助言を受け日常的にも適正な会計処理の実施に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-5-1】 学校法人神谷学園経理規則

【資料 6-5-2】 学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程

【資料 6-5-3】 学校法人神谷学園資産運用管理規則

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、評議員会の決議により選任された会計監査人による延べ 500 時間超(監査責任者及び監査従事者の 6 人公認会計士各人の監査時間合計)に及ぶ厳正な定期監査を受けている。同会計監査人は監事へ監査内容報告を行うなど監査上の連携を図る体制を整備している。定期監査日以外にも、会計監査人との連携により常に正確な会計及び関連事務処理について指導助言を受けている。監事は会計監査に立ち会うとともに、監事自身による内部監査を実施し、事故防止に努めている。会計監査人による監査及び監事の監査は適切に行われており、本法人の計算書類、財務諸表及び学園の財産目録は学校法人の財政状態及び経営状態を正しく示している。

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本法人は寄附行為に定める使命・目的に従い、関係法令を遵守し、環境・人権・安全に配慮して、適時情報公開を行い、適切な運営を行っている。環境、エネルギー、防災等の積極的対策は今後も維持・強化していく方針である。

理事会は寄附行為に基づく最高意思決定機関として戦略的かつ重要な意思決定を行える体制を整備し、適切に機能している。法人の理事・監事及び評議員は、大学教育研究活動に携わる教職員、卒業生のほか、学外の有識者を含む幅広い分野から選任しており、これら多様な視点から管理運営に対する有益な意見や助言を得ることで、学園全体における意思疎通と連携体制を構築している。

大学の管理運営体制は、寄附行為にも明示されているように、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を見据え、中長期計画に基づき単年度ごとの事業計画を立案し実施している。理事は法人の職務を執行し、監事は、文部科学省が主催する監事研修会に参加するなど、常に本学の業務状況、財務の執行状況を綿密に監視できる体制がとられている。また、これらの業務の遂行が適切に行われているかをチェックするために学内に監査室を設けており、公認会計士による監査と、監査体制を整えてガバナンスの強化を図っている。会計処理は学校法人会計基準等に従い監事立会いの下、公認会計士による監査を受け、適正かつ厳正に実施されている。

財政基盤については、財務シミュレーション及び中期財務計画に基づき、収入の予測の範囲内で最大限の教育効果のある予算を組むなど、収支バランスの安定化に努力している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学を取り巻く環境の変化に対応し、大学の管理・運営を適切に行っていくためには、法人の意思決定は的確かつ機動的でなければならない。大学の使命・目的の達成に向けて、今後とも社会の要請に応じた的確な意思決定を可能とするような理事会の機能の強化に努めていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学はこれまでも、建学の精神に基づき、明確な目的意識を持つ学生や社会人などが、教養や社会性の涵養を基礎として専門的、実践的な知識や技術を学び資格を取得するため

質の高い大学教育を実践してきた。今後は、これまでの教育の成果を基盤としつつ、多様化する社会のニーズに即応した教育改革を更に進め、社会からいっそう信頼され、選ばれる高等教育機関をめざしていく。

本法人の管理運営体制については、現時点で適切に機能しているが、激変する高等教育環境に柔軟に対応するため、今後も経営の規律と誠実性の維持・向上に努め、教育・研究・社会貢献活動を推進する運営体制を堅持する。また、環境保全、人権、安全への配慮に関しては、これまでに実施した照明のLED化や防犯設備の強化、医療機関との連携等の改善実績を踏まえ、学生・教職員の快適な学修環境や教育環境を形成するため、既存の各種規程や組織体制の不断の見直しと、更なる実効性の向上に組織をあげて取り組んでいく。

法人と教学部門の連携や意思疎通を図るために、理事長、学長のリーダーシップの下、定例会議や各種会議を継続して開催し、有効かつ迅速な意思決定が行える組織体制の確立とガバナンス強化に向けて今後も努力していく。また、各種会議や委員会等を通じて教職員とのコミュニケーションや意思疎通を円滑化し、教職員の意見や提案をくみ上げながら、管理運営の一層の改善に努めていく。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携・地域貢献

A-1. 大学の人的資源・物的資源の地域社会への還元と協力連携体制

A-1-① 大学の人的資源・物的資源の地域社会への還元と協力連携体制

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

地方に存在する大学・短期大学は使命として、地域社会との連携を大いに期待されている。そこで本学では、大学とともに地域に密着した様々な教育活動を展開し、人材育成と地域社会との連携に努めている。

1. 社会貢献

①東海えほんの森

平成 22(2010)年 12 月、本学図書館の特色づくりの一環として、絵本関連コレクションを充実させ、学外利用者の促進を図り、図書館を通して積極的に社会貢献活動に参加する方針が打ち出された。また、図書館の地域開放促進目的を更に押し進める観点から、平成 23(2011)年度より日曜日開館を実施することになった。同年、岐阜県各務原市年間事業の一環として始められた「本の街かかみがはら」構想計画について本学図書館への協力依頼があり、「絵本ライブ」「絵本の読み聞かせ」等の諸企画について本学図書館を拠点の一つとする要請を受けた。こうした要請について幼児教育学科及び子ども発達学科を中心に全学で検討した結果、本学図書館内に「絵本に関する施設：絵本ミュージアム」を開設することになった。

図書館内設置予定の「絵本に関する施設」の名称については、大学名称の一部である「東海」、絵本専門施設であることと対象が乳幼児であることからひらがなで「えほん」、学内にあそびを中心として地域開放している「あそびの森」が運営されていたことから「森」という三つの単語を統合させて「東海えほんの森」と命名した。現在、しかけ絵本を含む絵本・大型絵本・紙芝居等約 1,800 点を所蔵している。

開設のコンセプトとしては、地域在住の乳幼児と保護者、近郊幼稚園・保育園の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」の提供や、幼児教育学科及び子ども発達学科の学生に対して「教育実践の場」を利用提供することにした。その他、本学附属幼稚園、各務原市、公共図書館との連携も図ることにしている。なお、諸々の企画については、幼児教育学科、子ども発達学科の学生と担当教員、学生ボランティアへの協力体制を整えることになった。平成 23(2011)年 10 月 22 日東海祭当日、「東海えほんの森」開設を祝してオープニングセレモニーを行い、11 月 5 日より利用開始となった。その後、図書館主催イベントや、保育士、学生・教員、附属幼稚園との連携による催し物を毎年開催している。



その他、各務原市との連携として「各務原ふれあいバス」車内への附属幼稚園児の絵画展示も行った。地域貢献及び学生と幼稚園の研修・発表の場として利用提供、TV・ラジオ・フリーペーパー、図書館協議会会報誌への掲載などでもPRした結果、本学が知られるようになり、参加者同士の交流にもつながった。参加者の多くは附属幼稚園の保護者と乳幼児だが、乳幼児と一緒に参加した保護者は本学と附属幼稚園に興味を持つ機会となっている。リピーターも多いなど評判が高く、利用者数・貸出数共に年々増加傾向にある。室内にはシンボルツリー、きのこの椅子、葉っぱ型の机と椅子、天井には空に浮かぶ雲が描かれているほか、授乳コーナーやおむつ交換台も設置されており、利用者からは「1 日中安心してくつろげる空間」であるとして好評を得ている。令和 3(2021)年度は附属図書館とともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてマスク着用と手指のアルコール消毒などを実施しての開室だったが、親子の楽しんでいる姿には変わりなかった【資料 A-1-1】。

②公開講座

本学は、大学施設の開放、公開講座など、本学が持っている物的・人的資源の社会への提供を大学の重要な責務と捉え、公開講座委員会(現在は社会貢献委員会【資料 A-1-2】)をこの地域の大学としては最も早い時期である平成 5(1993)年に設置した。以後、毎年多数の公開講座を開講して多くの聴講者を無料で受け入れ、地域社会のニーズに応えるため生涯学習の観点からの社会的活動に取り組んでいる。

平成 8(1996)年度からは公開講座を、岐阜市の生涯学習講座「長良川大学」や、各務原市の同「木曽川アカデミー」との連携の下に実施し、地域住民の学習活動を総合的に支援する役割も担っている。結果として本学の知名度も高まり、参加者同士の交流にもつながっている。また、リピーターも多く評判が高い。公開講座の実施に当たっては、社会貢献委員会が企画、運営、広報等を担当している。令和 7(2025)年度には、【資料 A-1-3】に示すように「伸びやかに生きる～大学は知の宝庫～」という統一テーマの下全 8 回の講座を開催した。

2. 高大連携

令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度末まで愛知県立佐屋高等学校と連携し、ライフコーディネーター科子ども文化コースの授業に本学の音楽教員を派遣した【資料 A-1-4】。卒業作品発表会に向けてミュージカルの指導を継続的に行った【資料 A-1-5】。

1. 地域連携

本学は、有能な人材で地域社会の発展に寄与するため、教員の社会貢献活動を推進している。本学の教員は、専門知識と技能を学内の教育と研究活動に限らず学外でも生かし、「保育のしごと」見学会や保育現場での研修の講師、有識者会議やシンポジウム、講演会、出前講座、展覧会、ワークショップなど、幅広い活動を積極的に行っている。活動内容は、社会貢献委員会が毎年、「社会貢献活動報告書」にまとめている【資料 A-1-6】。

令和 7(2025)年 4 月には新たに、第 42 回全国都市緑化ぎふフェアにおける親子教室「あそびの森によっといで」【資料 A-1-7】、12 月には岐阜信用金庫「G's Dream」との協力で「読み聞かせ+赤ちゃんと一緒に作る Xmas オーナメントワークショップ」及び学生の作品展を開催した【資料 A-1-8】。その他にも、7 月開催の各務原市主催「ふれあい親子フェスタ 2025」【資料 A-1-9】、12 月の岐阜県美術館主催「GIFU ワークショップギャザリング vol. 11」【資料 A-1-10】には毎年教員が学生を引率して参加している。どちらのイベントも、教員と学生が日頃の学修の成果を応用してワークショップを展開し、訪れた親子連れがものづくりの楽しさを体験した。また、大学祭での「キッズパーク」実施等、地域の子どもたちを大学に招き、学生が主体的に考え準備した遊びや制作等で楽しんでもらえるような発表の場を設けている。本学では地域連携・子育て支援という目的での活動はもちろんのこと、それを実習とは異なる実践活動の機会とし、即戦力を備えた保育者の育成に努めている。

2. 幼児教育学科と子ども発達学科における官学連携活動

(1) 各務原市健康福祉部子育て応援課と本学学生就職課を通しての連携

令和元(2019)年から、各務原市健康福祉部子育て応援課が主催してワールドカフェ形式で保育について語り合う会が開催され、本学も会場を提供してきた。地域の保育人材の確保に貢献するため、令和 7(2025)年も 12 月に現役の各務原市公立保育所保育士、保育士を目指す本学を含む各務原市内の大学生・短期大学生、市内にある高校の保育士を志す高校生が集まって保育の重要性や楽しさを伝え合った【資料 A-1-】。

(2) 各務原市健康福祉部子育て応援課との連携

平成 28(2016)年度から、各務原市健康福祉部子育て応援課(当時：子育て支援課)からの要請を受け、各務原市主催の「親子ふれあいフェスタ」に参加している。当初は年に 3 回(夏から秋にかけて)程度、午前中だけの企画であったが、現在は年に 1 回(7 月上旬)開催される終日のイベントとなっている。会場は、各務原市の学びの森と中部学院大学の各務原キャンパスで、遊びの提供を子ども発達学科では 2 グループ、幼児教育学科では 1 グループで行った。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 令和 5(2023)年度「東海えほんの森」活動報告

【資料 A-1-2】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学社会貢献委員会規程

【資料 A-1-3】 令和 5(2023)年度東海学院大学・東海学院短期大学部公開講座チラシ

【資料 A-1-4】 高大連携事業における授業への講師派遣について

【資料 A-1-5】 高大連携報告書

【資料 A-1-6】 令和 5 年度社会貢献活動報告書(短期大学部)

【資料 A-1-7】 第 42 回全国都市緑化ぎふフェアにおける親子教室

【資料 A-1-8】 読み聞かせ+赤ちゃんと一緒に作る Xmas オーナメントワークショップ

【資料 A-1-9】 ふれあい親子フェスタ 2025

【資料 A-1-10】 「GIFU ワークショップギャザリング vol. 11」

〔基準 A の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

短期大学部の人的資源は幅広い社会貢献活動により、地域社会の発展に大いに寄与している。活動の内容と数は地域社会の大学に対する高い評価の表れともいえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

継続して長年行ってきた公開講座や地域連携活動については、現在の社会のニーズに適応した形や内容を考慮しながら引き続き充実させて実施し、地域に貢献していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

特長的な附属図書館施設「東海えほんの森」を大いに活用し、学生による絵本の読み聞かせや工作等、お話し会の実施を増やす計画である。

本学は大学と連携し、新たな地域連携・社会貢献事業も開始し、積極的に地域に貢献する取組みを展開している。

今後も、学生が学外の子育て支援活動等のイベントへ参加することを奨励し、学生の実践体験の機会を多く持てるようにするとともに、学内でのイベント参加や施設の利用を通じて地域の方々に本学により親しんでいただき、地域に開かれた大学を目指していく。

V. 特記事項

1. 社会貢献と学生の実践的学びの場

○親子教室「あそびの森」

幼児教育学科では、平成 15(2003)年度から地域との共生をテーマとして、短期大学の理念・特性を生かした子育て支援のあり方と支援業務をいかに学生育成につなげるかについて試行錯誤を試み、平成 16(2004)年度後期より、子育て支援プログラム「あそびの森」【資料 A-1-1】を開設することになった。「あそびの森」の活動は、プログラム開始から令和 7(2025)年度で 22 年目を迎えた。この間の利用者は延べ 2 万人を超え、子育て支援活動に積極的に取り組む本学の姿勢を強く地域社会に示してきた。

子育て支援プログラム「あそびの森」は、本学の模擬保育室(通称「あそびの森」)等を会場に、未就学児と保護者が共に遊びを楽しめる内容を学生が計画・準備して実践している。このプログラムの特色は、様々な遊びを提供する中で、学生が親と子に実際に関わる体験を積みながら自然に人間的成長を遂げ、地域の子育て支援に貢献できる実践力を育成することにある。「あそびの森」の理念は、「子育て親育ち・学生の心の育成」である。親は子どもと遊びを共有することでその気持ちを理解し、親自身も成長することができる。子どもは親と遊びながら温かさや優しさを感じ、人やものと触れ合って遊ぶ楽しさを知り、豊かに心を耕す。更に学生は、遊びの支援を通して実習では経験ができない親と子のつながりを間近に体験するのであり、こういった教育方法は子育て支援に関わる社会貢献のみならず、保育者・教育者として学生を成長させ、有為な人材の育成に大きく寄与している。

開設以来、「あそびの森」は参加者の多様なニーズに応えながらその内容を充実させ、年々発展的変貌を遂げている。令和 2(2020)年度にはそれまで使用していた保育実習室を、幼稚園・保育所で使用されている机や椅子、ロッカー等を備えた模擬保育室と、保育活動にも使えるダンススタジオに改装し、施設を整えた。令和 3(2021)年度以降は毎回、保護者の方たちが子育てについて情報共有する時間を設け、経験と知識が豊富な教員が話に加わり好評を得ている。「あそびの森」の情報はホームページに公開しており、広く社会に周知されている。【資料 A-1-1】